【未定稿】

第6次山形県教育振興計画 (素案)

平成26年3月14日現在山形県教育委員会

第6次山形県教育振興計画(素案)目次

第	1章		公心	論	٠.	-			•			•			•		•		•	•	•	_	1
	1	計画	策定(の趣旨	ì																		
	2	計画	の名	称																			
	3	計画	の性権	挌																			
	4	計画	の期	間																			
	5	計画	の構	戓																			
	6	計画	の進	行管理	1																		
~ ~	o *	<u>.</u> .	I - π / I		₩. 	- 181	- 1 <u>+</u>	. ــــــــــــــــــــــــــــــــــــ															
第	2章	<u> </u>	山形!	県の	教育	ויתו	目指	i 9 -	ŧΟ)													
	第 1	-		県山形					文• :	実践	の 山	」形」	の ;	継承	~	•	٠		•	•		4	
	第2	節	第5	次山形	/県教	育振	言興家	†画	•	• •	• •	• •	•	• •		• •	•		•	•		7	
		1	5次	にわた	る教	育振	言興引	†画 <i>σ</i>)策:	定													
		2	第5	次山形	/県教	育振	言興家	†画σ)取	組み	と反	人果											
	第3	節	山形の	の教育	を取	り巻	多く誤	#題	٠		• •	• •	•			٠.	٠		•	-		1 3	
		1	5教	振から	次の	時代	けに弓	き総	迷ぐ	課題	į												
		2	社会(の変化	の中	で顕	頁在化	らして	こき	た課	題												
	第 4	. 節	国の領	第2期	割教育	振興	基基基基基基	重信ス	Ī			• •	•			٠.	•		•	•		1 8	
		1	国の領	第1期]教育	振興	基基基基基	重信ス	ع⊡.	その	総抗	5											
		2	4つ(の基本	的方	向性	ŧ																
	第5	節	新たる	な教育	振興	計画	画の基	基本目	標	と目	指す	十人間	引像	•			٠		•	-		2 1	
		1	基本	目標																			
		2	目指"	す人間	像																		
		3	この	計画の	テー	マ																	
	第6	節	目指"	す人間	像の	育成	戈に向	引けて				• •	•			٠.	٠		•	•		2 5	
第	3章	基	本プ	与針 と	上主	要加	も策																
	基本	方針	Ι	Γινσ)ち」	をナ	切に	こし、	生	命を	つた	よぐ孝	汝育	を推	進す	る				•		3 9	
	主	要施	策	1	学校	・家	え庭・	地域	丈に:	おけ	る	[V \0	つち	の教	育」	の推	進						
	主	要施	策	2	思い	やり) の心	いと規	見範	意識	の育	 	()	じめ	のな	い社	会に	こ向	け	て)			
	主	要施	策	3	生命	の総	光承 σ)大切	刀さ	に関	する	5教育	育の	推進									

基本方針 Ⅱ	郷土に	こ誇りを持ち、地域とつながる心を育成する ・・・・・・・・	5 2
主要施策	4	ふるさと教育の推進	
主要施策	5	山形の宝の保存活用・継承	
基本方針Ⅲ	豊かな	な心と健やかな体を育成する ・・・・・・・・・・・・・・	5 9
主要施策	6	教育の原点である家庭教育、幼児教育の推進	
主要施策	7	豊かな心の育成	
主要施策	8	健やかな体の育成	
基本方針Ⅳ	社会を	を生きぬく基盤となる確かな学力を育成する ・・・・・・・・	7 4
主要施策	9	個の能力を最大限に伸ばすための環境整備	
主要施策 1	0	確かな学力の育成	
基本方針 V	変化に	こ対応し、社会で自立できる力を育成する ・・・・・・・・ 8	3 2
主要施策 1	1	変化に対応する実践的な力の育成	
主要施策 1	2	高等教育機関や地域産業との連携強化等	
主要施策 1	3	社会的自立に向けた勤労観・職業観の育成	
基本方針Ⅵ	特別な	なニーズに対応した教育を推進する ・・・・・・・・・・・・	9 5
主要施策 1	4	特別支援教育の充実	
基本方針Ⅷ	魅力に	こあふれ、安心・元気な学校づくりを推進する ・・・・・・・・	9 9
主要施策 1	5	信頼される学校づくりの推進	
主要施策 1	6	安全安心な教育環境の整備	
主要施策 1	7	時代の進展に対応した学校づくりの推進	
主要施策 1	8	私立学校の振興	
主要施策 1	9	学びのセーフティネットの整備	
基本方針Ⅷ	学校と	と家庭・地域が協働し支え合う仕組みを構築する ・・・・・1	1 4
主要施策 2	0 0	学校と家庭・地域との連携・協働の推進	
主要施策 2	2 1	社会全体で教育を支え、教育に取り組む気運の醸成	
基本方針Ⅸ	活力を	あるコミュニティ形成に向け、地域の教育力を高める ・・・・1	1 9
主要施策 2	2 2	公民館等を拠点とした地域コミュニティの再構築	
主要施策 2	2 3	青少年の地域力の発揮	
主要施策 2	2 4	生涯学習の充実による社会力の育成	
基本方針X	県民に	こ元気と活力を与えるスポーツを推進する ・・・・・・・ 1 3	3 3
主要施策 2	5	生涯スポーツの推進	
主要施策 2	6	競技スポーツの推進	

第1章 総 論

1 計画策定の趣旨

・ 平成17年度を初年度とする第5次山形県教育振興計画(以下「5教振」と言う。)策定 後、9年が経過しました。

この間、少子高齢化を伴う人口減少、地域コミュニティ機能の弱体化、ICTの進歩と 社会や経済のグローバル化の進展、地球温暖化や新興諸国の経済成長を背景とした環境問題の高まりなど、教育を巡る環境は大きく変化し、昨今は、いじめや体罰などの課題が社会問題として顕在化しています。

- ・ 平成23年3月に発生した東日本大震災は、原子力発電所の事故と相まって、我が国に未 曾有の被害をもたらし、国土の強靭化、エネルギー政策の在り方など我が国政策の根幹に 関わる課題を露見させるとともに、多くの教訓を残しました。しかし一方で、我が国には、 人と人、人と地域、地域間の「絆」が今なお存在していることを強く印象付けました。
- ・ こうした中、国では、改正教育基本法に基づき平成20年に策定した教育振興基本計画が 平成24年度で計画最終年度を迎えたことから、平成25年度から今後5年間に実施すべき 教育上の方策を盛り込んだ第2期教育振興基本計画(以下「第2期計画」と言う。)を策 定(平成25年6月14日閣議決定)し、各種の施策に取り組んでいるところです。
- ・ さらに、国では、政権交代後、21世紀にふさわしい教育体制を構築し、実行に移してい くことを目的に教育再生実行会議を開催し、審議内容として、いじめ問題への対応に加え、 教育委員会制度の抜本的見直し、6・3・3・4制の在り方を挙げるなど、現行の教育制 度を抜本的に見直そうとしています。
- ・ このような国の教育改革・施策の動向を踏まえつつ、社会や経済の変化に本県の教育行 政がどのように対応していくのか、方向性を示す必要があります。

このため、今後 10 ヵ年の本県教育行政の方向性、中短期の施策を具体的に盛り込んだ計画を新たに策定するものです。

2 計画の名称

この計画は、過去5次の教育振興計画を継承して策定するものであり、名称を第6次山形県教育振興計画とします。

3 計画の性格

- (1)教育基本法第17条第2項に規定する「地方公共団体における教育振興基本計画」として 位置付けます。
- (2) 県の第3次山形県総合発展計画及び短期アクションプランとの整合を図ります。

【参考】教育基本法

第17条第2項 地方公共団体は、前項の計画(政府が定める教育振興基本計画)を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

4 計画の期間

この計画の計画期間は、策定から平成36年度までのおおむね10ヵ年とします。

5 計画の構成

この計画は、「基本計画」及び「実施計画」により構成します。

(1)基本計画

基本計画では、おおむね10ヵ年の長期的展望に立った本県教育の基本的姿勢及び施策の 方向(総論)と、総論を踏まえながら、中短期の視点(概ね5ヵ年)で重点的に取り組む 分野別の主要な施策の方向(各論)を示します。

(2) 実施計画

実施計画は、基本計画の各論に掲げた主要な施策に係る前期5ヵ年の具体的な取組みと その推進工程を示します。

また、主要な施策ごとに目指すべき目標指標を設定します。目標指標は可能な限り数値化するとともに、成果に関する指標の設定に努めます。

※ 目標指標の設定に当たっては、国の第2期計画における目標との整合に留意します。

6 計画の進行管理

計画の進行管理は、実施計画の評価などを通じて行います。

毎年度、事業等の進捗状況や課題、目標の達成状況等を整理・分析し、評価を行います。 評価に際しては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に規定する「教育に関 する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」に基づき、教育に関し学識経験を有する 者の知見を活用し、評価の結果を公表します。

実施計画の終了年度には、その成果を総括し、次期の実施計画を策定します。

なお、社会経済情勢が大きく変化するなどの場合においては、計画内容の見直しを含め、 柔軟に対応します。

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律

- 第27条 教育委員会は、毎年、その権限に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び 評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しな ければならない。
- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

第2章 山形県の教育が目指すもの

第1節 教育県山形の歴史 ~ 「普及・実践の山形」の継承 ~

本県は、教育について「普及の山形」「実践の山形」と称され、高い評価を得てきました。 これは、県民の教育に向けた努力に対する評価であり、このような教育県としての風土は、 綿々と今日に至るまで継承されています。

山形県が教育県と評価された根拠には諸説ありますが、『山形県教育の発達と地域社会 (佐藤源治氏著)』によれば、①社会教育・勤労青少年教育の徹底と水準の高さ、②活発な 青年団活動、③自治講習所による指導者の養成、④優れた青年の学力、⑤へき地教育の熱心 さがあげられています。

1 戦前の普及と実践

(1) 初等教育における高い就学率・高い出席率 (明治20~大正期)

大正期において、本県は初等教育における高い就学率及び出席率を実現しています。 明治20年代までは経済的余力がなかったことや、女子教育に対する理解不足などにより、就学率は低い状況でした。こうした中、明治22年に、鶴岡市の私立忠愛小学校で、 生活が苦しい家庭の子どもたちに昼食を出しました。これは、日本の学校給食の始まり とされ、教育を普及しようとする工夫がわが国最初の学校給食につながったと言えます。 明治30年代になり、経済発展の振興による就学の要求の高まりの中、「子守学級」の 設置を奨励したことにより、就学率が向上しました。さらに、大正期には、出席奨励策 を組み合わせながら、出席率でも全国の上位を占めることになりました。

(2) 社会教育・勤労青少年教育の徹底と水準の高さ(明治末~昭和15)

明治末期以降、本県では実業補習学校が普及しました。小学校教育を終了後、勤労青少年たちは、農業や土木など実業に従事しながら引き続き教育を受けることができ、その就学率も全国トップクラスという教育的風土を有していました。

昭和初期に入っても、本県では実業補習学校、青年訓練所、青年学校における就学率 及び出席率が高く、いかに向学心に燃えている県民が多かったかを示しています。

(3) 自治講習所による指導者の養成(大正4~)

大正4年、本県は地方自治の中核となる人材養成を目的に、自治講習所を開設しました。実学と勤労を柱とした人づくり・人間修行を行い、全国に例のない自治研修機関、 青年教育機関として県内外に高く評価されました。

(4)優れた青年の学力(昭和6年~昭和14)

徴兵検査時における学力調査の本県の成績概況をみると、昭和6年から昭和14年頃まで、連続して最高位かそれに近いよい成績をあげています。その要因は、初等教育における高い就学率及び出席率、実業補習学校や青年訓練所への進学、県民の教育に対する高い関心と熱意などが挙げられます。

また、師範学校出身の教諭の比率が高く、全般的に質の高い教育水準を保つことができたことも大きな要因と言えます。

2 戦後における普及と実践の継承

(1) 地域の生活に根ざし、一人ひとりを育てることを目指した実践

地域の特色を活かした指導方法や教材を開発し、「子どもたち一人ひとりに力をつける」ことを目指した、多くの教師たちの実践があります。

昭和26年に出版され、全国的に注目を集めた『山びこ学校』もその一つです。生活の 現実をありのままに見つめ、自分の言葉で書き綴ることを通して、人間としての成長を 促すことを目指した実践です。

(2) 高等学校教育の普及

① 定時制高等学校の整備

昭和23年、新制高等学校の発足とともに、本県では、定時制高等学校を整備し、全国でも例をみない45校を設置しました。この全国一の定時制高等学校開設(対総人口比)は、地域の勤労青少年や教師たち、地元の人々の熱意と開設への支援・努力が結実したものであり、県民の教育への熱心さを示すものとして、「勤労青少年教育の県・山形」と高く評価されました。

② 高等学校急増対策の実施

昭和30年代後半、産業経済構造の変化や著しい技術革新に対応するため、産業界における技術者の需要が急増しました。本県は、昭和35年、全国に先駆け、高校整備対策協議会を設置し、工業高校の新設、既存工業高校の課程増設など、特に規模の充実を中心に高校整備を図りました。

(3) へき地教育振興の実績

昭和25年開催の第5回全国へき地教育研究大会における「同単元指導」開発による発表は、へき地教育の研究と複式学級の指導法という二つの面で、全国のへき地教育振興に大きく貢献しました。へき地における豊かな自然を素材として、地道に地域教育に情熱を傾け、子どもたちの地域に対する誇りや協同・友愛などの社会性を養おうとした教師たちの成果が現れたものです。また、算数・理科・家庭科の「複式学級用教科書」等も、全国的にも優れた業績と言えます。

(4) 社会教育における先駆的な取組み

教育県山形としての伝統は、青年学級の発足をはじめ、産業開発青年隊運動、青空公 民館の名で親しまれた公民館活動、若妻学級など、全国の社会教育分野の先導的役割を 果たすことにつながりました。

① 青年学級の普及

勤労青年の唯一の教育機関である青年学校が、学校教育法施行とともに廃止されましたが、昭和24年、本県は、定時制高校等への通学困難な地域・子弟向きに県独自の青年の長期教養施設として、青年学級を発足させました。この本県に発足した青年学級は、

勤労青年たちの社会教育の学習の場として全国的に普及していきました。

② 産業開発青年隊運動の広がり

産業開発青年隊運動は、戦後、山形県連合青年団が実践した運動で、合宿し自活しながら共に働き、相互学習の共同学習により、職業を身に付け自立する運動です。

昭和26年、西村山郡青年団が実践し、その後、運動を県内に広げていきました。 本県の成果をみて、建設省・農林省が全国的な規模の運動として取り上げることとなりました。

戦後の混乱と激動の改革と再建の時代に、山形県はまさに国土復興の担い手づくり、 草の根の社会教育活動の発信基地となっていました。

3 近年における普及と実践の取組み

(1) 社会教育における継承

① 中型青年の家の設置

昭和34年、上山市に開所された県青年の家は、戦後の青年たちの学習の場として役割を果たしてきましたが、青年の研修要求を満たすには改善の必要がありました。

その折、文部省は、東北地方への国立青年の家の設置構想を明らかにしました。本県でも、各方面から「誘致」の声があがり、山形県連合青年団は誘致運動に取り組みました。誘致合戦には敗れたものの、本県青年の熱意と関係者の誠意が評価され、全国初の中型青年の家が、昭和42年、天童市に設置され、全国的な注目を集めました。

② 青少年ボランティア活動の広がり

県内青少年による「地域単位」のボランティア活動は「山形方式」と呼ばれ、全国的に高く評価されています。中学生や高校生からなる青少年ボランティアサークルが、県内各地で自主企画により地域の子どもたちや高齢者等との交流活動を始めました。その後、独居老人宅の除雪や福祉施設訪問、環境美化等の地域に根ざした多様な活動に取組みが広がっています。

(2) 少人数学級編制の実施

平成14年、きめ細かな指導のもと、基礎・基本を徹底するとともに、いじめ・不登校等の今日的な教育課題を解決することを目的として、全国に先駆け、少人数学級編制を小学校に導入する「教育山形『さんさん』プラン」をスタートしました。

その後、順次、導入学年を拡大していき、平成23年に小学校1年生から中学校3年生まで義務教育全ての課程での少人数学級が完成しました。

4 地域とともにある山形の教育

山形県は、戦前・戦後を通じて教育県としての評価を得、このような実績を積みあげてきました。これらの取組みや活動などは、地域住民が必要としたものであり、地域ぐるみの運動などによる教育的要求が具現したものであり、教育の地域的な土台を培ってきたものです。本県教育の特徴は、地域と結びついた教育であり、これを可能にしてきたものは、県民の

教育への理解の高さと熱意であったと言えます。

第2節 第5次山形県教育振興計画

1 5次にわたる教育振興計画の策定

(1) 山形県長期教育計画(計画期間:昭和44年度~昭和50年度)

県教育委員会では、昭和44年8月、本県初となる山形県長期教育計画を策定しました。 これは、第5次山形県総合開発計画に示された教育に対する要請に応えるとともに、長期的展望と総合的な視野に立った政策の必要性が求められることに鑑みて策定された教育分野の総合計画です。

この計画は、文部省の統括的文教制度を基本に据えながらも、本県の特性を活かしながら他の教育行政部門や地域開発分野などの一般行政分野との関わり・整合性をとりつつ、 学校教育と社会教育それぞれの課題と解決の方向を示した極めて画期的なものでした。

〈主な取組み〉

- 県立博物館の開館
- ・ 青少年社会教育施設の整備(海浜青年の家、朝日少年自然の家)
- 特殊学校の整備(山形養護学校、米沢養護学校)
- ・ 県教育センターの設置
- 全国高等学校総合体育大会を本県主会場に開催、山形県体育協会の設立

(2) 山形県教育振興計画(計画期間:昭和51年度~昭和60年度)

本県では、昭和50年代において、従来の高度成長の反省に立ち、経済優先から人間優先へ、開発重視から環境重視へと大きく方向を転換し、環境と調和した高福祉社会の創造を指向しました。また、将来、情報化・国際化社会へと移行することで、教育・文化面でも大きな変革を迫られることが予想されることなどを踏まえ、教育の基本目標を次のように設定しました。

- ① 創造力に富み自主性のある県民の育成
- ② うるおいのある人間性豊かな県民の育成
- ③ 健康でたくましい県民の育成
- ④ 郷土を愛し、活力ある地域社会をつくる県民の育成
- ⑤ 国を愛し、国際的視野をもった県民の育成

〈主な取組み〉

- ・ 青少年社会教育施設の充実(金峰少年自然の家、飯豊少年自然の家の開館)
- ・ 特殊学校の充実(新庄・鶴岡・ゆきわり養護学校、上山高等養護学校の開校)
- ・ 県立高校入試の検査教科を5科目に拡大
- 国民体育大会冬季スキー競技会を山形市蔵王で開催

(3) 第3次山形県教育振興計画(計画期間:昭和60年度~平成7年度)

これまで培ってきた本県教育の優れた伝統を継承するとともに、自らの向上と生きがいのある学習社会の実現をめざし、新たな時代に対応した望ましい県民を育成するため、次に掲げる基本目標を設定しました。

- ① 創造力に富み、自主性のある県民の育成
- ② うるおいのある人間性豊かな県民の育成
- ③ 健康でたくましく、勤労を尊ぶ県民の育成
- ④ 郷土を愛し、活力ある地域社会をつくる県民の育成
- ⑤ 国を愛し、国際的視野をもった県民の育成

〈主な取組み〉

- 高等学校普通科活性化推進事業を展開、外国語指導助手を配置
- ・ 生徒の大幅減少に対応するため高校の整備・統合案を策定 これによる統合新設校:北村山高校、南陽高校、上山明新館高校
- 県生涯学習センター、県立図書館(愛称「遊学館」)が開館
- ・ 財団法人山形県埋蔵文化財センターを設立、うきたむ風土記の丘考古資料館が開館
- ・ 国民体育大会「べにばな国体」を開催
- 高等教育機関の整備(東北芸術工科大学、産業技術短期大学校が開校)

(4) 第4次山形県教育振興計画(平成7年度~平成17年度)

この時代、全国的に受験競争の過熱化や学校教育の画一性などが大きな問題となっていました。こうした中、本県は教育計画において、全国に先駆けて「感性」を取り上げ、「感性豊かな教育と文化の創造」を計画の副題とし、教育基本法における教育の目的を踏まえながら、本県教育の優れた伝統を継承するとともに、新たな時代に対応できる人間を育成するため、次に掲げる基本目標を設定しました。

- ① 豊かな心を持ち、創造力に富むたくましい人間の育成
- ② 個性を尊重し、共に社会の発展に貢献できる人間の育成
- ③ 郷土の自然や文化を愛し、国際社会に生きる人間の育成

〈主な取組み〉

- ・ 少人数学級編制 教育山形「さんさん」プランを導入
- 学校週5日制、総合的な学習の時間の導入、
- 県立高校にスクールカウンセラーを導入、教育用PC配備の充実
- 県立高校再編整備計画を公表、新たなタイプの高等学校を整備 多部制の単位制高校(霞城学園高校)、中高一貫教育、総合学科、単位制普通科
- ・ 全国規模のイベントを開催

全国産業教育フェア、全国ボランティアフェスティバル、全国健康福祉祭 全国高等学校総合文化祭、生涯学習フェスティバル、全国植樹祭、国民文化祭等

- ・ 社団法人山形県スポーツ振興 21 世紀協会を設立
- 高等教育機関の整備(東北公益文科大学、県立保健医療大学)

(5) 第5次山形県教育振興計画(平成17年度~平成27年度)

本県の美しく豊かな自然風土、「いのち」を大切にする本県の精神文化を土台とし、「感性教育」を基本とした4教振など過去の教育振興計画の流れに沿いつつ、さらに一歩踏み込んで「いのちの教育」を柱に据え、次に掲げる基本目標とその実現のための基本方針を設定しました。

- 基本目標 知徳体が調和し、「いのち」輝く人間の育成
- テーマ 山形の教育「いのち」そして「まなび」と「かかわり」
- 目標実現のための基本方針
 - ① 「いのち」を大切にし、豊かな心と健やかな体を育てる
 - ② 「まなび」を通して、自立をめざす
 - ③ 広い「かかわり」の中で、社会をつくる
 - ④ 学校と地域を元気にする

2 第5次山形県教育振興計画の取組みと成果

(1)「いのち」を大切にし、豊かな心と健やかな体を育てる

① 5 教振の目標の中核である「『いのち』輝く人間」の育成のため、「いのちの教育の指針」を策定(H18.3)。子どもたちが「自分の生命や存在をかけがえのないもの」と感じ、他の生命や存在も大切と思えるよう、「いのちの教育」に様々な分野で取り組み、児童生徒の自尊感情が向上**するなど一定の成果を上げています。

※ 自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合/小6 H22:77%→H25:77.7%

- ② 家庭教育に関する学習の機会を充実させるため、やまがた子育ち講座や家庭教育出前講座などを開催して、家庭の教育力の向上に努めています。
- ③ 家庭、幼稚園・保育所等及び地域が連携して、幼児期の子どもを育む「幼児共育(ともいく)」を推進するために、「山形県幼児共育アクションプログラム」の策定(H21.4)や「ふれあい活動プログラム」を開発するとともに、幼児共育ふれあい広場の開催などに取り組んでいます。
- ④ 本の好きな子どもを育てるため、「山形県子ども読書活動推進計画」を策定(第1次 H19.3、第2次 H24.3) し、学校ボランティアによる読み聞かせ活動や全校一斉読書等を 推進しています。また、県内公立図書館横断検索システム(H19)、インターネット予約 システム(H19)を導入し、県立図書館の利便性向上を図りました。

- ⑤ 各小・中・高等学校で、地域における奉仕活動や自然体験、職場体験等様々な体験活動を教育課程に位置づけ、人や自然とのかかわりの中で思いやりの心を育む取組みを進めています。
- ⑥ スクールカウンセラーの活用、教育相談員や子どもふれあいサポーター、別室学習指導教員の配置など、問題行動の予防・早期発見・対応のための教育相談体制、別室登校生徒への学習支援体制を整備したことにより不登校児童生徒の出現率が改善^{**}しました。
 ** 不登校児童生徒出現率 H21:0.99%→H24:0.89%
- ⑦ 栄養教諭を計画的に配置するとともに、学校における食育計画の作成と食育の推進に より、子どもたちの健康の増進と望ましい食に関する教育の充実に取り組んでいます。
- ⑧ 「体力づくり1学校1取組み」の推進、地域のトップ選手や指導者の学校への派遣、 体育実技指導者講習会の開催等を通じ体育授業を充実したことにより、体力・運動能力 調査において本県児童生徒の数値は改善傾向にあります。

(2) 「まなび」を通して、自立をめざす

- ① きめ細かな指導によって、基礎・基本の徹底を図り、確かな学力を身に付けさせるため、 少人数学級編制(教育山形「さんさん」プラン)について、小学校1年生から中学校3年 生までの義務教育課程に完全導入を実現(H23)しました。
- ② 小・中学校における学力向上、いじめや不登校など教育課題に対応するため、少人数学級編制を基盤として、小学校低学年副担任制、重点強化充実制、中学校における別室学習指導教員の配置など、教育山形「さんさん」プランを充実したことにより、学力面はもちろん、特に生活面で不登校や欠席率も改善している**など着実に成果を生んでいます。
 ** 小学校の欠席率 H16:0.43% → H24:0.41% (H18:0.50%)
- ③ 時代にふさわしい能力を身に付けさせるため、全ての小学校で5・6年生の外国語活動を実施、情報モラル・マナーに関する指導プログラムの活用、理科支援員の配置やスーパーサイエンスハイスクール事業などに取り組んでいます。
- ④ 県立学校情報化推進事業を実施し、県立学校の校務用パソコン整備率、校内LAN整備率ともに100%を達成しました。
- ⑤ 児童生徒一人ひとりの勤労観・職業観を育てるため、小・中学校における職業現場の 体験、高等学校におけるインターンシップ、地域の職業人や各界で活躍するプロフェッ ショナルを招いての講演会の開催などキャリア教育に取り組んでいます。
- ⑥ 障がいのある児童生徒に、障がいの種類や程度に応じたきめ細かな指導を行うため、 全ての公立小・中・高等学校で特別支援教育コーディネーターの指名、校内委員会の設 置を行うとともに、特別支援学級に少人数学級編制を導入(H25)しました。また、特別 支援学校では、児童生徒一人ひとりの「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」を 作成し指導に当たっています。

- ⑦ 村山特別支援学校(H20)、同楯岡校(現楯岡特別支援学校) (H20)、酒田特別支援学校(H23)を整備したほか、「山形県特別支援学校再編・整備計画」を策定(H25.4)し、県内8エリアへの知的障がい特別支援学校の整備に着手するなど、障がいのある児童生徒の教育環境の充実に向け取り組んでいます。
- ⑧ 「県立高等学校教育改革実施計画」(H17.3 策定)に基づき、中学校卒業者数の減少に 対応して学校の統廃合を進めるとともに、総合学科高校、総合選択制高校、単位制高校 など生徒の多様なニーズに応える新しいタイプの高等学校を整備したほか、県内初の併 設型中高一貫校の開校に向け整備を進めています。
- ⑨ 県立学校(高校・特支)に学校裁量予算を導入(H21)し、各学校それぞれ特色ある学校づくりに取り組んでいます。
- ⑩ 県内初の管理栄養士養成施設となる県立米沢栄養大学を開学(H26.4)します。

(3) 広い「かかわり」の中で、社会をつくる

- ① 青少年の「社会力」を高めるため、山形方式と言われる地域青少年ボランティア活動の拡大**に向けて支援するとともに、地域課題の解決に主体的に取り組む青年リーダーを育成しました。
 - ※ YYボランティア関連事業参加者数 H22:1,684 人 → H24:2,233 人
- ② 地域住民の参画により子どもたちのまなびを支援する体制を構築するため、学校支援 地域本部や放課後子ども教室設置の推進に取り組んでいます。
- ③ 山形らしい自然体験や社会体験、交流活動を通して子どもたちの「社会力」を育むために、県立5青少年教育施設の各種体験プログラムの充実を図っています。
- ④ 県立博物館に収蔵されている土偶「縄文の女神」が国宝指定を受けました(H24.9)。 また、大江町の「最上川の流通・往来及び左沢町場の景観」が国の重要文化的景観に選 定(H25.3) されました。これらの地域資源など次世代に残すべき「山形の宝」の保全 活用に努めています。
- ⑤ 親から子、子から孫の代に「ふるさと山形」の良き生活文化や知恵、伝統芸能など地域文化を教え合い、学び合いながら伝承していく「ふるさと塾」の活動を支援しました。
 ※ ふるさと塾活動賛同団体数 H22:253 団体 → H24:276 団体
- ⑥ 県民の誰もが生涯にわたりスポーツに親しむことができるように、総合型地域スポーツクラブの創設・育成を支援**し、住民に身近なスポーツ環境の整備を図っています。 *** 総合型地域スポーツクラブの設置状況:31 市町村 58 クラブ(H25, 4.1 現在)
- ⑦ 本県の選手が全国や世界の舞台で活躍するなど、県民に感動と活力を生み出す力強いスポーツを推進するため、各種競技を強化したことにより、国内外で活躍する選手が生まれ、オリンピック出場選手を輩出しました。さらに、スポーツタレント発掘事業を実施し、ジュニア期から一貫した指導体制のもとトップアスリートの育成に取り組んでいます。

(4) 学校と地域を元気にする

- ① 信頼され、尊敬される教員を育成するため、山形大学教職大学院に教員を派遣するとともに、「組織マネジメント」「学習指導」「生徒指導」「特別支援教育」の4つの観点から「担任力」の向上に取り組みました。
- ② 教員の多忙化を解消し、児童生徒と向き合う時間を確保するため「教師のゆとり創造 アクションプログラム」を策定(H21.3)し、各学校において校務運営の改善、事務的作 業の業務量の削減、課外指導・部活動の負担軽減などに取り組みました。
- ③ 教職員の健康管理を進めるため、定期健康診断や人間ドック等の提供、管理監督者の ためのメンタルヘルスセミナーの開催等、心身両面からの健康管理対策を充実しました。
- ④ 安全・安心な学校づくりを推進するため、耐震性が確保されていない県立学校施設の耐震化を計画的に実施^{**1}するとともに、市町村立学校施設の耐震化が推進^{**2}されるよう働きかけに努めています。

※1 県立学校の耐震化率 H22:81.8% → H25:92.0%※2 市町村立小中学校の耐震化率 H22:61.7% → H25:86.8%

- ⑤ 子どもたちの安全を確保するため、「学校における危機管理の手引き」(H22 総論・学校安全編、H24 学校保健編・学校給食編)を策定。これをもとに全ての公立学校(小・中・高・特支)で危機管理マニュアルを策定しました。また、道路管理者、警察と合同で通学路の安全点検を実施し、実態に応じて安全確保対策を行っています。
- ⑥ 保護者や地域とともに「開かれた学校」をつくるため、全ての県立高校に学校評議員 を配置し学校評価を実施しました。また、地域住民が学校支援のためのボランティア活 動などを行い、地域全体で学校を支援する学校支援地域本部設置の推進に取り組んでい ます。
- ⑦ 県民一人ひとりの教育に対する関心と理解を深め、社会全体で教育に取り組んでいく 意識を醸成するため、11 月第 2 土曜日を「やまがた教育の日」、11 月を「やまがた教育 月間」と定め(H24)、普及定着に取り組んでいます。

第3節 山形の教育を取り巻く課題

1 5教振から次の時代に引き継ぐ課題

(1) 自分や他人の「いのち」を尊重し、生命を継承する教育の推進

平成23年3月に発生した東日本大震災では、数多くの貴重な命が失われました。また、学校では、いじめや体罰を受けた児童生徒がかけがえのない命を自ら絶つという痛ましい事件が発生しています。今まさに、5教振の柱である「いのち」の教育、すなわち自らの「生命」を大切にし、同時に他の人の「生命」と「生き方」をも尊重する、「いのち」に対する畏敬の念を持つことの大切さを再確認することが必要です。

一方で、人口減少の加速化が懸念されています。こうした中、地域の活力を維持し、発展させていくためには、新たな生命を育み、生命を次の世代につないでいくことが求められています。

(2)教育の原点である家庭教育の充実

家庭教育は、親等が子どもに対して行う教育で、乳幼児期からの愛情で結ばれた家族との関わりを通じて、子どもが基本的な生活習慣や倫理観、社会的マナーなどを身に付けるうえで、重要な役割を担っています。

家庭は教育の原点であり、全ての教育の出発点です。乳幼児期からの家庭教育を更に充実させるために、「幼児共育(ようじともいく)」**や家庭教育に関する学習機会を通じて、親の、親としての学びや育ちを社会全体で支えていく必要があります。

※ 幼児共育(ともいく)

家庭、幼稚園・保育所、地域の三者が、それぞれの役割を踏まえながら、一体となって、幼児期の子どもを共に育むことを目指す本県独自の考え方のこと。

(3) 人間性を高めるための読書活動の充実

各学校で朝読書や一斉読書などの読書活動に取り組んでいますが、読書が好きな児童生徒は減少傾向にあります。読書を通して、感性を磨き、豊かな想像力や思いやりの心を育み、幅広い人間性を養うため、「読育(どくいく)」*を引き続き推進していく必要があります。

※ 読育(どくいく)

ここでは、学校と家庭・地域が連携し、社会全体で子どもの読書活動を推進していくためのキャッチフレーズとして使用している。

(4) 健やかな体の育成

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果によれば、全国的に子どもの体力・運動能力は向上傾向にあるものの、昭和 60 年頃と比較すると依然低い状況にあります。また、種目別でみると、本県の子どもは「走る」と「投げる」の能力が課題になっています。さらに、肥満傾向の児童生徒が増加するなど、新たな健康問題への対応も必要です。

体力や健康は、まなびを支える基本であり、生きていく力の基盤となるものです。引き 続き、体力の向上、健康の改善に取り組む必要があります。

(5) 個々の能力を最大限伸ばす

教育山形「さんさん」プランは、平成14年度の制度導入以来、その時々の教育課題に対応するため、制度の充実を図ってきました。しかし、複式学級に係る支援、通常学級に在籍するADHD等の特別な支援が必要な児童生徒への支援など、学校の教育環境には引き続き検討すべき課題があります。

全国学力・学習状況調査の結果を分析すると、教育山形「さんさん」プランによるきめ 細かな指導により、成績下位層の底上げはなされているものの、成績上位層の能力を十分 伸ばしきれていない状況にあります。また、国語はおおむね好成績である一方、算数・数 学の力が弱いことが課題となっています。

また、高等学校では、いわゆる難関大学、医学部医学科の合格者数が減少傾向にある一方で、学び直しが必要な生徒への対応も必要となっています。

(6) 一人ひとりの勤労観・職業観の育成

児童生徒が働くことの意義を理解し、主体的に進路を決定できるよう職場体験やインターンシップ等を実施していますが、一部に、これらを実施すること自体が目的化しているのではないかとの指摘があります。

また、成果・能力重視の賃金制度導入、非正規雇用の増加など雇用環境の変容はあるものの、就職ミスマッチや職場での人間関係の悩みなどによる早期離職者が増加していることから、若者の勤労観・職業観の未熟さや、社会の一員としての自覚の希薄さを指摘する声もあります。

子どもたちが、将来、社会の一員としてしっかりと自立していくため、改めて、一人ひとりの勤労観・職業観の育成に取り組んでいく必要があります。

(7) 特別な支援を要する幼児児童生徒への支援の充実

特別な支援を要する児童生徒が増加傾向にあります。障がいの状態や特性に応じた適切な教育を保障するには就学前からの早期の対応が重要です。医療・保健・福祉関係機関と連携し、障がいのある乳幼児の早期発見やその後の適切な支援、相談体制の充実を図ることが必要となります。

また、小・中学校の通常の学級、高等学校に在籍する発達障がい等特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する支援の充実も課題となっています。

さらには、労働・福祉関係機関と連携した就学先の職場開拓や職場定着等、障がいのある 児童生徒の自立と社会参加に向けた支援の一層の充実を図る必要があります。

(8) 信頼され尊敬される教員の養成

今後迎えるベテラン教員の大量退職、教育課題の複雑化や多様化に適切に対応するため、 優秀な教員を採用するとともに、学び続ける教員のために充実した研修体系を構築すること が必要です。

体罰は学校教育法で禁止されている行為であり、体罰等の問題を考えることは、子どもの 人格・人権・「いのち」を考えることです。教員や指導者が、体罰や暴言等の不適切な行為 は絶対にしないという強い意志を持って子どもと向き合うことで、体罰の撲滅に向けた取組 みを徹底していく必要があります。

(9) スポーツの推進

本県のチームや選手が世界や全国のひのき舞台で活躍することは、県民に元気と誇りを与えてくれます。一方で、県民の健康増進や高齢化に対応した生きがいづくりのため、県民誰もが生涯にわたりスポーツに親しめるようにしていくことが必要です。

スポーツは、青少年の健全育成や、地域社会の再生等、県民生活の多くの場面で有効な役割を担っています。スポーツを人材育成の一つの手段として活用していくことも必要です。

(10) 文化財など地域の宝の保全・継承

文化財について、その維持管理や修繕に係る経費が所有者にとって大きな負担となっています。また、地域の民俗芸能は、後継者不足により地域から失われつつあります。これら地域の宝を知り、次世代に継承していくための仕組みや取組みが必要です。

2 社会の変化の中で顕在化してきた課題

(1) 少子高齢化を伴う人口減少への対応

本県教育を巡る環境変化の中で最も大きな課題の一つは、少子高齢化を伴う急激な人口減少です。

国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」によれば、2040年には、本県の人口は2010年対比で約3割減の83万人程度となり、そのうち0歳から19歳の若年層は、2010年対比で半数近くにまで減少すると推計されています。

これにより、児童生徒の減少に伴う学校教育への影響、地域の拠点としての学校統廃合の進行と若年層の減少に伴う地域コミュニティの活力減退、本県の産業経済と社会の持続的発展への影響、さらには、豊かな自然や各地域の民俗芸能・地域の祭りなど「山形の宝」の次世代への伝承がなされなくなることが懸念されます。これらに対しては、教育においても正面の課題と見据えて対応していくことが必要です。

【参考】山形県の将来推計人口

(単位:人)

		2010 年(構成比) A	2040 年推計(構成比) B	増 減 B−A C	増減率 C/A
L	山形県の人口	1, 168, 924 (100. 0%)	835, 554 (100. 0%)	▲333, 370	▲ 28. 5%
	うち0~19歳	204, 795 (17. 5%)	112, 559 (13. 5%)	▲ 92, 236	▲ 45. 0%
	うち 65 歳以上	322, 690 (27. 6%)	328, 545 (39. 3%)	+ 5, 855	+1.8%

⁽注)「国立社会保障・人口問題研究所(平成24年1月推計)」より

(2) グローバル化等の進展への対応

ICT技術の進歩と社会や経済のグローバル化の進展に伴い、本県の地域産業や社会生活も世界経済の影響を直接又は間接に受ける状況となっています。加えて、地球温暖化等に起因する地球規模の環境問題、食料・エネルギー問題に直面するなど、今や、我々の住む地域も世界との連動性が一層強まり、その動向と切り離して持続的発展を図ることはできない状況にあります。

世界を見据えたグローバルな視点を持ちつつ、自らの住む地域の自然や文化、伝統を知り、愛し、誇りに思い、そして地域づくりに積極的に関わる人材を育成することが不可欠となっています。

(3) 地域コミュニティの再構築

本県は、社会教育の先進県と言われ、公民館を地域の核として活発な地域活動が展開されてきました。しかし、現在、都市部では地域住民のつながりが希薄化し、地域活動の停滞が課題となっています。一方、農山村地域では人口流出や高齢化の進展により、地域コミュニティの存立自体が危惧されています。

地域の活力を維持、活性化していくためには、公民館やコミュニティセンターなどを拠点として、地域コミュニティの再構築に取り組む必要があります。

(4) 生涯学習社会を保障する公教育機能の充実

「生涯学習」の概念の浸透に伴って、学習者が学習実践の主役となり、学習内容の充実 が図られ、数多くの講座が開設されました。

一方で、学習権や自己教育のみが強調され、社会教育行政が責任を持つべき公教育機能が低下する傾向が生じ、現代的な課題や地域独自の課題に対応し「社会の要請」に応える講座は、趣味、スポーツ、レクリエーション等の「個人の要望」に応える講座よりも少ない状況となっています。

また、学んだ人とそうでない人の間に、知識格差、情報アクセスの格差、健康格差、交 流格差、自尊感情や生きがいの格差等も生じています。

今後は、公教育としての役割を再認識し、社会教育関係職員の確保や資質向上に努め、 「個人の要望」と「社会の要請」のバランスの取れた生涯学習を推進していく必要があり ます。

(5) インクルーシブ教育システムの考え方を踏まえた特別支援教育の推進

平成24年7月、中央教育審議会が「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進について」の報告書を公表しました。

今後は、障がいのある子どもと障がいのない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶこと を目指すというインクルーシブ教育の考え方を踏まえて、特別支援教育を推進していく必要があります。

(6) 道徳教育の充実

いじめや体罰など「いのち」をめぐる問題が社会問題化し、人々の規範意識や人間関係を形成する力の低下など、心の活力が弱っている傾向が指摘されています。

国においては、いじめ問題の本質的な解決に向け、心と体の調和のとれた人間の育成に 取り組む観点から、道徳教育の充実の必要性が提言されており、道徳の教科化の具体的な 在り方が検討されています。

第4節 国の第2期教育振興基本計画

1 国の第1期教育振興基本計画とその総括

第1期教育振興基本計画(以下「第1期計画」と言う。)では、平成20年から平成29年までの10年間を通じて目指すべき教育として、義務教育修了の前後に区分した以下2点が掲げられています。

- =国の第1期計画が示した今後10年間を通じて目指すべき教育の姿=
 - ◎ 義務教育終了までに、全ての子どもに自立して社会を生きていく基礎を育てる。
 - 社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる。

第1期計画を総括すると、「10年間を通じて目指すべき教育の姿」の達成は、いまだ途中にあるとされています。また、コミュニティとの協働やICTの活用の重要性、イノベーション創出の必要性など新たな課題も浮かび上がっており、第2期計画で改めて改善方策が位置付けられています。

2 4つの基本的方向性

第2期計画においては、少子化・高齢化が進行し生産年齢人口の大幅な減少等が予想される中で我が国が持続可能な発展を遂げていくために、社会の構成員一人ひとりの能力を最大限伸ばしていくこと、一層進展するグローバル化に対応した教育を展開していくこと、学びを通じて自立・協働型の社会づくり、地域づくりを推進していくことが求められています。これらのことを踏まえ、以下の4つの基本的方向性が定められ、明確な成果目標の設定と、それを実現するための具体的かつ体系的な方策が示されています。

① 社会を生き抜く力の養成

~多様で変化の激しい社会での個人の自立と協働~

社会が激しく変化する中で自立と協働を図るための能動的・主体的な力である「社会を 生き抜く力」を誰もが身に付けられるようにする。

② 未来への飛躍を実現する人材の養成

~変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材~

あわせて特に、変化や新たな価値を主導・創造しイノベーションを実現する人材、グローバル社会において各分野を牽引するような人材、すなわち「未来への飛躍を実現する人材」を養成する。

③ 学びのセーフティネットの構築

~誰もがアクセスできる多様な学習社会~

厳しい経済社会において社会的格差等の問題が指摘される現在、前述の2点を達成する ための基礎的条件として、安全・安心で充実した教育機会にアクセスできるようにするこ と、すなわち社会参画・自立に向けた「学びのセーフティネット」を構築する。

4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

~社会が人を育み、人が社会をつくる好循環~

以上の取組みをより実効的に進めるためには、個々人の取組みに委ねるのではなく、社会全体の協働関係において推進していくこと、いわゆる社会関係資本を充実することが重要である。このため、社会のつながりの希薄化などが指摘される中にあって、学校教育内外の多様な環境から学び、相互に支え合い、そして様々な課題の解決や新たな価値の創出を促す「絆づくりと活力あるコミュニティ」の形成を図る。

第5節 新たな教育振興計画の基本目標と目指す人間像

1 基本目標

本県では、4教振において、受験戦争の過熱化など社会の変化に伴い、本来人間が成長過程の中で経験すべき体験の欠如などにより、人間性の原点でもある「感性」が育ちにくくなっていることを課題と捉え、人間形成の基盤である「感性教育」をテーマに設定しました。

5 教振では、本県の美しく豊かな自然風土や「いのち」を大切にしてきた精神文化を土台として、自他の生命の尊重、人間としての生き方を大切にした「いのちの教育」に取り組んできました。この4 教振と5 教振の期間、本県では「感性」「いのち」を中核に、人間形成の基盤や基本的な生き方を大切にしてきたと言えます。

そして、現在、本県を取り巻く環境は、少子高齢化を伴う人口減少、地域コミュニティ機能の弱体化、ICTの進歩と社会や経済のグローバル化の進展、地球温暖化などに起因する環境問題の高まりなど、急激にかつ大きく変化しています。一方で、いじめや体罰など「いのち」をめぐる問題が社会問題化し、人々の規範意識や児童生徒の学力・体力の課題が指摘されています。

こうした状況にある今こそ、人間性の基盤となる「感性」や基本的な生き方を希求してきた「いのち」の理念を備え、確かな学力を基礎に主体的に考え判断する力、豊かな感性や自分の存在を大切にしつつ人と協調し他を思いやる心、そして健康でたくましい体、いわゆる知徳体の3つがバランスよく調和するとともに、それらを活かし、自立した一人の人間として社会の発展に貢献する総合的な力としての「人間力」を育むことが求められています。

また、少子高齢化を伴う人口減少により、生産や消費といった経済面への影響はもとより、 地域コミュニティ機能の弱体化、本県の美しく豊かな自然や先人から受け継がれてきた地域 の伝統文化・民俗芸能などの喪失が懸念されています。

県勢発展の基礎は人です。県が将来ビジョンとして掲げている「自然と文明が調和した理想郷山形」を実現するためには、これまでの人口減少に対応した取組みに加え、人口減少を抑制するための教育を推進するとともに、自分が生まれ育った地域を愛し、地域で活躍し、地域の発展に貢献する人材、すなわち地域の未来をきりひらいていく人材を育成していくことが求められます。

このため、本県教育の基本目標を

人間力に満ちあふれ、山形の未来をひらく人づくり

と掲げ、教育内容や指導・支援体制の充実、教育環境の整備など、学校・家庭・地域が一体 となった山形県ならではの教育を展開します。

2 目指す人間像

基本目標である「人間力に満ちあふれ、山形の未来をひらく人づくり」を推進するため、 目指す人間像として、「『いのち』をつなぐ人」「学び続ける人」「地域とつながり続ける 人」の3つの人間像を掲げ、育成します。

「いのち」をつなぐ人

学び続ける人

地域とつながり続ける人

「いのち」をつなぐ人とは、5 教振において取り組んできた「いのちの教育」の理念を継承し、更に発展させた概念です。具体的には、自分自身の存在や生き方を価値あるものとして大切に(自尊感情)し、自分と同時に他者の生命や生き方を尊重する人。そして、先人から祖父母、親、そして自分へと受け継がれてきた、「いのち」の縦糸を次の世代につないでいく人です。

学び続ける人とは、学び続けることを通して、常に知徳体を磨き、変化や困難に直面しても、自ら考え、主体的に判断する力と、柔軟かつ的確に対応できる強さを身につけた、しなやかに生きぬく人です。

地域とつながり続ける人とは、地域コミュニティの一員として、地域の人々と関わり、地域に積極的に参画し続け、地域の未来を切りひらいていく人。そして、郷土を愛し、どこにいてもふるさとが心の支えとなり、様々な形で地域とつながり続ける人です。

これらの目指す人間像は、それぞれ、人間力を満ちあふれさせている姿として捉えています。「いのち」をつなぐ、学び続ける、地域とつながり続ける、それぞれの場面の中で、県民一人ひとりがそれぞれの輝きを見せることができるようにしていくことが望まれます。

県では、将来ビジョンとして「自然と文明が調和した理想郷山形」の実現を掲げています。この目標を実現していくためには、県民一人ひとりが、自立した一人の人間として、夢や希望を持って、その達成に向けて努力していくことが大切です。上に掲げた3つの人間像の前提として、私たちは、山形に居ながらも国内外の動向に目を向けるなど、様々な角度から考える広い視野を持ち、更なる高みや新しい価値に挑戦する意欲、そして困難を乗り越えようとする強い意志、すなわち広い視野と高い志を持ちながら行動していくことが求められます。

3 この計画のテーマ

基本目標と目指す人間像を踏まえ、この計画のテーマを以下のとおりとします。

学び続け、地域とつながり、そして「いのち」をつなぐ

そして、このテーマを計画の表題として掲げます。

基本目標:人間力に満ちあふれ、山形の未来をひらく人づくり

6数版のテーマ ~ 学び続け、地域とつながり、そして「いのち」をつなぐ ~

「いのち」をつなぐ人

自分の存在や生き方を価値あるものとして大切にし、同時に他者の生命や生き方を尊重する人。先人から自分へと受け継がれてきた「いのち」の縦糸を次の世代につないでいく人。

学び続ける人

学び続けることを通して、 常に知徳体を磨き、変化や困 難に直面しても、自ら考え、 主体的に判断する力と、柔軟 かつ的確に対応できる強さを 身につけた、しなやかに生き ぬく人。

地域と つながり続ける人

地域コミュニティの一員として、地域の人々と関わり、地域に積極的に参画し続け、地域の未来をきりひらいていく人。 郷土を愛し、ふるさとが心の支えとなり、様々な形で地域とつながり続ける人。

広い視野と高い志を持って (全体を貫く基本姿勢)

夢や希望を持って、その達成に向け努力していく姿勢。 国内外の動向に目を向けるなど、様々な角度から考える広い視野を 持ち、更なる高みや新しい価値に挑戦する意欲、困難を乗り越えよう とする強い意思を持つ。

第6節 目指す人間像の育成に向けて

「いのち」をつなぐ人

5 教振では、自らの生命がキラキラと輝くような生き方をし、同時に他の人の生命と生き方をも尊重するような人間を育成することを目標の中核に据えて取り組んできました。

しかし、現在、本県においても不登校や引きこもりなど、心に問題を抱えた子どもたちが存在し、全国的にいじめや体罰を受けた子どもが自ら生命を絶つという痛ましい事件が発生するなど、子どもたちの生命尊重の心や自尊感情を、更に重要視して育むべきことが指摘されています。

人は「自分は愛されている」「自分は大切にされている」ことを感じることができてこそ、 自分と同じように人を思いやる気持ちを持つことができます。それが人を思いやる行動につな がり、その行動が他者から認められることによって、自尊感情が更に高まっていくという好循 環につながります。

このように、自尊感情を持ち、互いに認め合いながら他者との関わりを深めている人こそ、 自分と同時に他者の生命や生き方を尊重している、いのちをつなぐ人と言えます。このような 人づくりを進めるためにも、「いのちの教育」を更に充実させていく必要があります。

また、人口減少が懸念される中、活力ある山形県を実現するためには、人口減少を抑制していくことが必要です。先人から祖父母、親、そして自分へと受け継がれてきた生命や生き方を大切にし、それらを次の世代につなぐ人、まさに、「いのち」の縦糸を次世代につないでいく人が求められます。

1 「いのちの教育」の継承

5教振の柱であった「いのちの教育」を、6教振でも引き継いでいきます。

「いのちの教育」は、「自分のいのちは大切だ」という思いを育てることを基盤として、「同じように他のいのちも大切だ」と気づくことができるようにし、その実感に根ざして、生命の尊厳と生き方を教えていこうとするものです。

5 教振では、「いのちの教育」の指針(H17.3 月策定)により、次の3つの柱により、取組みを進めてきました。

(1) 自分を大切に思える気持ち(自尊感情)を育てる

「自分を大切に思える気持ち」(自尊感情)は、親や身近な人に「あなたが大切」と、絶対的に愛される体験の中で育まれます。「絶対的に」という意味は、欠点や弱点を含めて、「そのままのわたし」が受容されるということです。

また、自然や社会における成功体験を重ねる中でも「自分でやってみたい、何でも自分でで

きる、役に立ちたい」などの思いが高まっていきます。それが、様々なことに積極的に挑戦していく大きなエネルギーになります。

一方で、子どもたちが人生をしなやかに生きぬいていく力を身に付けるうえで、困難・失 敗・挫折・試行錯誤・成就の体験も重要です。失敗した自分、挫折した自分などの「ありのま まの自分」をしっかりと受け止め、次の一歩を踏み出せたとき、周りからの支えの大切さに気 づいたり、やりぬいた自分に自信を持ったりすることができます。

このように、様々な体験を積み重ねていく中で、自尊感情を育んでいくことが一人の人間を 成長させる基盤となります。

(2)「いのち」のつながりと多様性に気づかせる

わたしたちは、親等の身近な人たちに愛され、多くの人たちから支えられ、多くの動植物の生命をいただくなど、空間の広がりの中で生きています。また、自分の「いのち」は、親またその親から受け継がれ、子また次世代へと受け継いでいく、遥かなる時間の中に存在するものでもあります。

人間は社会的な存在であり、子どもが自立するうえで、自らの役割や責任、社会のルールなどを学ぶことは、欠くことができない要素です。かつて、子どもたちは、それらを実社会の中で多くの体験を積むことにより学ぶことができました。しかし、今日、それらを体験する機会は極めて少なくなり、他とのつながりを求めながらも、実感しにくくなっています。

また、かつて、わたしたちは、自分の手で育ててきた動植物を食べることを通して、生命を「いただいて」生きているということ、全ての生命が互いに依存し合い、支え合っていること、自然の摂理とつながりを直接感じることができました。その証が、草木供養塔や鮭の供養塔であり、各地に伝わる民話などの中にも残されています。そこには、他の生命をいただいて自らが生きることへの深い畏れ(おそれ)と感謝の念が現れています。

わたしたちは、先人が残したこの「いのち」のつながりという「いのちの教育」の文化を しっかりと次の世代に伝えていかなければなりません。

一方で、わたしたちが今、生きていることは、祖先から「いのち」がつながってきたという 証です。そして、親として子どもを育て、未来へとその「いのち」をつないでいくことはわた したちの使命です。しかし、社会構造の急速な変化もあり、親が親としての役目を果たし、 「いのち」をつないでいくことは容易なことではなくなっています。

だからこそ、家庭や地域における「いのちの教育」を充実させることにより、地域全体で子育てを支援していく取組みが必要となっています。

また、わたしたちの「いのち」は、たった一つで存在するものではありません。そして、一つとして同じものがなく、それぞれがちがう役割をもったかけがえのない存在です。そのことを理解し、異なる意見や考え方をもつ人同士が、互いを認め合い尊重し合う生き方を見出していくことが求められます。

(3)「いのち」の尊さと人間としての生き方をしっかり教える

わたしたちは、子どもたちに自分自身の体験に根ざして、「いのち」の尊さと生きることの 喜びをしっかりと教えていかなければなりません。

祖父母の昔語りから、生きることのすばらしさを感じたり、近親者の死に立ち会わせ、生きることの尊さを伝えていったりすることも大切なことです。また、読書体験や動植物を育てる体験などからも、「いのち」の尊さを感じ取らせる機会となります。

子どもたちは、人間としての生き方を、大人の背中を見て学びます。すなわち、親の生活や生き方、日常生活の過ごし方全でが、良きにつけ悪しきにつけ、手本となります。このため、わたしたちは、子どもたちに幼い頃から、温かく希望に満ちた言葉で語りかけ、毅然とした姿を示しながら、しっかりと教え導いていくことを大切にしていかなければなりません。

2 「いのち」をつなぐ(「いのち」の教育の発展)

5 教振においては、絶対的に愛される体験、自然体験や社会体験などを重ねることで、自分の良さに気づかせ、自尊感情を育てるよう取り組んできました。その自尊感情に根ざして、性に関する指導や食育などにより、自分のかけがえのない生命や支えられている生命を教え、

「いのち」のつながりや多様性に気づかせるように取り組んできました。

また、地域の文化や産業を体験したり、地域の発展に尽くした先人の願いや苦心などを調べたりすることで、郷土を知り、地域のよさに気づかせてきました。

このように、5教振では、「いのち」に<u>気づかせる</u>教育を中心として、「いのち」に対する 思いや考えを育ててきたと言えます。6教振においては、この「いのち」に気づかせる教育を 基盤としながらも、一歩、歩みを進め、「いのち」を<u>つなぐ</u>教育を進めます。

これまでも述べてきたように、「いのち」には、生命の側面と、生き方の側面があり、その 両面において、教え、実践していくことが必要です。

(1) 生命をつなぐ

生命の源である親や家族の役割は大きく、親や家族からもたらされる絶対的な愛は、生命をつなぐ原動力となるものです。

家族には、様々な形態がありますが、家族の中で、人それぞれの家族像が形づくられ、生命をつなぐ意味からも、「家族をもちたい」「こんな家族をつくりたい」などの気持ちを持つ原点となります。次の世代の親となる子どもたちは、その親や家族の姿を見ながら、その思いを強くしていきます。

例えば、家庭における躾(しつけ)は、一つの家族像が体現されています。どんな躾を経験してきたかにより、その立ち居振る舞いが変化し、それが、将来、親となった時の躾像となっていきます。

しかし、現在の親にとって、自分の躾像を見直したり、考え直したりする機会となる、祖 父母や周囲からのアドバイスは少なくなっています。もちろん、子どもの発達の段階に合わ せた躾を身に付ける機会も少なくなっています。そのうえ、親の孤立化による子育てへの不 安も指摘されています。いわゆる、よい躾をつなぐ、好循環を生み出していくための親への 学習機会が必要となっています。

次の世代の親となる中・高校生にとって、家族との関わりの中で、家族の愛を受け取る機会はあるものの、現在の少子化の中では、兄弟が少なく、小さな子どもと実際に接することができる場は限られているのが現状です。したがって、中・高校生が、幼稚園や保育所等に訪問し、幼児と交わったり、保育士等の役割を経験したりすることや、地域の乳幼児と保護者に協力いただき、乳幼児の世話をしたり、育児の喜びや大変さなどの話を聞いたりすることは、大きな価値のある機会と言えます。このような機会を、生命の大切さや重さに気づかせるだけに留まらず、「いのち」をつなぐに進めていくためには、生徒一人ひとりが感じ取ったことを振り返らせ、その思いを次回の機会や自分の生活場面に反映させていくことが必要です。

生命をつなぐでは、性に関する指導が重要な要素となります。性に関する指導は、自分を 大切にする自尊感情を豊かに育て、自分の性をしっかり受け止め、異性を認め、人・「いの ち」を大切にする教育です。そのため、性が生命を未来につなぐという厳粛な営みであるこ と、よりよく生きるために必要な自制心や判断力といった道徳性、正しい知識を身に付ける ことをねらいとして、展開していく必要があります。

また、今、なぜ、生命をつなぐことが謳われているのかを、中・高校生が自分のこととして考える場を持つことは、自分の生命が過去から受け継がれてきた生命であり、未来に受け継いでいく現在の立場にあることを認識させ、自分が生きている意味や自己有用感を高めることにつながります。

<コラム1>

山形の宝「縄文の女神」

「いのち」をつなぐ象徴として、舟形町西ノ前遺跡から見つかった西ノ前遺跡土偶があります。この土偶は、4500年も前のもので、縄文時代の土偶造形の一つの到達点を示す優品として、平成24年9月6日に国宝に指定されました。「縄文の女神」の愛称で呼ばれ、イギリスやフランスでも展示され、賞賛を集めた日本を代表する土偶です。

高さは45cm、すらりとした長身で、乳房の表現が強調され、おなかが出ていることから、新しい生命を宿している女性を表していると考えられています。実は、土偶の大部分は、生命を後世につなぐことができる女性を表した像であり、不思議なことに男性像はまれなのです。

縄文時代は、食べ物の多くを採集や漁労、さらには狩猟から得ていました。その時々の自然 の恵みが豊かかどうかは、人々の生活には重要な意味を持っていたのです。

新たな生命を生み出すことができる女性の力は、自然の豊かな実りにもつながり、深い感謝 の念が捧げられたのかもしれません。

「縄文の女神」は、「いのち」をつなぐ大切さを伝え、遥か昔の生き方を現代につなげています。

~ 作成中 ~

(2) 生き方をつなぐ

わたしたちの生き方は、家族や周囲の人々の生き方、もしくは憧れの有名人やスポーツ選手などの生き方の影響を受けて、形づくられていると言えます。生き方に影響を受けるということは、それまでに出会った様々な環境の思想や考え方、文化が受け継がれているということと考えられます。

生き方の一番の手本は、親や家族の生き方です。前述したように、その考え方は、躾として受け継がれ、好循環することが期待されます。

わたしたちは、地域の人や風土・自然などの環境から、意識しないままに大きな影響を受けています。しかし、意識しないままでは、地域を知り、地域の良さに気づくことにはつながりません。そこで、5教振で行ってきたように、郷土の偉人の業績を調べたり、地域の伝統文化や産業を体験したりするなど、地域文化に触れる活動が求められます。

現在、地域に伝わる生き方に気づくだけではなく、地域に伝わる生き方をつなぐために、 様々な地域に根ざした取組みや活動が行われています。

<コラム1>

斎藤茂吉の世界

上山市立上山小学校では、郷土の偉人である歌人・斎藤茂吉を取り上げ、全校で短歌の実作活動に取り組んでいます。1年生の時から短歌を詠む手ほどきを受け、五七五七七の31音から成る言葉の組合せを基本とした歌が生活の一部となっています。

高学年では、短歌を詠み、仲間とともに、 表現の仕方や言葉を推敲していく活動を通じ て、自分の思いや考えが明確となっていきま す。そして、表現も磨かれ豊かになりなが ら、自分自身や仲間、環境と向き合い、今を 見つめる、斎藤茂吉の世界観が児童の生き方 に入り込んでいきます。

※ 斎藤茂吉 (1882~1953)

金瓶村(現上山市金瓶)の農家守谷家の三男として生まれました。14歳の時に上京、浅草で医院を開業していた斎藤紀一家に迎えられ、のちに跡継ぎとなりました。また、正岡子規の短歌に強い感銘を受け、本格的に作歌を志して、1913年には第一歌集「赤光(しゃっこう)」を発表、文壇に大きな反響をよびました。

<コラム2>

上杉鷹山の教え

米沢市では、「なせば成る なさねば成ら ぬ何事も 成らぬは 人のなさぬなりけり」 の思想が市民に根付いています。

この言葉は、17歳で上杉家を嗣ぎ、窮乏の極みにあった米沢藩を、自ら大倹約を実践するとともに、農業・産業の振興や学問を奨励し、今の米沢の基礎を築き上げた上杉鷹山の言葉です。

鷹山の改革は、目先の繁栄を捨てて将来の 存続を志向するものでした。

その倹約は、単なる経済的な効果に留まらず、欲望に打ち勝ち流されないことで理性を 失わず、物を大切に使用することで謙虚さや 敬い、そして感謝の心を育むという、倫理的 な成果を生み出しています。

米沢市では、社会科の地域学習や道徳の学習をもとに、全ての児童が鷹山を学び、その言葉は、米沢市の子どもたちの目標となり、鷹山の生き方が受け継がれています。

<コラム3>

庄内論語

「沈潜の風(ちんせんのふう)」とは、明 治の政治家で、漢学者でもあった副島種臣 が、庄内人を評した言葉として今に伝えられ ています。この言葉は、普段は目立たずとも 地道に力を養い、いざという時に、その力を 大いに発揮する堅実さの気質を表していま す。

この気風は、地域の人材の育成に貢献してきた庄内藩校致道館による教育により培われてきました。致道館では、儒教の学派である徂徠学(そらいがく)を採用し、天性重視・個性伸長・自学自習を重んじていました。儒教の論語を徂徠学の解釈に基づき、独特の読み方やリズムに従ったものが、庄内論語です。

鶴岡市内の小・中学校では、庄内論語を用いた論語集会や論語の素読が行われているほか、市教育委員会主催の庄内論語の体験企画、民間活動として小・中学生の素読会や郷学研修会などが行われ、今もなお藩学の伝統である、天性重視・個性伸長・自学自習の考え方・生き方が、これからも脈々と受け継がれていくに違いありません。

<コラム4>

稲沢番楽

金山町有屋地内稲沢地区には、稲沢番楽が 伝承されてきました。番楽とは、秋田・山形 両県で伝承されてきた能楽の古形をのこして いる神楽の一種です。稲沢番楽は、五穀豊穣 と無病息災、家内安全を祈る力強い民俗舞踊 で、言い伝えでは霊峰「神室山」の山伏が里 におりて舞ったもので、600年の歴史をもつ と言われています。

昭和30年代後半になり、伝承者の高齢化も危惧されたことから保存会を結成し、後継者の育成を図りました。その後、郷土の伝統文化を学習することで、子どもに誇りと自信を持たせようと、金山町立有屋小学校で「有屋少年番楽」を結成し、課外活動として行われるようになりました。

また、地区の青年たちにも番楽の伝承を通じて、青年団活動の活性化を図ろうとする気運が生まれ、番楽の舞台を備えた新しい公民館の建設を契機に、番楽の稽古が行われるようになりました。

このように、稲沢番楽の保存・伝承を通じて、新たな地域づくりと世代間交流により、 地域に伝わる生き方がつながっています。

このように、地域には、受け継ぐべき思想・考え方や文化があります。綿々と受け継がれてきた地域文化には、自分の生き方を振り返り、見つめ直す力が潜んでいます。

そういった地域とつながった学校活動も教育では欠かせない要素と言えます。

例えば、現在、県立村山農業高等学校で行っている「オキナグサの無菌培養」や、県立東根工業高等学校で行っている「手づくり太陽電池パネルの製作」は、地域とつながり、生徒の自己有用感を高めるなど、生きる示唆を与える活動となっています。

自然との共生や持続可能な開発**を進めていくうえでも、生き方をつなぐ考え方が重要となります。郷土の自然環境の保全に関わる活動などは、地域の置かれている課題を自分のこととして捉え、自分の生き方に反映していくという意味から、生き方をつないでいく活動に進めていくことができます。それだけではなく、身近な地域の環境保全が、地球規模の環境保全につながっているという意識を持った生き方、グローバルな視点を持って、ローカルに活動する生き方が、今、求められています。

5 教振で取り組んできた「気づく」活動を大切にしながらも、いかにして、「気づく」活動から「つなぐ」活動に進めていくか、児童生徒の生き方につないでいくかが求められます。もちろん、これらの活動は、学校だけでできることではなく、家庭や地域がその役割を理解しながら進めていくことが必要となります。まず、地域の大人が、地域の受け継ぐべき思想・考え方や文化に気づき、生き方をつなぐ意識をしっかりと持つことが希求されます。そうすることで、子どもも、大人も、生き方をつなぐ意識を持ち、地域とともに高まり合える活動となっていきます。

※ 持続可能な開発

将来の世代のニーズを充たしつつ、現在の世代のニーズをも満足させるような開発

<「『いのち』をつなぐ」のイメージ図>

~ 作成中です。 ~

学び続ける人

現在の社会は、ICT技術の進歩と社会や経済のグローバル化の進展などにより予想を超えたスピードで変化し、また、社会や個々の人々をめぐる課題も多種多様で日々変化しています。

変化が激しい時代の中でも、物事に興味・関心を持ち、自身の課題に対応した学びを継続し、実践的な力を身に付けている人こそ、学び続ける人と言えるでしょう。このような人づくりを進めるためには、子どもの頃から、学ぶ習慣と学び方、そして、自ら課題を見付け、自ら考え、主体的に判断する力を身に付けていくことが重要となります。

それと同時に、物事を様々な角度から考察する広い視野や、夢・希望・願い・思いといった 志を持たせていくことが、学び続ける人づくりにつながっていきます。

学び続けることを通して、変化や困難に直面しても、柔軟かつ的確に対応できる強さを身に付けた、しなやかに生きぬく人が求められます。

〈コラム〉	
	「学び続ける」ことがイメージできるコラムを挿入

<「学び続ける」のイメージ図>

~ 作成中です。 ~

地域とつながり続ける人

都市部における地域住民のつながりの希薄化、農山村地域における人口流出や高齢化の進展により地域活動の停滞、地域の存立自体が危惧されています。また、グローバル化が進む社会においては、日本人としての心の拠りどころ、すなわち、日本人としてのアイデンティティを持ち続けることが前提です。

こうした状況の中で、地域の人や自然、文化と関わりを持ち、地域が抱える課題に向けて取り組んでいる人こそ、地域とつながり続ける人と言えるでしょう。このような人づくりを進めるために、地域を知る・学ぶ活動を充実させ、学んだ内容を地域づくりに生かし貢献するという好循環を生み出すことで、地域を愛する気持ちを育んでいくことが必要です。

現在、地域に残る先人の生き方や地域の文化・伝統を継承したり、地域の行事やボランティア活動などに参加したりするなど、地域コミュニティの一員として参画する人が求められています。このような地域とつながり続ける人には、その土台として、地域を守り続けるというしっかりとした志が兼ね備わっているはずです。

若者の中からは、地域に残る生き方や文化を継承するだけでなく、地域を有効に活かしてい こうとする強い志を持った取組みも見られるようになっています。

また、地域から離れることになっても、ふるさとが支えとなり、様々な形で地域とつながり 続ける人の存在もあります。

このように、何らかの形で地域とつながり、地域の未来を創る人が求められます。

〈コラム〉	
	「地域とつながり続ける」ことがイメージできるコラムを挿入

<「地域とつながり続ける」のイメージ図>

~ 作成中です。 ~

第3章 基本方針と主要施策

基本方針 | 「いのち」を大切にし、生命をつなぐ教育を推進する

自らの生命と存在を大切に思える気持ち(自尊感情)を育て、同時に他の人の生命と生き方を 尊重するような人間を育成するため、「いのちの教育」を学校・家庭・地域が力を合わせて推進 します。

また、少子高齢化を伴う人口減少の進行が予想される中、地域コミュニティを維持し、山形を 未来に向けて発展させていくため、存立の基盤となる人間の生命(いのち)をつないでいくこと の大切さを教えていきます。

主要施策1 学校・家庭・地域における「いのちの教育」の推進

子どもの生活は、学校・家庭・地域で区切られるものではなく、相互につながっています。 例えば、「あいさつ」の取組みは、学校の中だけではなく、当然、家庭や地域に広がっていく はずです。また、広がっていってこそ、子どもの生活の一部となり、習慣となっていきます。 今まで行われてきた学校における「いのちの教育」の実践は、家庭や地域における「いのちの 教育」と結びついてこそ、その成果が現れます。

家庭においては、「いのちの教育」の根幹である、安心感や信頼感、自己有用感を子どもが体感できるように、「自分は愛されている」「自分は大切にされている」という体験を親子の愛情による絆で結ばれた家族の触れ合いを通して、乳幼児期から積み重ねていくことが大切です。

また、地域一体となって子育てを展開していくことを、今だからこそ地域住民が再認識することが必要です。子どもの社会は、家族という単位から徐々に地域社会に広がっていきます。 親等を孤立させない仕組みづくりや地域資源を活かした体験活動等により、子どもも地域住民も自己有用感を高めることができる地域の「いのちの教育」を実践していくことが求められます。

【現状と課題】

5 教振における「いのちの教育」の取組みを通して、学校においては、異学年での交流活動や動植物を育てる活動、地域の方々との活動など、様々な「いのち」を見つめる活動に取り組んできました。その中で、日常的な人との関わりや触れ合いを基本としながら、子ども一人ひとりに役割や責任を持たせたり、「いのち」の大切さやつながりを感じさせたりすることを通して、子どもたちの自尊感情を高めてきています。

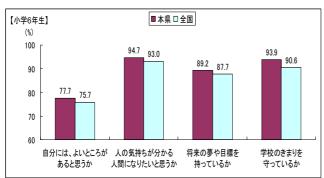
家庭における「いのちの教育」の役割のほとんどを担うのは、親です。しかし、親が親としての役目を果たすには、それなりの学習と周りの支援が必要です。また、子どもが成長していくとともに、子どもが必要とする親の役割や「いのちの教育」は変化していきます。子どもが

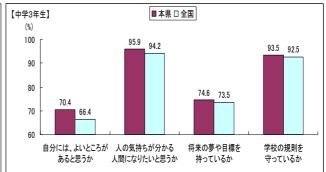
成長していくとともに、親も親として成長していくことが必要とされるわけです。そのため、 子どもの発達の段階に応じた、親等への継続的な学習の機会を充実していく必要があります。

以前は、親が親として成長していくための一役を担ってきたのは、子育ての先輩である祖父 母や地域住民でした。しかし、少子化や核家族化、都市化が進む中で、近所づきあいや親戚関 係が希薄になり、地域で支え合う力が弱くなり、地域資源である子育ての知恵の継承も途切れ つつあります。

地域の中での子どもを活かす活動、それとともに、地域資源も活かすことにより、子どもも 大人も自己有用感を感じられる地域の「いのちの教育」が必要です。

○ 自分自身や他者との関わりに関する児童生徒の意識





(文部科学省「平成25年度全国学力・学習状況調査」)

【主な取組み】

① 「いのちの教育」の指針の改訂

昨今の「いのち」を巡る社会の動きやこれまで取り組んできた「いのちの教育」の成果と 課題を踏まえ、「いのちの教育」の指針(平成17年3月策定)を改訂し、社会全体で「いの ちの教育」を進めていきます。

② 各学校段階における系統的な「いのちの教育」の実践

幼保・小・中・高等学校における系統性や継続性、さらには、学校・家庭・地域の連携・ 協働を意識した「いのちの教育」の実践と普及を進めます。

- ア 生命の大切さを学ぶため、幼児期から小・中・高等学校までの一貫した教育プログラム を改訂し、学校、家庭・地域のつながりを強化しながら「いのちの教育」を実践します。
- イ 教師用指導資料 「性といのちの学習」の手引き (小学生版、中学生・高校生版) (平成 18年3月作成)を改訂し、全ての小・中・高等学校に配布し活用します。
- ウ 各学校で「いのちの日」を設定し、各校1取組みの展開を推進します。
- エ 自らの夢を大切にし、社会における自立をイメージしながら将来の生き方を考えさせる 教育を義務教育終了までに進めます。また、高校においても、社会での自立についての教 育を推進します。

③ 家庭における「いのちの教育」の実践

家庭において、子どもが「自分は愛されている、大切にされている」ことを体感し、自尊感情を育んでいけるように、親が子どもの発達段階に応じた子育てや家庭教育の大切さを学ぶ機会の充実を図り、子どもを慈しみ、子どもと心を通わせ合う好循環を目指します。

④ 地域における「いのちの教育」の実践

青少年の健全な育成を目指す社会教育団体の活動を支援するとともに、放課後子ども教室や学校支援地域本部、公民館等の事業により、地域資源を活かした自然体験やボランティア体験等、子どもや地域住民が自己有用感を高め、社会的存在として自立する活動を充実させます。

主要施策2 思いやりの心と規範意識の育成(いじめのない社会に向けて)

他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、正義感や公正さを重んずる心など、子どもたちに思いやりの心と規範意識を育むことは、いつの時代にあっても、教育に求められる不易の部分です。

しかし現在、全国的にいじめが社会問題化し、子どもだけでなく大人も含めて規範意識やモ ラルの低下が指摘されています。

こうした中、国では、いじめは学校を含めた社会全体における国民的課題であるとの認識に立ち、いじめ防止対策推進法を制定(H25.9月施行)するとともに、道徳の教科化についても検討しています。

本県においても、学校現場からいじめを防止するため、家庭や地域とも連携し県民が一丸となった取組みを推進します。また、道徳や人権に関する教育を充実するとともに、生徒指導・教育相談体制の充実を図ります。

1 道徳教育・人権教育の充実

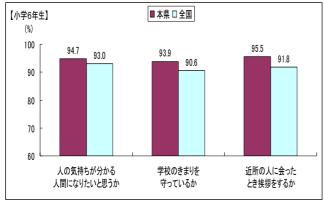
【現状と課題】

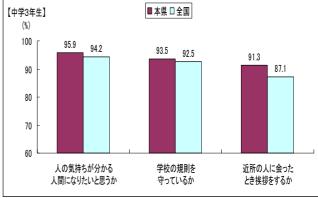
家庭環境の変化に加え、児童生徒の自然体験活動などの機会が減少し、他者や社会、自然・環境との関わりが弱くなっています。また、情報化の急速な進展による携帯電話やインターネット等の普及により、読書離れが進んでいます。

このような状況もあり、現在の児童生徒の傾向として、生命尊重の心や自尊感情が乏しい、 基本的な生活習慣の確立が不十分、規範意識の低下、人間関係を築く力や社会性の育成が不十 分などの指摘があります。

このため、道徳の時間を要として学校教育活動全体を通じた道徳教育の質の向上を図る必要があります。併せて、人権教育の充実や多様な体験活動の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が連携し、地域が一丸となって児童生徒の健全育成に向けた取組みを行っていく必要があります。

○ 道徳性や規範意識などに関する児童生徒の意識





(文部科学省「平成25年度全国学力・学習状況調査」)

【主な取組み】

① 山形県人権教育推進計画(仮称)の策定 学校において人権教育を体系的・組織的に進めるため、山形県人権教育推進計画(仮称)を策定し、人権教育の充実を図ります。

② 山形県読み物資料集等の活用

各地域の特色を活かした道徳教育の実施と授業内容の充実を目指して作成した山形県道徳読み物資料集(小学生版・中学生版)及び国の新「心のノート(私たちの道徳)」を全ての小・中学生に配布するとともに、効果的な活用方法を普及します。

③ 「道徳の教科化」への対応

国の教育再生実行会議の第一次提言(平成25年2月)において、道徳教育の抜本的な充実と、新たな枠組みにより教科化することが提言されました。この提言を受け、国が検討している「道徳の教科化(特別の教科 道徳(仮称))」について、その動向を踏まえながら適切に対応します。

④ 学校・家庭・地域が連携した人権教育の推進

山形地方法務局や山形県人権擁護委員会等と連携し、やまがた教育の日や"いじめ・非行をなくそう"やまがた県民運動等の機会を活用しながら、学校・家庭・地域が連携して 人権教育に取り組みます。

2 いじめ防止に向けた取組みの徹底

【現状と課題】

いじめは人間として決して許されない卑劣な行為です。しかし、「いじめはどの子どもにも、 どの学校でも起こりうる」という意識を持ち、子どもを見守る大人がそれぞれの役割と責任を 自覚する必要があります。

児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(文部科学省)によれば、本県におけるいじめの認知件数は、全国的に見て比較的少ない状況にありますが、認知されない隠れたいじめについて危惧される状況にあり、また、いじめの解消率が低い傾向にあることも課題となります。

また、いじめ等に及ぶきっかけとして、インターネットを用いた事案、特に、スマートフォンの無料アプリケーションを介した事案が起きており、いじめの芽を発見することが難しくなっている状況があります。

このため、「いじめをしない・させない・許さない」未然防止に向けた学校・学級の風土づくりや、いじめの早期発見につながる認知の仕方、更に確実ないじめの解消に向けた体制づくりが必要不可欠です。

〇 いじめの認知件数の推移

【小学校】

【中学校】

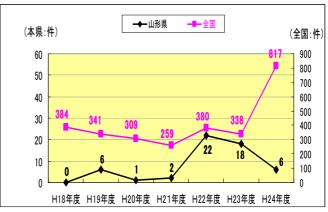




【高等学校】

【特別支援学校】





〇 いじめの解消率 (平成24年度)

	山形県	全国
小学校	87. 0% (78. 4%)	90. 8% (82. 3%)
中学校	85. 0% (86. 4%)	86. 6% (78. 5%)
特別支援学校	100% (100%)	91. 3% (78. 1%)
高等学校	94. 3% (77. 9%)	90. 3% (76. 9%)

※() 内は前年度調査結果。

(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

【主な取組み】

(1) いじめ防止対策推進法を受けた対応

① 山形県いじめ防止対策の推進に関する条例(仮称)(平成26年2月定例県議会に上程中)に基づき、山形県いじめ防止基本方針(仮称)を策定するとともに、県及び関係各機関が連携して取組みを推進するための山形県いじめ問題対策連絡協議会(仮称)のほか、山形県いじめ問題審議会(仮称)、山形県いじめ重大事態再調査委員会(仮称)などの組織を設置し、いじめ問題に組織的・総合的に対応します。

② 山形県いじめ防止基本方針(現在パブ・コメ手続き中。平成26年4月策定予定)に基づき、いじめの未然防止、早期発見に努めるとともに、いじめを発見した場合に学校組織として適切に対応します。

山形県いじめ防止基本方針(案)の概要

- 1 いじめ防止等の基本的施策
- (1) 未然防止 ~学校・家庭(PTA)・地域と連携した取組み~
 - ① "いじめ・非行をなくそう"やまがた県民運動による県民一丸となった運動の展開。
 - ② 児童生徒の主体的な活動の推進。児童生徒が互いに信頼しあえる集団づくり。
 - ③ PTA組織や保護者同士のネットワークを活かした特色ある取組みの推進。
- (2) 早期発見 ~いじめに気づく、見逃さない努力と工夫~
 - ① 日々の校内生活観察、チェックリストの活用等による教職員の努力。
 - ② アンケートや生活ノート等の活用による児童生徒からの情報収集と相談対応。
 - ③ チェックリストやアンケート等の活用による保護者からの情報収集と相談対応。
 - ④ 校内組織による組織的な情報収集と管理職への報告徹底。相談・対応体制の整備。
- (3) 適切な対応 ~徹底した組織的対応~
 - ① いじめを認知した場合、趙著なく報告し、校長のリーダーシップのもと組織的に事案 に対応。
 - ② 迅速かつ丁寧に保護者に事実関係を説明。いじめられた児童生徒の安全の確保。
 - ③ 校内組織で指導方針や体制を確認。役割分担に応じて継続的に対応。
- 2 ネット上のいじめへの対応
 - ~スマホ・形態等ネット上でのいじめの未然防止と適切な対応~
- (1) ネット上のいじめの実態を知る(ネット上のいじめの類型)
- (2) ネット上のいじめの未然防止
 - ① 情報モラル指導
 - ② フィルタリングやペアレンタルコントロールなど、家庭・地域・PTAとの連携。
- (3) 早期発見・早期対応
 - ① いじめのサインのキャッチと相談体制の整備。
 - ② ネットパトロールの実施と削除依頼。被害防止の取組み
- 3 重大事態への対応
 - ~いじめがあったのではないかという前提で事実に向き合う姿勢~
 - ① 事態が発生した際は、ただちに関係機関に報告。
 - ② 事実関係を明確にするための調査を速い段階で実施。調査の実施の際は、第三者の参画を得て、調査の公平性・中立性を確保。
 - ③ 当該児童生徒とその保護者に、調査結果等を適切に提供。
 - ④ 学校の設置者(県教育委員会)は、必要な指導及び支援を実施。
 - ⑤ 地方公共団体の長(県知事)は、必要に応じて再調査を実施。

(2) いじめの未然防止・早期発見・適切な対応

- ① 山形県青少年育成県民会議や関係部局と連携し、学校だけでなく家庭や地域を巻き込み、 "いじめ・非行をなくそう"やまがた県民運動を県内全域で展開するなど、社会全体でい じめ防止に取り組みます。
- ② いじめのない学校づくりに向けて、友だち同士が支え合い、相談し合える関係を大切にした児童生徒の主体的な活動の充実を図ります。

また、学校におけるいじめの未然防止・早期発見・実態把握の強化と適切な相談・対応 の実施を確保するため、教職員のいじめに関する研修を充実するほか、学校に専門家を派 遣し、いじめの相談・対応のための組織体制の整備を図ります。

③ 各教育事務所に専門家等で構成するいじめ解決支援チームを設置し、市町村教育委員会と連携・協力を図りながら、小中学校におけるいじめの解決や課題を抱える児童生徒への支援を行います。

県立学校については、県教育センターが中心となり、学校の要請に応じて、外部専門家 を招いての教員研修の実施や個別のいじめ事案に係る対応に関する支援を行います。

④ 家庭や地域の教育力向上を目指す各種研修会や子ども会などの社会教育団体の活動の中で、いじめ問題についても触れるなどあらゆる機会を活用し、子どもたちをいじめから守る環境を地域コミュニティに形成していきます。

3 生徒指導・教育相談体制の整備充実

【現状と課題】

本県では、教育山形「さんさん」プランにより少人数学級編制を導入し、学習面・生活面の両面から児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導に努めてきました。加えて、児童生徒の発達の段階における諸問題に対応するため、学校へのスクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの派遣など人的な支援体制のほか、教育相談ダイヤルやいじめ相談ダイヤルを開設し、不登校やいじめ等に関する相談体制についても整備を行ってきました。

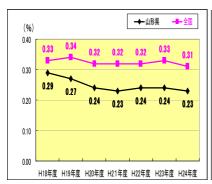
その結果、不登校児童生徒の出現率は、全国平均よりも低く、しかも減少傾向にあるなど一定の成果を上げています。

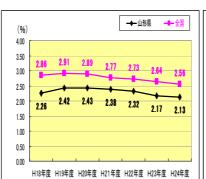
しかし、いまなお、小・中学校でH24:836名(出現率 0.89%)、高等学校については、 H24:489名(出現率 1.46%)と、不登校に悩む児童生徒が存在しており、引き続き適切な対応 が求められます。

また、暴力行為や非行などの問題行動についても、減少傾向にはあるものの、低年齢化や集団化が懸念される状況です。このため、問題行動の未然防止に向け、家庭・地域と関係機関と連携して取り組んでいく必要があります。

不登校児童生徒の出現率の推移

【小学校】 【中学校】







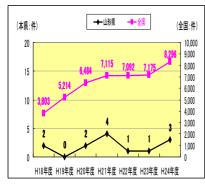
〇 問題行動等数の推移(暴力行為)

【小学校】

【中学校】

【高等学校】

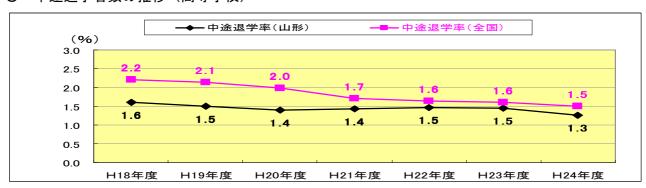
【高等学校】







〇 中途退学者数の推移(高等学校)



	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
中途退学者数(山形)	623	537	493	503	505	490	418
中途退学者数(全国)	77,027	72,854	66,243	56,947	55,415	53,869	51,780

(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

【主な取組み】

- ① 各学校における組織的・計画的な生徒指導の推進 生徒指導上の諸問題に関する調査等を通して実態を把握するとともに、生徒指導に関す る研修会等を実施し、各学校における組織的・計画的な生徒指導を推進します。
- ② 少人数学級の利点を活かしたきめ細かな指導の実施 本県が全小中学校に導入している教育山形「さんさん」プランによる少人数学級編制の 利点を活かし、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導に努めます。
- ③ 教育相談体制や学習支援体制の整備・充実 不登校や問題行動等の予防、早期発見・適切な対応のため、外部専門家(スクールカウンセラー・教育相談員・スクールソーシャルワーカー等)を活用した教育相談体制や別室 登校生徒等への学習支援体制の整備を一層強化します。
- ④ 関係機関との連携強化問題行動の未然防止等に向け、警察や児童相談所、山形県青少年育成県民会議等の関係機関と連携を図り、児童生徒の健全育成を推進します。

主要施策3 生命の継承の大切さに関する教育の推進

「いのちの教育」の中で、自分の「いのち」は、親またはその親から受け継がれてきたものであり、自分の一つだけの生命を大切にしていく学習、いわゆる、受け継がれてきた「いのち」の学習は、5 教振の中でも多く取り上げあれ、自尊感情を高めたり、「いのち」の尊さに気づかせたりすることに成果が見られました。

この大切ないのちを、「次世代にどうつないでいくか」「つないでいくことの意味」など、 生命の縦糸の中で、受け継いでいく「いのち」をしっかりと各世代に伝えていくことが求めら れています。

【現状と課題】

生命の継承の大切さについて、これまでも「いのちをつなぐ『性』について考える」を一つの 視点として取り組んできました。ここでは、「性」に関する指導を中心として、「いのちの尊 さ」を基盤とした自尊感情を高めることに力点が置かれており、取組みの結果、児童生徒の自尊 感情は着実に高まってきています。

しかし、「生命の継承(つながり)」に視点を向けると、いのちの「つながりや多様性」に着目した取組みは実施されていますが、「地域とのつながり」や「人とのつながり」が中心となる傾向にあるため、「親と子のつながり」の大切さや「子どもを産み育て、生命をつなぐ」ことの大切さについての学習は、あまり焦点が当てられてきませんでした。

現在、少子高齢化を伴う人口減少が極めて重要な課題となっており、前述のとおり、地域コミュニティの活力減退、本県の産業経済と社会の持続的発展への影響等、多方面にわたる影響が 懸念されています。

この課題に対応するため、教育の分野においては、「生命の継承の大切さ」そのものの学習が求められます。今まで大切にしてきた「いのち」の尊さを考える学習はもちろん、次代の親となる者として、子育てや家庭教育の大切さ・喜びを学ぶ活動を展開していく必要があります。

この活動は、学校教育の中だけで完了するわけではなく、各学校段階での活動、親となる世代での活動、子育てを支援する世代での活動などが考えられ、学校・家庭・地域、関係機関が連携しながら進めていくことが求められます。

【主な取組み】

① 次世代に「いのち」をつなぐことの大切さを考えさせる教育の実施

公民、保健、家庭科、特別活動等において、社会経済の活力減退、地域コミュニティの存立、豊かな自然や各地域の民俗芸能の喪失など、人口減少による社会への影響と、次の世代に「いのち」をつなぐことの大切さについて、生徒同士の議論等を通して、生徒に深く考えさせる教育を実践します。

② 性といのちの教育の着実な推進

生命尊重、人間尊重の理念を基盤として、性に関して主体的に判断し、適切に表現、行動できる能力を育成するために教科、領域と関連を図りながら、性といのちの教育の着実な実施を推進します。

③ 次代の親としての家庭観の醸成

中学生や高校生が、子どもの成長のために親や家族が果たす役割について理解し、将来、親になる者として、どのように成長して行くべきか考えられるよう、乳幼児との触れ合いや交流、ライフデザインに関する講習会の開催など、実践的・体験的な学習活動を推進します。また、社会全体で子どもを持つ親を支えていくことの重要性について認識させ、子どもを産み育てることの意義を考えさせる授業を展開します。

④ 地域全体による子育て支援

親を対象にした家庭教育に関する学習機会の提供に加え、祖父母や地域の関係者(老人クラブ、婦人会、子ども会、見守り隊等)を対象とする家庭教育に関する学習機会やジュニアリーダーの育成機会を提供するとともに、公民館等での子育て支援など、親や家族だけでなく、地域全体で温かく見守り支援する仕組みづくりを推進します。

⑤ 「子育てするなら山形県」の推進

県民が将来の山形を担う子どもたちを安心して生み、育てることができる社会を実現するため、「子育てするなら山形県」推進本部を中心に、関係部局と連携して、子育て支援・少子化対策に取り組みます。

【参考】山形県次世代育成支援行動計画(平成22年3月策定。計画期間:H22~H26)

⇒ 次期「次世代育成支援行動計画」(平成 26 年度策定予定)を踏まえ、修正必要 〈5つの基本の柱と主な推進方策〉

柱1 子育て家庭に対する支援の推進

子育でに関する情報提供・相談体制の充実、多様な子育でサービスの充実 子育で家庭に対する経済的支援の充実、母と子の健康づくりの支援、小児医療の充実、 ひとり親家庭の支援

柱2 社会全体による子育て支援の推進

子育て県民運動の展開、NPO等による子育て支援の充実、 子どもを健やかに育む家庭・地域づくりの推進、子どもの安全確保 保護や支援を要する子どもの養育環境の整備促進、子育てしやすい生活環境の整備、

柱3 仕事と家庭の両立の推進

両立を支援する保育サービス等の充実、企業における両立支援の推進、 両立する家庭づくりの推進

柱4 若者が活躍する地域づくりの推進

次代の担い手の育成、若者が活躍できる風土づくり、働く場の確保及び就労支援

柱 5 晩婚化・未婚化への対応策の推進

出会い・結婚につながる支援の充実

基本方針 || 郷土に誇りを持ち、地域とつながる心を育成する

山形には、美しく豊かな自然、4つの地方ごとに特色のある歴史、草木塔などに象徴される生きとし生けるものを畏れ敬うという「感性」を大切にしてきた風土、世界で活躍した偉人や地域の発展に尽くした先人、国宝「縄文の女神」をはじめとする文化財や地域に残る伝統文化など、様々な「山形の宝」が数多く存在します。

グローバル化が進展する今こそ、県民の一人ひとりが自らの「心のよりどころ」を持って生きることができるよう、郷土の自然や歴史・風土、伝統文化、先人の業績などに対して理解を深めていくことは、山形の未来を切りひらき、地域の発展に貢献する人づくりを進めるうえで極めて重要なことです。

ライフステージの各段階において、郷土の自然、歴史・風土、人・伝統文化等について学ぶことにより、郷土を知り、山形について誇りと愛着を持って語ることができる人を育成します。

そして、何処にいてもふるさとが心の支えであり、地域とつながり続ける人、さらには、先人から祖父母、両親、そして自分へと受け継がれてきた「いのち」を大切にし、その生命を次の世代につなぐ人の育成につなげてきます。

主要施策4 ふるさと教育の推進

子どもたちが、各学校段階において、郷土の自然や風土、そこで培われた多彩な文化を体験 し、地域の歴史、世界で活躍する偉人、地域の発展に尽くした先人を学ぶことにより、郷土を 知り、地域を愛する心を育むとともに、自分の生き方を振り返り、見つめ直す機会とします。 山形の受け継ぐべき思想・考え方や文化について、誇りを持って語ることのできる人を育成 することが、「いのち」をつなぐ人づくりにつながっていきます。

【現状と課題】

本県では、地域の祭りや行事などの伝統芸能への小・中学生の参加率が比較的高く、地域とのつながりの強さが表れています。また、地域の職場に出向いて活動を体験したり、地域の方をゲストティーチャーとして招いたりする活動が、ほとんどの学校で行われ、学校行事にも積極的に地域の方々を招待するなど、地域と連携して地域を知る取組みを進めています。

高等学校では、キャリア教育を主体として、地域との関わりを深めてきました。例えば、観光学習と観光プランコンテストもその一つで、高校生が「地域を知る、関わる、役立つ」といった、地域社会を構成する一員であることを自覚する機会となっています。それぞれの学校では、地域や学校の特色に応じた学習を行い、積極的に地域の行事やボランティア活動に参加する心の醸成が図られています。

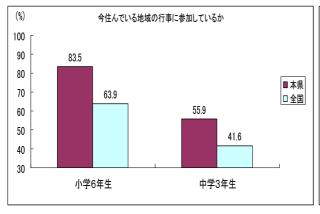
また、県内各地では、自然や歴史、伝統文化、食などの地域資源を活かしたまちづくりへの 取組みが進められていますが、他にはない郷土の魅力が県民に十分には認識されていないとい う指摘もあります。 加えて、少子化や過疎化により、学校の統廃合が進み、地域の歴史や伝統文化を継承・発展させていくことが困難になっている状況も生まれています。

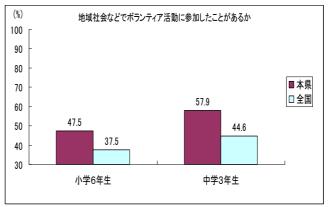
このため、今後は、小・中・高の各段階において、ふるさとを知り、地域に学ぶ教育が一層 重要となります。

地域の自然や文化に触れる体験や地域の人々との交流など、地域の特色を活かし、地域の資源を活かした教育活動を進め、地域を愛し、「いのち」をつなぐ人を育成することが求められます。

〇 地域行事へ参加している児童生徒の割合

〇 地域社会などでボランティア活動に 参加している児童生徒の割合





(文部科学省「平成25年度全国学力・学習状況調査」)

【主な取組み】

- ① ふるさと山形を学ぶ副教材の開発・活用 ふるさと山形の自然や歴史、偉人・先人の業績、伝統文化、文化財に加え、地域の経済・産業などを盛り込んだ副教材を開発し、小・中学校での活用を促します。
- ② 小・中学校における学習活動モデルの開発・普及 身近な地域をフィールドとした「郷土を知り、郷土に学び、郷土を愛する人づくり」を 目指す学習活動モデルを開発し、小・中学校への普及・実践を進めます。
- ③ 授業実践事例集の作成・活用

郷土の偉人の業績や生き方が、産業の発展や現在の私たちの生活とどのように関わっているのか、幅広い視点から学んでいくことのできる授業実践事例集を作成し、小・中学校での活用を推進します。

④ 地域に根ざした学習の高校の教育計画への位置付け 高等学校において、地域に伝わる伝統文化の継承に関する活動や、地域の自然、歴史、 産業、人物を知ると同時に、それに関わる人物の生き方を学ぶなど、地域に根ざした学習 活動について、各学校の教育計画に位置付け、体系的に実施します。

⑤ 地域の資源を活用した様々な体験活動の推進

学校の教育活動の様々な場面を活用し、郷土の自然環境の保全活動を行う、郷土の歴史 や偉人の足跡をたどる、地域の歴史・文化を熟知している人に学ぶ、地域で活躍する大人 と触れ合う、地域の伝統芸能や祭りに参加する、農業をはじめとする地域の産業に従事す るなど、それぞれの学校の地域性や特性等に応じて、郷土を理解し大切にする心を育む体 験活動を推進します。

⑥ 食文化を理解し尊重する心の育成

学校給食への地場産物の積極的活用や郷土食の提供により、学校給食を生きた教材として、食料の生産・流通や地域の食文化への理解促進を図ります。

⑦ 図書館や博物館等の活用

県内各地に設置されている図書館や博物館・資料館には、それぞれ、郷土に関する幅広い資料があります。子どもたちの郷土への理解を深めるため、学校の教育活動の様々な場面で、図書館、博物館・資料館を活用したふるさと教育を推進します。

⑧ 地域を知る生涯学習の振興

生涯学習センターにおいて、「山形学」を開講し、受講生が山形の特徴や特性を客観的・学術的に捉え、山形に生きることの意義やアイデンティティ、さらには地域づくりを考える学習機会を提供します。また、入門編としてのフォーラムを開催し、ふるさと教育を推進します。

⑨ 県民の歌の普及

本県には、昭和天皇御製の山形県民の歌「最上川」やスポーツ県民歌「月山の雪」など、全国に誇るべき歌があります。県民の歌について、様々な機会を通して普及します。

山形県民の歌

「最上川」昭和天皇御製 島崎赤太郎作曲

広き野を ながれゆけども 最上川 うみに入るまで にごらざりけり

〈山形県民の歌の由来〉

この歌は、昭和天皇が、大正 14 年に山形県においでになられてご覧になった「最上川」の様子を、その翌 15 年の歌会始においておよみになられたものです。

昭和5年にいたって、宮内庁の許可を得て、東京音楽学校(現:東京芸術大学)の島崎赤太郎教授が作曲 し、以来、県民に親しまれてきました。その後、昭和57年3月31日「山形県民の歌」に制定されました。

主要施策5 山形の宝の保存活用・継承

地域にのこる伝統文化や民俗芸能は、長い歴史と伝統の中から生まれ、守り伝えられてきた 県民の財産であり、地域の地理的環境や人々の生活の知恵、先人の願いなどを物語っているも のです。また、地域にのこる有形・無形の文化財は、今日の世代まで守り伝えられてきた先人 からの贈り物であり、未来への預かりものです。

これらの貴重な地域資産を、「知る」「守る」「活かす」ことを基本に、将来にわたり、確 実に継承します。

これらの取組みは、歴史的・文化的価値の継承のみならず、郷土に対する誇りと愛着を育み、 地域コミュニティの活性化や新たな交流の拡大にもつながっていきます。

【現状と課題】

地域の伝統文化のよさに、子どもたちが触れ合う機会として、ふるさと塾こどもフェティバルを開催しています。発表団体の子どもたちは、毎年、多くの観客の前で発表できることに満足感を持ち、伝統文化への思い入れを深くしています。また、「ふるさと塾」**の取組みにより、指導する立場である地域の大人が、地域の伝統文化の良さや大切さを再認識する機会となり、指導者自らが郷土への誇りを持って活動することで、次世代への伝承活動が、徐々に自立的・継続的に行われるようになってきています。

民俗芸能については、県内4地域で民俗芸能懇話会を開催したり、「日本一さくらんぼ祭り」などの上演機会を確保したりするなど、伝承活動への支援を行っています。

しかし、小・中学校の統廃合や地域コミュニティの弱体化などにより、子ども大人も地域の 伝統文化や民俗芸能に触れる機会が少なくなり、また、活動が困難になっている団体も出てき ています。

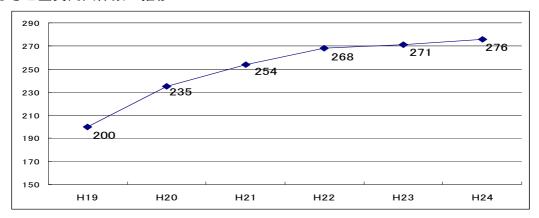
今後とも、地域の伝統文化や民俗芸能について、県民への啓発を図り、各団体間のつながりを強め、団体活動の活性化や指導者と後継者の育成の支援を継続することによる、地域とつながる人づくりが求められています。

※ 「ふるさと塾」

親から子、子から孫の代へ、「ふるさと山形」のよき生活文化や知恵、伝統芸能などの地域文化を教え合い、学び合いながら伝承していく活動

文化財保護については、従来の「守る」に加えて、「知る」「活かす」取組みを一層推進することにより、郷土に対する誇りと愛着を育むとともに、地域のイメージアップ・地域の活性化や新たな交流の拡大につなげていくことが求められています。特に、山形県の母なる川、最上川と流域の地域資源を再評価し、「山形の宝」として磨き上げることにより、重要文化的景観の選定に向けた県民の気運醸成などを図っていくことが求められています。

〇 ふるさと塾賛同団体数の推移



(山形県教育庁資料)

〇 県内の文化財の数

山 形 県 内 の 国・県 指 定 等 文 化 財 件 数 一 覧 (平 成 25年 12月 31日 現 在)

	•									<u>]</u>	单位: 件
区分	国 指	定文(化 貝	Ħ	県	1 指	定	文	化,	ł	合 計
		建造	物	1							1
		絵	画	1							1
	国 宝	工 芸	品	2						2	
		古 文	書	1			/				1
		考 古 資	料	1							1
		小	計	6							6
		建造	物	28			建	造	物	4 4	7 2
		絵	画	7			絵		画	7 7	8 4
		彫	刻	11			彫		刻	6 4	7 5
		工 芸	品	3 1			工	芸	品	105	1 3 6
	重要文化財	書	跡	8	有形文	化財	書		跡	2 9	3 7
	里女人儿別	典	籍	0	有 ル 文	L 74]	典		籍	1 1	1 1
指定		古 文	書	3			古	文	書	3	6
111 VC		考 古 資	料	6			考	古資	資 料	2 1	2 7
		歴 史 資	料	1			歴	史資	資 料	3 0	3 1
		小	計	9 5			小		計	384	479
	重 要 無 刑	多文 化	財	0	無 形	خ	て	化	財	3	3
	重要有形目	民俗 文化	財	10	民俗文	(V Bt	有	形目	已 俗	7	17
	重要無形目	民俗 文化	財	5	八百人	L 94]	無	形目	民 俗	2 1	26
	特別天然	太 記 念	物	3							3
		史	跡	2 5			史		跡	3 3	5 8
		名	勝	6			名		勝	2	8
	記 念 物	名 勝 史	跡	1	記念	物		_	_		1
		天然記念	物	13			天久	然 記	念物	6 9	8 2
		小	計	4 5			小		計	104	1 4 9
	合		計	164	合				計	519	683
選定	重 要 文 化	L 的 景	観	1	文 化	的	勺	景	観	0	1
登 録	有形文化財	建造	物	1 4 0							140
	総	<u> </u>	計	3 0 5	総	É	Ì		計	519	8 2 4

(山形県教育庁資料)

【主な取組み】

(1) 地域の貴重な資源である伝統文化の保存・伝承

① 地域の貴重な資源である地域文化の伝承を通して、地域を元気にしていくふるさと塾の 取組みを推進し、郷土を誇らしく語ることのできる子どもを育て、地域の人たちが指導者 として、子どもたちの活動へ関わる機会を提供します。

地域の伝統文化の発表の場であるふるさと塾こどもフェスティバルを県内各地区で開催 し、子どもたちが地域の伝統文化に触れる機会を提供します。

② 地域の伝統文化を保存・伝承していくため、指導者研修会等を開催するほか、地域ごとに民俗芸能団体のネットワークを構築し、課題の共有化を図りながら、伝承者の確保など解決に向けた取組みを推進します。

(2) 「未来に伝える山形の宝」登録制度による文化財の保存活用

① 先人が伝え、のこしてきた「山形の宝」を地域で保存活用するプロジェクトについて、「未来に伝える山形の宝」として登録する制度を創設し、関係部局と連携を図りながら、プロジェクトを総合的に支援していきます。

また、「未来に伝える山形の宝」のホームページを作成し、登録されたプロジェクトや 最上川をはじめとする本県の「山形の宝」の情報を県内外に広く発信します。

② 「最上川の文化遺産」を「未来に伝える山形の宝」登録制度の重点プロジェクトとして 位置付け、最上川流域の重要文化的景観としての選定、国史跡・名勝としての指定、県文 化財保護条例による文化的景観の選定など、市町村の状況や景観の文化的価値に応じた取 組みを推進します。

(3) 指定文化財の拡大と保存活用の推進

① 文化財の基本調査を実施し、新たな文化財を掘り起こして指定するとともに、長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な財産である文化財の保存や修理、維持管理のための助成を継続し、文化財の保存活用に努めます。

また、茅葺きなど伝統的な材料の確保と保存技術の継承について、国や関係機関とも連携して取組みを進めます。

② 学習指導要領における文化財等の活用を推進するとともに、地域の伝統文化継承などの取組み事例を紹介するなど、学校における文化財を活用した学習を推進し、児童生徒の郷土に対する誇りと愛着を育んでいきます。

(4) 埋蔵文化財の保護

① 埋蔵文化財保護の基本となる遺跡地図等の迅速な更新と公開、国・県等の開発事業との計画的な調整、発掘調査の円滑化及び迅速化を進めます。

また、出土品を適切に収蔵管理する施設の確保と管理体制の整備を行うとともに、県、公益財団法人山形県埋蔵文化財センター、県内博物館・資料館との連携を強化します。

県及び市町村の埋蔵文化保護体制の整備については、市町村担当職員への研修や市町村に対する専門職員配置の働きかけを行います。

- ② 県における重要遺跡の調査、国指定史跡を目指した市町村の発掘調査(米沢市の舘山城跡及び戸塚山古墳群、遊佐町の小山崎遺跡)の支援を行います。
 - また、国宝「縄文の女神」をはじめとした、埋蔵文化財を活用した普及啓発などを一層推進することにより、郷土への愛着を育み、地域活性化や交流拡大につなげていきます。
- ③ これからの公益財団法人山形県埋蔵文化財センターの在り方を、県立博物館や公益財団 法人山形県生涯学習文化財団などとの関連も含め、総合的に検討していきます。

基本方針Ⅲ 豊かな心と健やかな体を育成する

豊かな心と健やかな体は、社会を生きぬくために欠かせない基盤です。

豊かな感性と規範意識、人間関係を築く力、社会性、公共の精神、主体的に判断し適切に行動する力など豊かな心を育むため、家庭教育や幼児教育を充実するとともに、自然や動植物との触れ合い、感性を揺さぶる体験、読書活動を充実します。

生涯を通じて健康で活き活きと生活することができるよう、健康管理能力の向上、望ましい食 習慣の確立、体力・運動能力の向上により、健やかな体を育成します。

主要施策6 教育の原点である家庭教育、幼児教育の推進

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。

家庭は、教育の原点であり、子どもの教育に第一義的責任を有するものです。家庭における 親の役割と責任として、あいさつや言葉遣い、生活リズムなどの基本的な生活習慣を身に付け させることはもちろん、他人への思いやりや善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーな どを養うことを「躾」として教えていくことが求められます。そして、その身に付けたものを 子どもたちが次世代の親として、受け継ぎ、伝えていくという好循環を図っていけるように家 庭教育の推進を図ります。

あわせて、人は「自分は愛されている、大切にされている」ことを感じることで、人を思い やる心が育まれるため、家庭における「いのちの教育」を推進していきます。

家庭とともに、幼児期の教育を担うのは、幼稚園や保育所等の幼児教育施設です。

幼児期に培われた資質は、小学校以降の生活や学習の基盤となります。このため、幼稚園等においては、自主性と他を思いやる心、人と関わる力や思考力、規範意識の芽生えや感性、表現する力など、人間力の基礎を育む教育の充実が一層求められます。また、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るとともに、子育て支援や親の教育力の向上を支援します。

1 家庭教育の充実

【現状と課題】

都市化や核家族化、地縁的なつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が大きく変化してきています。その中で、多くの親が子育てや家庭教育に何らかの不安や悩みを抱えており、本県においても、いじめや不登校、児童虐待など、子どもの育ちをめぐる問題が複雑化しています。「家庭は教育の原点であり、全ての教育の出発点である」ことから、これまでも家庭教育の支援に取り組んできましたが、十分に対応しきれていない現状があります。例えば、子どもの成長に応じた学びの機会や情報の提供、相談体制の充実、地域や企業等を含む社会全体で家庭教育を支え充実させていくための意識の醸成などはまだ十分とは言えません。

こうした状況を踏まえ、PTA等とも連携し、親が子どもの発達段階に応じ家庭教育につい

て学ぶ場や継続的な機会の創出に努め、県民の意識として子どもたちの健やかな成長のために、 家庭教育を「みんなで学んでいこう」とする気運をさらに醸成していく必要があります。

また、困難を抱えている家庭へのアウトリーチ支援を開発したり、将来親となる若い世代に対して家庭教育の大切さを啓発したりするために、関係機関(教育、福祉、保健等)とも連携を図り、社会全体で家庭教育支援の体制を充実させていく必要があります。

【主な取組み】

① 社会全体で家庭教育に取組む気運の醸成

PTAや保護者会、企業、団体などが、それぞれ家庭教育に関するテーマを掲げて、具体的な取組みを推進することにより、社会全体で家庭教育を大切にする気運の醸成と意識の高揚を図ります。

具体的・積極的な取組みを奨励するため、他の参考となるPTAの取組みを顕彰します。

- ② 子どもの発達に応じた親等への学習機会の提供・充実
 - ア 乳幼児健診や就学時健診などの親が集まる機会を捉え、家庭教育講座を実施します。 また、公民館やPTA(研修部、母親委員会、各学年等)において家庭教育に関する 学習・研修の実施を促すとともに、要請に応じて講師を派遣するなどその学びを支援し ます。
 - イ 幼稚園や保育所、企業・事業所に家庭教育アドバイザーや家庭教育支援チーム等を派遣し、親及び今後親になる従業員に家庭教育の大切さを普及します。なお、これらの学習を実施する際は、「自分は愛されている、大切にされている」ことを子どもが体感できるにようにすることの重要性を啓発します。
- ③ 学習の機会が届かない親に対する支援

各種講習会に参加できない親の家庭教育を支援するため、地域の人材を活用し、公民館等を拠点とした家庭教育支援体制を整備するとともに、教育や福祉・保健等との連携による家庭教育支援チームの組織化を図りアウトリーチ支援*を実施します。

※ アウトリーチ支援:問題を抱え支援が必要な家庭に対して、訪問等により積極的に支援を届けること。

④ 次代の親としての家庭観の醸成〈主要施策3の再掲〉

中学生や高校生が、子どもの成長のために親や家族が果たす役割について理解し、将来、 親になる者として、どのように成長して行くべきか考えられるよう、乳幼児との触れ合い や交流、ライフデザインに関する講習会など実践的・体験的な学習活動を推進するほか、 中学校・高等学校、青年グループに対する家庭教育出前講座を実施します。

⑤ 幼児共育の推進

地域との関わりを大切にした様々な活動を通して、親(家庭)・先生(幼稚園・保育所等)・地域の大人が、「目をかけ・声をかけ・心をかけ」てみんなで幼児期の子どもを育てる「幼児共育」を一層推進します。

⑥ 地域における家庭教育支援者の育成

地域において親等の相談に対し助言を行う家庭教育支援者を養成するため関係機関(福祉や保健等)との連携による研修を開催するとともに、養成した人材の協力のもとに、地域における家庭教育支援体制を充実させます。

〈参考〉山形県次世代育成支援行動計画(関連の柱の抜粋)〈主要施策3の再掲〉

基本の柱1 子育て家庭に対する支援の推進

基本の柱2 社会全体による子育て支援の推進

基本の柱3 仕事と家庭の両立の推進

2 幼児教育の充実

【現状と課題】

家庭教育の変化の影響は、集団生活への不適応や規範意識の希薄化、基本的生活習慣の乱れなどの子どもの姿として、幼児教育を担う幼稚園・保育所等において表れています。幼稚園等の幼児教育施設においては、幼児の学びは、生活や遊びを通した体験から育まれることを基本としながら、人的・物的環境の在り方などを考慮した教育ができるよう、幼稚園教員や保育士等の教育力の一層の向上が求められます。

県では、幼保小連携スタートプログラムを作成・配布し、幼稚園・保育所等と小学校との連携の必要性や大切さについて周知を図ってきました。しかし、幼児教育の教育方法の特徴について、小学校教員の理解が十分でなかったり、その反対に、小学校教育の特徴の理解が、幼児教育側で十分でなかったりするなどの指摘もあるため、今後とも、互いの教育の理解を図る研修等を充実しながら、幼稚園・保育所等と小学校との円滑な接続を推進する必要があります。

【主な取組み】

① 幼稚園教員・保育士等の教育力向上

幼児期は、人間としての基礎を培う重要な時期であることから、体験や遊びを通して幼児の主体的な活動を確保し、自主性や思いやりを育むことができるよう、幼児教育を担う幼稚園教員・保育士等の教育力向上を図るための研修会を充実します。

② 幼保小の連携促進

幼児教育で培われた力が、小学校教育へ円滑に接続できるように、幼保小連携スタートプログラムの活用を促進するとともに、幼稚園・保育所等の教員と小学校の教員の合同による研修会や連携協議会等を充実します。また、幼児教育、小学校教育を担う教職員が、互いの教育を理解し合いながら教育を進められるよう、互いの施設における研修を推進します。

③ 幼児共育の推進 <主要施策6の1の再掲>

家庭、幼稚園・保育所等、地域の大人たちが連携して幼児期の子どもを育む「幼児共育」を一層推進します。事業の実施にあたって、人やモノ、自然との関わりや親子の触れ合いを大切にした体験活動を重点として行っていきます。

主要施策7 豊かな心の育成

現在の社会は、人との関わりや自然と触れ合う機会が少なくなり、価値あるものへの感受性 や、他人を思いやる心が育ちにくくなっています。

読書活動や芸術文化活動を推進するとともに、自然や地域の中での様々な体験活動、奉仕活動を充実することにより、表現力や思考力、想像力を培い、豊かな感性や人間味あふれる心を育み、社会性や協調性を育成していきます。

1 読書活動の推進

【現状と課題】

県では、本の好きな子どもを育てるため、山形県子ども読書活動推進計画を策定(第 1 次計画 H19.3、第 2 次計画 H24.3)し、学校ボランティアによる読み聞かせ活動や全校一斉読書等を推進してきました。

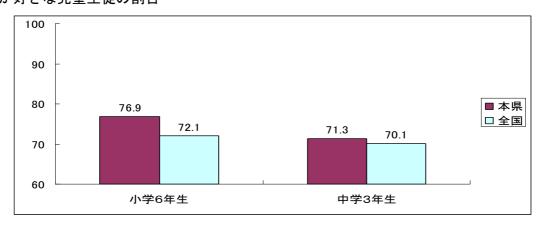
この取組みの結果、読書が好きな児童生徒の割合は小学校 76.9% (H25:全国 72.1%)、中学校 71.3% (H25:全国 70.1%)と、全国よりも高い状況にあります。

読書は、豊かな感性と思考力・想像力を育て、思いやりの心や人間性を養うとともに、確かな学力の基盤となることから、今後より一層「読育」を推進する必要があります。

一方、情報化社会の進展により、学校では、本を情報として活用できる場が減少しています。 このため、学習情報センターとしての機能を活かした学校図書館の環境整備・改善を進めてい くとともに、学校や図書館(室)等で活動するボランティア等の養成やスキルアップを図るこ とが必要です。

また、県内市町村において、読書活動推進計画を策定しているのは8市町村(平成25年3月 現在)に留まっている状況にあることから、策定を進めるための支援を行い、今後一層の家 庭・地域・学校を通じた子どもの読書活動の推進を図っていく必要があります。

〇 読書が好きな児童生徒の割合



(文部科学省「平成25年度全国学力・学習状況調査」)

【主な取組み】

① 読書活動に対する理解啓発・情報の発信

第2次山形県子ども読書活動推進計画(計画期間:平成24年度~平成28年度)に基づき、学校・家庭・地域における子どもの読書活動の推進、公立図書館や学校図書館などの施設設備の整備充実、子ども読書の日や文字・活字文化の日を中心として、読書活動に対する理解啓発・情報の発信に取り組みます。

- ② 学校・家庭・地域が連携した「読育」の推進 学校と家庭・地域が連携して、「読育」をより一層推進します。
 - ア 学校における「読育」を推進するため、読書活動を取り入れた授業や図書館改造、P TA・地域読み聞かせ団体と連携した読書活動等を充実します。
 - イ 日本教育公務員弘済会山形支部と連携し、「生き方」につなぐ推薦図書を学校や放課 後子ども教室等に巡回し、「いのちの教育」における「読育」を推進します。
 - ウ 家庭や地域における「読育」を推進するため、保護者や読み聞かせボランティア等の 研修機会を充実させ、本好きな子どもを育てる環境の整備を図ります。
- ③ 市町村における読書活動推進計画の策定支援 県内全域で「読育」を推進するため、全ての市町村において、読書活動推進計画が策定 されるよう支援します。
- ④ 新たな県計画の策定による推進

上記の第2次計画の期間終了後は、その取組みの成果と課題を踏まえて新たな計画を策定し、引き続き、子どもの読書活動を推進します。

2 芸術文化活動の推進

【現状と課題】

芸術文化活動は、人々に感動や生きる喜びをもたらし、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、青少年に豊かな感性と創造性、情操を涵養するものです。

学校においては、教科指導の充実を中心とした芸術文化活動を推進し、鑑賞及び表現などの幅広い活動を通して、児童生徒の感性を豊かにし、創造性を育み、その表現力を高めようとする取組みを行っています。

また、一流の芸術文化にふれる機会を提供し、最高水準の舞台芸術公演や芸術作品を鑑賞し、感動体験を多くすることで、児童生徒の芸術文化への関心と理解が高まっています。

今後も、市町村や関係団体と連携を図りながら、地域文化や伝統芸能の伝承も含めた芸術文 化活動に取り組んでいきます。

【主な取組み】

① 児童生徒の芸術文化活動の活性化

学校における芸術に関する教科指導の充実を図るとともに、中学校・高等学校の文化部活動や県高等学校総合文化祭の開催に対する支援を行うなど、児童生徒による芸術文化活動の一層の活性化を図ります。

- ② 学校における優れた芸術文化に触れる機会の提供 児童生徒の芸術文化に対する理解が深まるよう、一流の芸術文化を鑑賞する機会や、芸 術文化に関わる体験学習の機会を提供します。
- ③ ふるさと塾の取組みの推進 <主要施策5(1)の再掲> 地域の貴重な資源である地域文化の伝承を通して、地域を元気にしていく「ふるさと 塾」の取組みを推進し、郷土を誇らしく語ることのできる子どもを育成します。

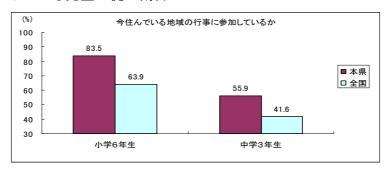
3 様々な体験活動・奉仕活動の充実

【現状と課題】

本県では、小学校においては、自然に親しむ体験活動や勤労生産に関わる活動、中学校においては、ボランティア等社会奉仕に関わる活動や職場・職業等に関わる体験活動に数多く取り組んでおり、小・中学生ともに地域行事への参加率は、全国平均に比べ高い状況にあります。一方で、子どもの日常の遊びや生活体験を通した学びの姿は、社会の変化とともに変化しており、携帯型ゲーム機を通じた遊びが多く見られ、異年齢集団の外遊びが減っています。また学校の統廃合に伴うスクールバス等の使用により、帰宅後に児童同士で遊んだり、自然体験をしたりすることが難しい状況となっています。加えて、地域の大人たちと関わる機会も、昔と比べると減少している状況にあります。

このため、放課後子ども教室等や、地域にある博物館・資料館・科学館等の社会教育施設と 連携するなどして、成長の段階に応じた様々な体験活動・奉仕活動を充実していく必要があり ます。

○ 地域行事へ参加している児童生徒の割合



(文部科学省「平成25年度全国学力・学習状況調査」)

〇 体験活動の実施学校の割合

体験活動の種類	実施校(割合)				
	小学校	中学校			
自然に親しむ体験活動	98. 9%	68. 9%			
ボランティア等社会奉仕に関わる体験活動	85. 5%	73.8%			
勤労生産に関わる活動	94. 2%	64. 1%			
職場・職業等に関わる体験活動	50.0%	93. 2%			
芸術や文化に親しむ体験活動	92.0%	69. 9%			
交流に関わる体験活動	89. 9%	58. 3%			

(義務教育課「平成25年度定期調査結果」より)

【主な取組み】

① 体験活動等に係る多様なプログラムの開発・実践

学校の教育課程における宿泊学習等の自然体験など様々な体験活動や奉仕活動に係る多様なプログラムを開発し、各学校に周知するとともに、実践を促進します。

② 学校と家庭・地域が連携した体験活動の推進

生命や自然を大切にする心や他者を思いやる優しさ、社会性、規範意識を育成するとともに、様々な環境や状況の変化等に臨機応変に対応できる資質を養うため、各学校において、家庭・地域と連携しながら、地域の実情に応じた様々な体験活動を推進します。

③ 社会教育施設の体験型イベントの充実

少年の自然の家等の社会教育施設で、それぞれの特性を活かして体験型イベントの充実 を図り、子どもの自発的な学びを支援します。

④ 地域における様々な体験活動の推進

放課後子ども教室や総合型地域スポーツクラブ、地域のクラブ活動、子ども会活動等を 通じ、地域の中での自然体験やボランティア活動、スポーツ教室、伝統芸能の継承活動等 を推進するとともに、休日や放課後の子どもの居場所づくりの充実を図ります。

主要施策8 健やかな体の育成

健康でたくましい体は、学びを支え、生きていく力の基盤となるものであり、豊かで活力ある人生を送るためには欠かせないものです。

学校・家庭・地域が連携し、児童生徒一人ひとりが心身の健康の保持増進を図っていく資質 や能力を身に付け、生涯を通じた健康な生活の実践力を育みます。

食は「いのち」の根源であり、健康を支え、人間関係を築く大切なものです。偏った栄養摂取、朝食欠食といった子どもの食生活の乱れが深刻化する現状に対応するため、学校と家庭が連携して食育を推進します。

学校体育は、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現する基礎をつくります。運動部活動も含め学校体育を充実するとともに、子どもたちの運動機会を拡大し、運動やスポーツの楽しさ、喜びを体験できる取組みを推進することにより、体力の向上を図ります。

1 健康教育の充実

【現状と課題】

本県の児童生徒の発育状況(身長、体重、座高)は、全ての年齢で全国平均を上回っています。一方で、肥満傾向児童生徒の出現率もほとんどの年齢で全国平均を上回っており、特に、小学校男子は全国でも上位となっています。

学校では、これまでも、肥満傾向児童生徒の減少に向けて、養護教諭が中心となり、児童生徒の定期健康診断を実施し、学校医の指導のもと、保護者に啓発を図りながら取り組んできていますが、今後は、家庭はもちろん、地域の医療機関と連携を図るなど、更に効果的な取組みを進めていくことが必要です。

また、各学校では、各種のアレルギー疾患の児童生徒に対する適切な指導、アレルギー反応発症の未然防止及び緊急時等への対応について、体制の整備が進められています。アレルギー疾患だけではなく、感染症、メンタルヘルス等の健康課題に関する最新の知識と情報を得る機会を充実させ、今後も教職員の指導力向上を図る必要があります。

〇 発育状況、肥満傾向児の出現率

												〇肥満傾向児の出現率(単位:%)						
平均身長(6				m)	平均体重(kg)			平均座高(cm)						肥	満傾向.	児		
			山形県	全国	順位	山形県	全国	順位	山形県	全国	順位				山形県	全国	順位	
	,幼稚園	5 歳	110.7	110.4	12	19.3	18.9	5	62.0	62.0	19		,幼稚園	5 歳	3.98	2.38	9	
	المالوك	6 mx	116.7	116.6	15	21.6	21.3	11	64.9	64.8	17		المساورون	6 mx	4.58	4.18	16	
		7	123.4	122.4	4	25.2	23.9	1	68.1	67.6	3			7	10.20	5.47	2	
	小	8	128.7	128.2	5	28.2	27.1	4	70.6	70.2	3		小	8	10.40	7.26	7	
	学 · 校	9	134.0	133.6	8	31.7	30.4	4	72.9	72.6	7		学校) 9	14.52	8.90	3	
男	仪	10	139.6	139.0	8	35.4	34.3	7	75.5	75.0	2	男	仪	10	14.56	10.90	8	
		11	145.8	145.0	5	40.3	38.3	3	78.1	77.6	4	,,,	1	11	15.11	10.02	4	
子)	中	(12	153.2	152.3	4	45.3	43.9	6	81.9	81.2	4	子)	\ ф	(12	13.19	10.65	10	
	学	13	160.0	159.5	8	49.6	48.8	8	85.1	84.8	11		学	13	9.63	8.97	15	
	校	14	166.0	165.0	4	55.3	54.0	7	88.6	88.1	7		校	14	9.41	8.27	14	
	高等人学校	15	168.7	168.3	11	60.8	58.9	5	90.6	90.3	12			15	14.94	11.05	8	
		16	170.1	169.9	11	61.9	61.0	12	91.6	91.4	11		高等。 学校	16	9.19	10.46	33	
		17	170.7	170.7	18	64.6	62.8	4	92.4	92.0	2		(** *	17	13.85	10.85	8	
	/ 幼稚園	5	109.9	109.6	10	18.9	18.6	5	61.9	61.5	3		/ 幼稚園	5	4.63	2.49	2	
	1	6	116.1	115.6	8	21.6	20.9	4	64.7	64.4	6		1	6	7.38	3.91	2	
		7	122.1	121.6	3	23.9	23.5	5	67.5	67.3	7			7	7.40	5.38	8	
	小学	8	127.8	127.3	7	27.0	26.4	6	70.1	69.9	9		小 学 <	8	8.59	6.31	10	
	学校	9	134.2	133.6	9	30.8	30.0	6	73.0	72.8	9		校	9	9.46	7.58	15	
女	'~	10	141.0	140.1	5	35.2	34.0	6	76.3	75.8	3	女	"	10	10.51	7.96	9	
_{		11	148.1	146.8	3	40.6	39.0	3	80.0	79.3	4	_{		11	9.95	8.69	11	
子	中(12	152.6	151.8	4	44.8	43.7	8	82.6	82.1	6	子	中(12	8.76	8.54	27	
	学	13	155.4	154.8	6	48.0	47.1	6	84.2	83.8	5		学〈	13	9.24	7.83	15	
	校	_ 14	157.1	156.5	3	50.7	49.9	7	85.2	84.9	7		校	14	8.86	7.42	12	
	高等	15	157.4	157.0	10	53.0	51.4	4	85.7	85.5	9		高等。	15	13.41	8.08	2	
	学校	16	157.9	157.6	9	53.9	52.5	4	85.8	85.8	17		学校	16	9.77	7.66	8	
	ا ^ . ۲	- 17	158.5	158.0	5	54.1	52.9	5	86.4	85.9	3		۱۰۰۰)	- 17	9.98	7.83	10	

(山形県企画振興部統計企画課「平成25年度学校保健統計調査速報」)

【主な取組み】

① 学校における健康教育の充実

体育科・保健体育科を中核として、学校教育活動全体を通して自分の心と体を大切に思い、適切に行動することができる児童生徒を育成します。

② 学校と家庭・地域が連携した取組みの推進

各学校への学校保健委員会^{**}の設置を促進するとともに、その活性化を図り、学校と家庭・地域が連携して、児童生徒の健康の保持・増進するための取組みを実施します。

※ 学校保健委員会

学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための組織。校長、養護教諭・ 栄養教諭・学校栄養職員などの教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表、児童生徒、地域の保健関係機関の代表などを主な委員とし、保健主事が中心となって運営。

③ 肥満対策の効果的な推進

肥満の評価方法を統一し、児童生徒の実態を的確に把握するとともに、学校と家庭、県 医師会等の関係機関が連携して健康相談や保健指導を組織的・継続的に行うなど、児童生 徒の肥満対策の効果的な取組みを推進します。

④ アレルギー疾患等の健康課題への対応

各学校において、アレルギー疾患、感染症、メンタルヘルス等の健康課題に関する児童 生徒への指導と緊急時の対応が適切に行われるよう、専門医等を派遣し学校への支援体制 を整備するとともに、教職員の研修を充実します。

⑤ やまがた歯と口腔の健康づくり推進条例への対応

児童生徒の基本的な生活習慣の中心に歯磨きを位置付け、学校における保健教育と保健管理の充実を図るとともに、学校保健委員会により家庭・地域と連携しながら、組織的、計画的、継続的な歯と口腔の健康づくりを推進します。

⑥ 山形県健康づくり推進に関する計画への対応

各学校において、家庭・地域と連携しながら、児童生徒に望ましい生活習慣や生活リズムを身に付けさせ、将来の生活習慣病の予防につながる健康教育に取り組みます。

2 食育の推進

【現状と課題】

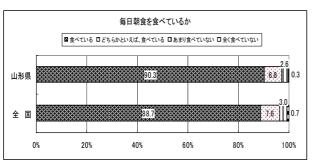
社会環境の変化は、児童生徒の生活リズムに大きな影響を与えていることは言うまでもありません。中でも、朝食欠食などの食生活の乱れや生活習慣病の低年齢化など、児童生徒の健康への影響が懸念されています。本県では、平成18年度から計画的に栄養教諭を学校に配置し、栄養教諭が中心となって学校における食育を推進しています。

食育では、望ましい食習慣や食に関する感謝の念を育むなど、各学校の全体計画をもとに 行っていく必要があります。また、家庭との協力や地域との関わりは、児童生徒の食育を考え るうえでは、欠かせない要素です。

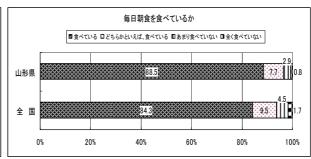
知事部局が策定した山形県食育・地産地消推進計画(平成23年3月策定:計画期間:平成23年度~平成27年度)に基づき、全庁的な食育推進体制のもと、食育を推進することが求められています。

○ 児童生徒の朝食摂取率

【小学6年生】



【中学3年生】



(文部科学省「平成25年度全国学力・学習状況調査」)

【主な取組み】

食は、「いのち」を育む基本であり、食育は、知育・徳育・体育の土台であることを踏まえ、 全庁的な推進体制である山形県食育・地産地消推進計画のもと、関係部局と連携して、学校教 育活動全体を通じて食育を推進します。

(注) 山形県食育・地産地消推進計画の改訂の動向により、取組内容を再調整する場合がある。

《山形県食育・地産地消推進計画における取組みの5つの柱》

- 食に感謝する心の育成(食の基本的習慣を身につける)
- 食による心身の健康づくり(食に関心を持つ)
- 食を通じたコミュニケーション(食を楽しむ)
- 食文化の継承(食を学び伝える)
- 新たな地産地消の推進(6次産業の担い手の育成等)

① 食に感謝する心の育成

栽培、収穫、調理などの体験活動により、食事の重要性を理解させるとともに、自然の 恵みや生産者への感謝の心を育成します。

② 食による心身の健康づくり

栄養教諭を中心にしながら、各学校における食に関する指導の全体計画に基づき、児童 生徒や地域の実態等に応じた指導を充実させ、食による心身の健康づくりを推進します。

③ 食を通じた人間関係形成能力の育成

学校・家庭・地域が連携し、一緒に食べることや食事のための諸活動を行うことにより、 児童生徒の社会性を育みます。

④ 食文化を理解し尊重する心の育成〈主要施策4の再掲〉

学校給食への地場産物の積極的活用や郷土食の提供により、学校給食を生きた教材として、食料の生産・流通や地域の食文化への理解促進を図ります。

⑤ 6次産業の担い手の育成

農林水産物や地域資源を有効に活用した加工食品開発や商品化の学習を通し、6次産業の担い手を育成します。

⑥ 栄養教諭等の指導力向上

食育推進の中心となる栄養教諭等を対象とした給食管理や食に関する指導についての研修を充実させることにより、指導力の向上を図り、その専門性を学校現場における食育の取組みに活かします。

3 学校体育等の充実(体力・運動能力の向上)

【現状と課題】

全国的に児童生徒の体力・運動能力の低下が課題となっています。

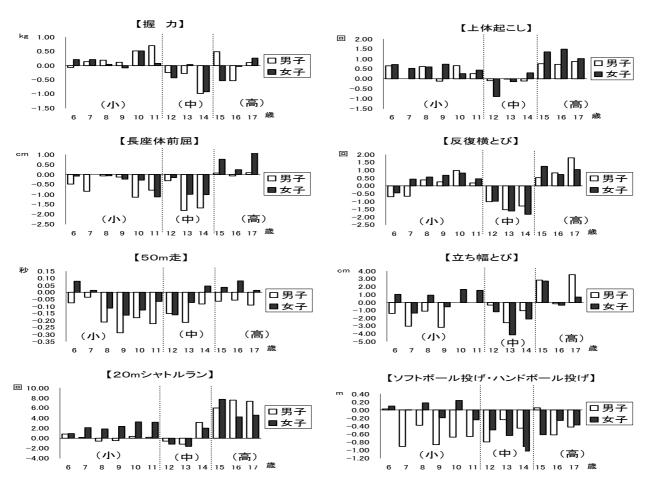
本県も全国の傾向と同様に、改善傾向にはあるものの、昭和 60 年頃と比較すると未だに低い 水準にあり、また、本県の児童生徒の特徴として、全国と比較した場合、特に「走る」「投げ る」能力が下回っている状況にあります。

本県の児童生徒の運動部・スポーツクラブへの所属(加入)率を見ると、中学校2年生男子が92.2%(全国平均85.4%)、女子が68.2%(全国平均60.4%(いずれも平成25年度))と全国平均を上回っています。しかし、全国的傾向と同様に、積極的に運動する子どもとそうでない子どもの二極化傾向がはっきりとしていることが課題となっています。

このため、幼児期からの運動機会の拡大、小学校をはじめとした体育授業の充実と併せ、学校と家庭・地域が連携して子どもの運動習慣の改善等に取り組む必要があります。

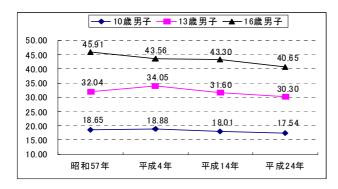
また、少子化に伴う所属生徒の減少に対応するため、運動部活動の在り方について、検討を進める必要があります。

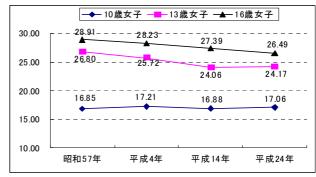
〇 体力・運動能力の県平均値と全国平均値との差(0.00 は全国平均を表す)



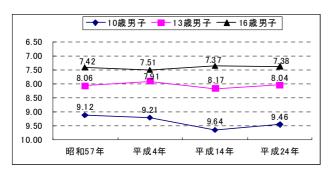
(注) 中学校・高等学校においては、持久走と 20mシャトルランは選択種目となっており、実施率が高い 20mシャトルラン のみ記載している。 (スポーツ保健課「平成 24 年度体力・運動能力調査報告書」)

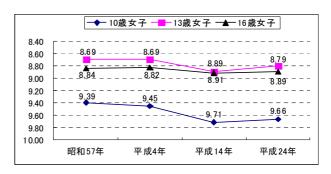
〇 体力・運動能力テスト(握力・50m走・ボール投げ)の30年間の推移【握力(kg)】



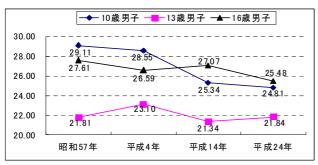


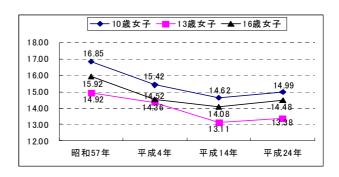
【50m走(秒)】





【ボール投げ(m)】

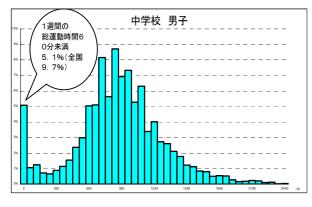


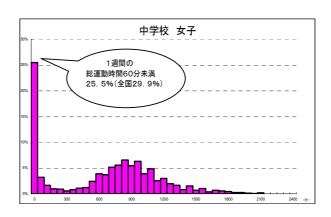


※ボール投げは、10歳がソフトボール投げ、13、16歳がハンドボール投げである

(スポーツ保健課「平成24年度体力・運動能力調査報告書」)

〇 1週間の運動時間の分布グラフ(山形県)





(注) 学校の体育の授業を除く。

(文部科学省「平成25年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」)

【主な取組み】

① 体育授業の充実と教員の指導力向上

体力向上対策会議(仮称)において、本県児童生徒の体力・運動能力の現状と課題を分析し、改善に向けた指導方法を検討します。

そのうえで、全県共通の課題意識に基づいた指導方法改善の普及、外部指導者等の派遣により、学校の体育授業の充実に取り組むとともに、実技指導講習会や小学校教員に対する研修会を実施し、教員の指導力の向上を図ります。

② 運動機会の拡大

幼児期からの運動遊びや冬期間の運動の方策、児童生徒が楽しさや達成感を実感しなが ら楽しく運動する方策等について検討し実践することにより、子どもたちが自ら運動する 姿勢を育むとともに、運動をする機会の拡大を図ります。

③ 学校と家庭・地域との連携

全国体力・運動能力、運動習慣等調査や山形県体力・運動能力調査等の結果を分析し、周知することにより、家庭と課題の共通認識を図り、家庭と連携して児童生徒の運動習慣の改善に取り組みます。

また、地域のスポーツクラブと連携し、放課後子ども教室や放課後児童クラブにおける運動を推進するとともに、地域の外部指導者を体育授業や運動部活動に活用し、体育に関する活動の充実を図ります。

④ 各学校の特色ある取組みの推進

県内の小・中学校及び高等学校が、それぞれの学校の実態や課題を点検するとともに、 課題の解決に向けた「1学校1取組み計画(仮称)」を作成し、実践します。

また、YAMAGATAドリームキッズ*が実践している運動プログラムの活用を推進します。

※ YAMAGATAドリームキッズ

山形からオリンピックやワールドカップ、世界選手権などの国際舞台で活躍するトップアスリートの輩出を目指し、平成21年度から実施している事業。県内の小学校3・4年生から選考された子どもたちが、日本オリンピック委員会や国立スポーツ科学センター、体育大学との連携による運動能力育成ためのプログラムを実践している。

⑤ 運動部活動の在り方の検討

生徒数の減少への対応やスポーツ指導者の導入・確保等、運動部活動の形態や運営方法 等について検討します。

【目標指標】※目標指数は検討中です。

基本方針Ⅳ 社会を生きぬく基盤となる確かな学力を育成する

変化が激しく多様化が進むこれからの社会を主体的に生きぬくためには、自ら考え、主体的に 判断し、柔軟かつ的確に対応する力が不可欠であり、その基盤として、確かな学力を育成するこ とが求められています。

子どもたちに基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等に加え、主体的に学習に取り組む態度などの確かな学力を身に付けさせるため、教育内容や教育方法の一層の充実を図ります。

主要施策9 個の能力を最大限に伸ばすための環境整備

変化の激しい社会を生きぬいていくためには、適切な思考・判断や実践の基盤となる確かな 学力が不可欠です。

特に、自ら課題を発見し解決する力、他者と協働するためのコミュニケーション能力、物事 を多様な観点から論理的に考察する力などを育成していくことが大切です。

このため、学校における様々な教育課題に対応し、児童生徒の個々の能力を最大限に伸ばすため教育環境の整備を推進するとともに、幼保・小・中・高の学校段階のつながりやそれぞれの学校の特色を意識した授業づくりを行い、児童生徒一人ひとりへのきめ細かな指導を行っていきます。

1 教育山形「さんさん」プランによる教育環境の整備

【現状と課題】

児童生徒一人ひとりに確かな学力を身に付けさせるためには、教員が児童生徒の教育的ニーズを的確にとらえ、必要なときに、適切な内容で、きめ細かな指導を行えるようにすることが必要です。

山形県では、教育山形「さんさん」プランを順次拡大し、小学校1年生から中学校3年生までの義務教育課程の全ての段階で、少人数学級編制を実施しています。

「さんさん」プランは、学級の人数を少人数にし、教員が児童生徒一人ひとりにきめ細かな 指導を行うことで、学習面では基礎基本の定着を図り、生活面ではいじめや不登校などの課題 を解決することを目的に導入したものです。

これにより、学習と生活が一体となった教育が行われており、両面において成果が現れています。特に、生活面では、不登校児童生徒数の出現率や長期欠席児童生徒数の割合が減少し、全国と比較しても低い状況を維持するなど大きな成果が見られます。

加えて、小1プロブレム *1 や中1ギャップ *2 、さらには別室に登校する児童生徒への支援など、学校における今日的課題にも教員配置を充実するなどして対応してきました。

今後さらに、少人数の利点を活かした授業改善と学級経営改善を行うとともに、様々な教育 課題に適切に対応していくことが求められています。

※1 小1プロブレム

小学校に入学したばかりの1年生が、学校生活になじめず、集団行動をとれない、授業中に座っていられない、話を聞かないなどの状態になり学習や学級運営に支障がある状況。

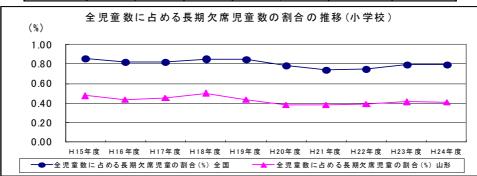
※2 中1ギャップ

小学生から中学生になると、教科担任制や部活動が実施され、そうした学習や生活環境の変化になじめず、生徒の学習意欲の低下、不登校、問題行動が増加する現象。

〇 長期欠席児童生徒数の割合の推移

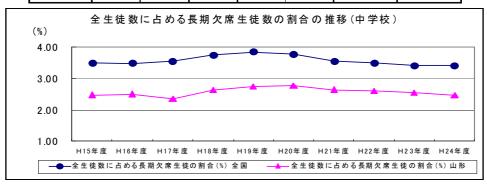
理由別長期欠席児童数 (小学校)

埋田別長期欠席児重数(小字校)									
	本リ	県の理由別	全児童数に						
	計	病気	経済的理由	不登校	その他	欠席児童の	割合(%)		
	PΙ	7173 X	在例的在四	不豆仅	-C 07 1E	全国	山形		
H15年度	342	140	0	176	26	0.86	0.47		
H16年度	306	116	0	170	20	0.82	0.43		
H17年度	311	126	0	167	18	0.82	0.45		
H18年度	339	123	0	194	22	0.85	0.50		
H19年度	285	91	0	177	17	0.84	0.43		
H 20年度	247	74	0	155	18	0.78	0.38		
H21年度	242	68	0	148	26	0.74	0.38		
H 22年度	242	73	0	154	15	0.75	0.38		
H 23年度	255	72	0	148	35	0.79	0.41		
H 24年度	249	75	0	141	33	0.80	0.41		



理由別長期欠度生徒数 (中学校)

理由別長期	理由別長期欠席生徒数(中学校)									
	本リ	県の理由別	全生徒数に占める長期							
	計	病気	経済的理由	不登校	その他	欠席生徒の	割合(%)			
	PΙ	7/1 //	ALL DI NO PLE DA	小豆伙	C 07 E	全国	山形			
H15年度	986	163	0	813	10	3.50	2.48			
H16年度	962	125	0	815	22	3.48	2.50			
H17年度	884	118	0	757	9	3.55	2.36			
H18年度	966	131	0	829	6	3.76	2.64			
H19年度	987	95	1	873	18	3.84	2.74			
H 20年度	980	108	0	857	15	3.78	2.78			
H21年度	921	76	0	828	17	3.56	2.65			
H 22年度	876	83	0	780	13	3.50	2.60			
H 23年度	845	106	1	722	16	3.42	2.54			
H 24年度	802	91	0	695	16	3.42	2.46			



(文部科学省「学校基本調査」)

【主な取組み】

(1)教育山形「さんさん」プランの推進

① 少人数学級編制の今後の展開の検討

小・中学校における少人数学級編制については、継続を基本としつつ、国の定数改善の 状況や、外部専門家による効果検証の結果を踏まえ、今後の展開を検討します。

② 学校の教育環境に関する課題への対応

学校の教育環境に関する課題について、対応を検討するとともに、緊急性や重要度を勘 案のうえ、順次対応していきます。

(例) 34 人~40 人の学年単学級の解消、小学校における専科教員の配置 複式学級の少人数化、LDやADHD等の通級指導教室の充実 等

(2) 土曜日の活用の検討

授業・学習や体験活動の実施など、各地域の実情を踏まえ、土曜日の活用について検討を進めていきます。

(3) 幼保・小・中・高・大のつながりを意識した学力の育成

① 幼保小の連携促進 <主要施策6の2の再掲>

幼児教育で培われた力が、小学校教育へ円滑に接続できるように、幼保小連携スタートプログラムの活用を促進するとともに、幼稚園・保育所等の教員と小学校の教員の合同による研修会や連携協議会等を充実します。また、幼児教育、小学校教育を担う教職員が、互いの教育を理解し合いながら教育を進められるよう、互いの施設における教職員の研修を推進します。

② 小・中の接続

小学校高学年における専科指導を充実させるなど、重点的な教科指導を行うとともに、 専科指導となる中学校授業へのつながりを意識した指導体制を推進します。

③ 中・高の接続

中高教員相互派遣研修事業等を通し、中学校と高等学校の教員が互いの授業を見合い、教科指導の在り方について協議するなど、中高連携による一貫した指導を推進します。

④ 高・大の接続

高校教員と大学関係者の間で、教員の交流を深め、互いの教育内容や方法等についての 相互理解を図るとともに、高校生を対象とした大学レベルの教育機会の提供を推進します。

【目標指標】※目標指数は検討中です。

主要施策10 確かな学力の育成

変化の激しい社会を生きぬいていくためには、適切な思考・判断や実践の基盤となる確かな学力が不可欠です。

特に、自ら課題を発見し解決する力、他者と協働するためのコミュニケーション能力、物事を多様な観点から論理的に考察する力などを育成していくことが大切です。

それぞれの学校の特色を意識した授業づくりを行い、子ども一人ひとりへのきめ細かな指導を行っていきます。

1 コミュニケーション能力の育成

【現状と課題】

全国的な傾向として、集団生活になじめない、自分の思いや考えをうまく伝えることができない、我慢できずにキレてしまうなどの児童生徒が増加しています。

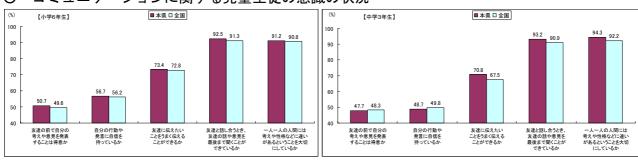
子どもたちが、生活の様々な場面で、異なる価値観を有する他者とも意思を疎通させ、相互 理解のもと、心を通わすことができる良好な人間関係を構築するためには、「人それぞれの違 いを認め、対応できる力」や「自分の思いや考えを表現できる力」など、コミュニケーション の力を身に付けさせることが重要です。

また、グローバル化に対応するため、外国語の語学力は重要ですが、その前提として、日本 語で自分の考えをしっかりと相手に主張できる能力は不可欠です。

子どもたちのコミュニケーション能力は、親子のスキンシップや家族での団らん、教員や級友との交流が土台となります。しかし、それだけではなく、お年寄りなどの違う世代や文化の異なる人との交流、動植物などの自然、芸術などの実体験を通して、自らの実感・納得や感動を経験することなどにより高まります。

そして、何よりも子どもたちが、学校・家庭・地域それぞれの場において、子どもと子ども、 教員と子ども、親と子ども、地域の大人と子どもといった様々なコミュニケーションを経験す ることにより高まることから、意図的な場づくりが求められています。

O コミュニケーションに関する児童生徒の意識の状況



(文部科学省「平成25年度全国学力・学習状況調査」)

【主な取組み】

① 精一杯考え合い、表現し合う授業づくりの推進 社会を生きぬくうえで不可欠な、自他の意思や気持ちを伝え合うためのコミュニケー ション能力を育成するため、小・中学校において、児童生徒同士が精一杯考え合い、表現 し合い、課題を解決していく授業を推進します。

② 学校・家庭・地域が連携した「読育」の推進

子どもの語彙を豊かにし、思考力・判断力・表現力等を育むとともに、子どものものの 見方、感じ方、考え方を広げたり深めたりするため、学校・家庭・地域が連携して「読 育」を推進します。

③ 多様な交流の促進

学校における異学年交流や、地域の祭りや行事などの異年齢の人々との交流を促進するなど、他者と関わる体験を重ねる中で、コミュニケーション能力を育みます。

2 確かな学力の育成

【現状と課題】

全国学力・学習状況調査の結果を分析すると、本県は、「さんさん」プランで児童生徒一人 ひとりにきめ細かな指導を行うことにより、全国と比較し、成績の下位層は少ないものの、 上位層を伸ばしきれていないこと、算数・数学及び英語の学力、特に活用問題に課題がある ことが明確になっています。

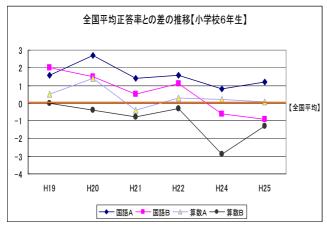
これは、児童生徒の各教科の授業の理解度や興味にも同様の傾向が現れており、本県の児童生徒は、算数・数学において、授業の理解度と興味はともに全国平均を下回っています。

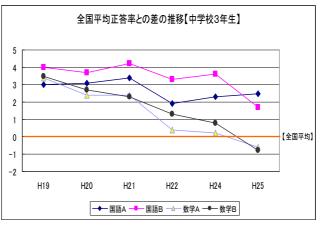
一方で、学力には様々な側面があります。学校教育においては、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等及び学習意欲を重視し、これらを調和的に育むことが必要です。また、各教科等には、それぞれのおもしろさや楽しさがあり、児童生徒にそれらを味わわせることにより、主体的な学習につないでいくことができます。

各教科等の指導に当たっては、児童生徒の思考力・判断力・表現力等を育む観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、記録・要約・批評・説明・論述などの言語活動を充実することが必要です。

そして、小・中・高の各学校段階における学習のつながりを意識した授業づくりや、それ ぞれの学校段階の特色を活かした授業づくりを行うことで、子ども一人ひとりの確かな学力 の育成を図っていく必要があります。

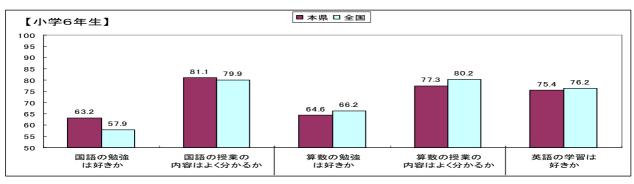
○ 全国学力・学習状況調査結果の推移

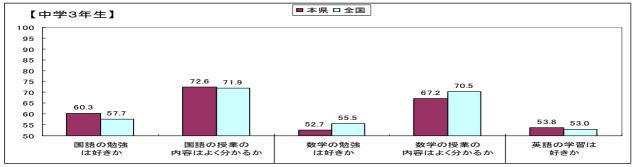




※ 平成23年度は震災の影響で調査中止

○ 児童生徒の各教科の理解度、興味





(文部科学省「平成25年度全国学力・学習状況調査」)

【主な取組み】

(1) 小・中学校での取組み

① 全国学力・学習状況調査の結果の分析・公表

全国学力・学習状況調査の結果について、県は引き続き公表するとともに、市町村教育 委員会及び学校に対して保護者等への公表を推奨し、よさや課題を共有しながら、学校・ 家庭・地域が一体となった学力向上対策を進めます。

② 少人数学級を活かした授業づくり・学級づくり

少人数学級を活かした授業づくりや学級づくりを行うとともに、教員の協力体制を機能 させたティームティーチング等により、児童生徒一人ひとりに対応したきめ細かな指導を行います。

③ 全県共通の重点指導による継続的な指導

県及び市町村教育委員会の指導主事を対象とした研修会や協議会を通して、全県共通の 重点指導事項を確認し、全ての指導主事が一体となって、各学校に対して、学校の状況に 合った具体的かつ継続的な指導・支援を行い、教員の指導力向上を図ります。

④ 思考力を高める問題の開発・発信・活用

学力向上専門員(仮称)を中心とするプロジェクト委員会を設置し、児童生徒の思考力を高めるための問題を開発・発信・活用することで、児童生徒の興味・関心・意欲を高めるとともに、授業改善を図ります。

⑤ モデル授業の開発・発信

国語、算数・数学、英語等の特性を踏まえたモデルとなる単元づくりを行うとともに、研究授業の公開等を通して、授業改善の具体的なイメージの共有を図り、各学校での実践を推進します。

⑥ 「読育」の充実

学校図書館を活用し、児童生徒の思考力・判断力・表現力等を育むとともに、児童生徒のものの見方、感じ方、考え方を広げたり深めたりするため、読書活動を推進します。

(2) 高等学校での取組み

① 教員の教科指導力の改善・向上及び生徒の学力向上対策 世界に羽ばたく人材や地域を担うリーダー、地域医療を支える人材等を育成するため、 教員の教科指導力の改善・向上を図るとともに、生徒の学力向上対策を実施します。

② 実践的な教育の充実

各校の特色に応じた生徒の気概づくりのために、大学や企業等の研究やイノベーションに触れる機会づくりを支援します。また、産・学・官連携による実践的な教育をさらに充実させます。〈詳細は、主要施策 12 参照〉

③ 職業・就職指導の充実

高校卒業後に就職を希望する生徒に対しては、在学中の資格取得を支援するとともに、 多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を身に付けるよう職業・就職指導を充実 します。〈詳細は、主要施策 13 参照〉

④ 到達度テスト (仮称) (基礎レベル・発展レベル) 創設への対応

高校教育の質や向上を図る基礎レベル、大学教育を受けるために必要な能力を判定する発展レベルの新たなテスト創設への対応を迅速にするとともに、教科・科目の特性を踏まえた各種検定や技能検定ジュニアマイスター顕彰の活用等の促進への対応を図ります。

⑤ 学習のつまずきへの対応

学び直しが必要な生徒に対し、個に応じた指導を行うため、学び直しの学習テキストの 作成や、指導方法の研修を支援します。

【目標指標】※目標指数は検討中です。

【参 考】授業づくり等の視点

〈小・中学校〉

- ① 少人数学級を活かした授業づくりや学級づくりの視点
 - ・ 学級規模(少人数学級、複式学級)の特性を活かした授業の充実
 - ・ 担任力の考え方を活かした「一人ひとりの能力を最大限に伸ばす授業」の推進
 - ・ 教員の協力体制を機能させたティームティーチング、コース別学習等の工夫
- ② 学校・家庭・地域が一体となった学力向上の視点
 - ・ 家庭や地域と連携した「読育」の推進と家庭学習の充実
 - ・ 学力と学習・生活状況調査をセットにした「よさ・課題・対策」の共有

〈高等学校〉

- 生徒の学力向上の視点
 - ・ 学力上位層の切磋琢磨と仲間意識による学力と進学意識の向上
 - ・ 中学校から高校への学習や生活の円滑な接続による早期からの学力上位層の対策

〈幼保・小・中・高のつながりを意識した授業づくり〉

- ① 子ども同士が精一杯考え合い、表現し合う授業づくりの視点
 - ・ 学習意欲を喚起し、自分の考えや解決の見通しをしっかりと持たせる「課題提示」
 - ・ 考えの違いやよさが認められ、目的に応じて練り上げられる「学び合い」
 - ・ 誤答や子どもの考えを活かした「納得感のあるまとめ・振り返り・練習」
- ② 「読育」を充実する視点
 - ・ 朝読書や、保護者・地域人材を活用した読み聞かせ等の充実
 - ・ 学習・情報センターとしての機能も有した活用しやすい学校図書館への改造
 - ・ 読書活動との結びつきを大切にした各教科等の授業づくりの工夫改善
- ③ 幼保・小・中・高の各教育段階の接続の視点
 - ・ 「教育観」「カリキュラム」「環境」「生活時間」等の『つなぐ視点』の共有
 - ・ 小学校高学年の教科担任制による中学校授業へのつながりの重視
 - ・ 教員の相互派遣研修等をとおした中高連携による一貫した学力向上策の充実

基本方針V 変化に対応し、社会で自立できる力を育成する

近年、社会経済のグローバル化、科学技術や高度情報化の進展は急激なものがあります。一方で、地球規模の環境問題、東日本大震災を契機としたエネルギー問題、情報格差の問題など、新たな重要な課題も生じています。

このような社会の急激な変化や様々な課題に適切に対応し、しなやかに生きぬいていけるようにするため、実践的な語学力を身に付けるとともに、数学や科学技術、情報、環境等の課題に興味・関心を持ち、課題を自主的に解決しようとする意欲や態度を育む教育を推進します。

そして、更なる高みや新たな価値に挑戦する意欲を持つ子どもたちを育成するため、大学等高 等教育機関や地域産業との連携を強化し、より高度な学習を提供します。

また、近年の産業・経済の構造的な変化や雇用の多様化・流動化が進む中において、社会的・ 職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を身に付けさせるため、地域の企業と連携しな がらキャリア教育を充実し、社会で自立できる力を育んでいきます。

これらの取組みは、幼・小・中・高・大の各段階における連続性・系統性を考慮し、体系的に 推進していくことが求められます。

主要施策11 変化に対応する実践的な力の育成

グローバル化が進む社会にあっては、様々な社会環境の変化に対応し、新たな価値を主導・創造するような人材、様々な人々と協働できる人材などの育成が求められています。

そのため、実践的な英語力をはじめとする語学力の向上や、思考力・判断力・表現力等や学ぶ意欲を育成するためのICT環境の整備、地球規模での持続可能な社会の構築に向けた教育 (持続発展教育:ESD) の推進が必要となります。

1 グローバル化への対応

【現状と課題】

グローバル化が加速する中で、山形県人すなわち日本人としての自覚や、山形ひいては日本の文化に対する深い理解を前提とし、異なる文化や生活習慣を持つ様々な国や地域の人々と共に生きる国際社会の一員として、自らの考えや意見を伝え、主体的に行動する態度や能力を育成することが求められています。

そのため、我が国の伝統・文化・歴史への理解を深めるとともに、母国語である日本語の十分な習得を基盤として、外国語、特に英語によるコミュニケーション能力の育成を進めていく必要があります。

国のグローバル化に対応した英語教育改革実施計画(平成25年12月)を踏まえ、小・中・ 高の各段階を通じた英語教育の充実に向けた体制整備の推進を図ります。

★ 英語教員の英語力

(文部科学省調査結果が平成26年3月下旬に公表予定。公表後、データを挿入)

【主な取組み】

(1) 小・中学校での取組み

① 教員の英語指導力及び英語力の向上

国の計画に基づき、小学校における英語教育の拡充強化、中学校における英語教育の高度化に向け、英語を受け持つ教員の指導力や英語力の向上を図る研修を実施します。

- ② モデル授業の開発・発信 <主要施策 10 の 2 の再掲> 外国語指導助手の活用等、英語の特性を踏まえたモデルとなる授業づくりを行うととも に、研究授業を通して、授業改善の具体的なイメージの共有を図ります。
- ③ 多様な文化に対する理解の推進

地域の外国人との交流を深めたり、外国の生活・文化を知る機会を設けたりするなどの 様々な学習を、児童生徒の発達の段階に応じて取り入れ、多様な文化に対する理解を深め、 国際社会で対応できる力を育みます。

- ④ 国際的な視野を広げるため、NIE *1 (新聞を活用した教育)やユネスコスクール、ESD *2 (持続可能教育)活動や実践を紹介するとともに、国際交流事業や社会・理科・総合的な学習の時間などにおいて地球規模や世界的な視点で学ぶ授業の充実を図ります。
 - ※1 NIE: Newspaper in Educationの略。学校等で新聞を教材にして勉強する学習のこと。
 - ※2 ESD: Education for Sustainable Development の略。 持続可能な社会の担い手を育むための教育であり、国際理解、環境、多文化共生、人権、平和、防 災等、個別分野に関する教育を、持続可能な開発の観点から総合的につなげる概念で、ユネスコが主 導機関。

(2) 高等学校での取組み

① 英語教員の指導力及び英語力の向上

国の計画に基づき、高等学校における英語教育の高度化に向け、英語教員の指導力や英語力の向上を図る研修を実施します。また、教科指導アドバイザーの配置により、優れた指導法を共有し、英語教員の指導力の向上を図ります。

② 指導モデルの開発・実践

英語教育推進校を指定し、「スピーク・アウト」方式による指導モデルを開発し実践する ことで、生徒の英語による発表、討論、交渉等の能力を伸ばします。

③ 外部人材の活用

外国語指導助手や外国勤務経験者等の外部人材を活用し、英語教育の指導を充実します。

④ グローバル人材の育成

高校生の海外留学を支援したり、姉妹校提携・外国への修学旅行・外国からの留学受入れなどの国際交流機会を提供したりすることで、グローバル人材の育成を図ります。

⑤ スーパーグローバルハイスクールの活用

国際的に活躍できるグローバル・リーダーを高等学校段階から育成するため、スーパーグローバルハイスクールを指定し、質の高いカリキュラムの開発・実践やその体制整備を支援します。【国に申請中】

(3) ふるさと教育の推進

グローバルな人間となるには、日本人としてのアイデンティティを持って、国内外の人々との相互理解を図ることが大切です。このため、郷土の自然や歴史・風土、人、伝統文化などについて理解を深めることにより、郷土を心のよりどころとし、郷土について、誇りと愛着を持って語ることができる人を育む取組みを推進します。

〈詳細は、主要施策4参照〉

2 理数教育の推進

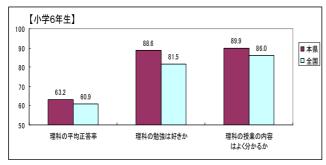
【現状と課題】

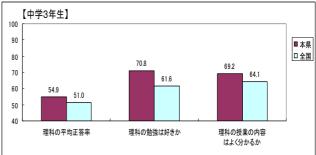
全国的な傾向として、学年が進むにつれ、理数の学習が楽しいと答える子どもの割合が減少し、国際比較でも「科学について学ぶことに興味がある」と答える生徒の割合が低い現状にあります。いわゆる理数離れとの指摘があります。

本県における状況は、全国的な傾向と同じように、学年が進むにつれ、理数の学習への興味 関心が低くなる傾向にあり、理科の授業の理解度と興味は共に全国平均を上回っていますが、 算数・数学の理解度と興味は全国平均を下回っています。特に、理数両教科とも、成績上位層 を伸ばしきれていないことが課題となっています。この傾向は、高等学校においても指摘され ており、県全体の課題となっています。

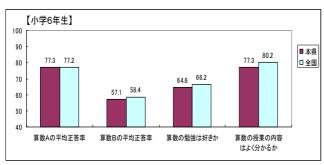
本県では、この課題へ対応するため、小学校算数に焦点を充て、非常勤講師を配置してきめ細かな指導を行ったり、観察や実験を充実させたりすることで理数好きの児童生徒の育成に努めてきました。

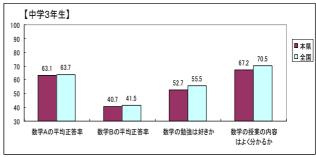
〇 理数教科の状況





(文部科学省「平成24年度全国学力・学習状況調査」)





(文部科学省「平成25年度全国学力・学習状況調査」)

【主な取組み】

- (1) 小・中学校での取組み〈主要施策9の2の再掲〉
 - ① 思考力を高める問題の開発・発信・活用 児童生徒の思考力を高めるための問題を開発・発信・活用することで、児童生徒の興味・関心・意欲を高めるとともに、授業改善を図ります。
 - ② モデル授業の開発・発信

算数・数学の特性を踏まえたモデルとなる授業づくりを行うとともに、研究授業を通して、授業改善の具体的なイメージの共有を図ります。

(2) 高等学校での取組み

① トップ理数系人材の育成

スーパーサイエンスハイスクール研究指定校の継続的な受託・設置により、国際的・全 国的にも活躍できる理数系人材の育成の充実を図るとともに、高校と大学・研究機関との 連携により、理数系の人材が先進的な研究に触れる活動を支援します。

② 理科好きな生徒の裾野の拡大

「科学の甲子園」山形県大会の開催により、日頃の学習成果を活かした理数系競技を競い合う機会を通して、理科好きの生徒の交流と裾野の拡大を図ります。

③ 算数・数学チャレンジ in やまがた

数学的な思考力・表現力等を必要とする問題への挑戦を通して、物事を探究しようとする知的好奇心を持たせ、根気強く考え続ける力を育成します。

④ 教員の指導力の向上

数学指導力向上セミナーの開催や教科指導アドバイザーの配置により、優れた指導法を 共有し、数学教員の指導力の向上を図ります。

3 ICT教育の推進

【現状と課題】

パソコンや携帯電話等による情報通信技術の発達は、社会の情報化を急速に進展してきました。子どもたちを取り巻く環境においても情報化は急激に進んでいます。

情報活用能力を育成することは、これからの社会を生きる力の重要な要素となっており、情報活用の実践力、情報の科学的な理解、情報社会に参画する態度を子どもの発達段階に応じてバランスよく身に付けさせることが必要です。

また、ICT*を活用したわかる授業の展開は、児童生徒の興味・関心を高め、基礎・基本の定着を促進します。

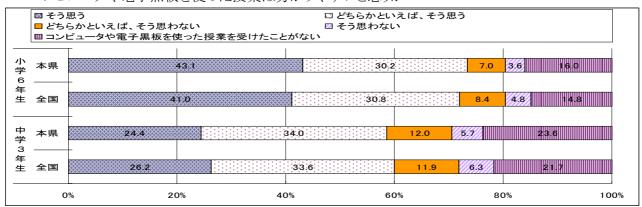
しかし、本県の学校におけるICT環境の整備状況は、例えば、教員の校務用PCの整備率が全国44位(H25.3)となっているなど、全国と比較して遅れている状況にあり、また、教員のICT活用指導力についても課題があります。

学校におけるICT環境の整備を促進するとともに、教員のICT活用指導力の向上を図ることが必要です。

※ ICT: Information and Communication Technology の略。 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。

O ICTに関する児童生徒の意識

コンピュータや電子黒板を使った授業は分かりやすいと思うか



(文部科学省「平成25年度全国学力・学習調査」)

O 教員のICT活用状況(全校種)

	H20	. 3	H25.3 全国		全国順位
	全国	山形県	全国	山形県	(H25.3)
教材研究・指導の準備・評価などに ICT を活用する能力	71.4%	69. 2%	79. 7%	76. 9%	35
授業中に ICT を活用して指導する能力	55. 2%	49.0%	67.5%	63.0%	38
児童・生徒の ICT 活用を指導する能力	57.8%	53.9%	63.7%	61.3%	32
情報モラルなどを指導する能力	65. 1%	60.5%	74.8%	69. 1%	40
校務に ICT を活用する能力	65.6%	65. 2%	75. 5%	79. 1%	12

※「わりにできる」若しくは「ややできる」と回答した教員の割合

○ 学校のICT環境の整備状況(全校種)

	H20	. 3	H25	5. 3	全国順位
	全国	山形県	全国	山形県	(H25. 3)
コンピュータ1台あたりの児童生徒数	7.0人	7.0人	6.5人	5.7人	16
教員の校務用コンピュータ整備率	57.8%	41.7%	108.1%	89.6%	44
普通教室の校内 LAN 整備率	62. 5%	46. 2%	84.4%	79.0%	35
超高速インターネット接続率	51.8%	59. 1%	75.4%	76.8%	19
	Н23. 3		H25	全国順位	
	全国	山形県	全国	山形県	(H25. 3)
電子黒板のある学校の割合	69. 3%	57.3%	74.7%	64. 7%	37
校務支援システムの整備状況	52.3%	46. 1%	76.0%	64.3%	38
デジタル教科書の整備状況	13. 5%	5.3%	32.5%	20.1%	40
学校 CIO の設置状況	23.5%	16. 3%	31.4%	19.5%	40

(文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」)

【主な取組み】

① ICT教育アクションプランの作成・実施

ICT教育を計画的に推進するため、ICTを活用した授業の展開、教員のICT活用 指導力の向上、学校のICT環境の整備、校務の情報化の推進等の取組み工程を盛り込ん だ5カ年程度のアクションプランを作成し、計画的な実施に努めます。

また、学校CIO(情報化統括責任者)*を設置し、学校の情報化を組織として指揮し、 管理する体制を整備します。

※ 学校CIO: Chief Information Officer の略 学校のICT化について、総括的な責任を持ちビジョンを構築し実行するために学校に置かれる責任 者のこと。

② 教員の I C T活用指導力の向上

教員のICT活用レベルに合わせた研修を校内外で行うことにより、教員のICT活用 指導力を向上させます。

③ ICTを活用した授業の推進

デジタル教科書やタブレットパソコンなどのICTを活用した授業に結びつける教員対象の研修を充実させ、ICTを効果的に活用したわかる授業づくりを推進します。

④ I C T環境の整備

小・中学校及び高等学校において、ICT環境の整備に努めます。

- ア 全ての県立学校に普通教室用のパソコンを配置するなど、情報端末やデジタルコン テンツ等の活用に必要な I C T環境を整備します。
- イ 市町村に対し、校務用パソコンや、小・中学校の普通教室におけるコンピューターネットワーク、インターネット利用環境の整備促進を働きかけます。
- ウ 国や他県の動向を踏まえながら、デジタル教科書やデジタルコンテンツの整備を推進 します。

⑤ 児童生徒の情報活用能力の育成

ICTの積極的な活用により、児童生徒の情報活用能力の育成を図ります。また、情報 化社会における適正な活動を行うための情報モラル教育を系統的・体系的に行うとともに、 情報化社会の有用性と危険性・家庭内のルールづくりなど保護者への啓発を強化します。

4 環境教育の推進

【現状と課題】

地球規模での環境問題と食糧問題の深刻化、東日本大震災における原子力発電所の事故を受けてのエネルギーの在り方に対する国民の意識の高まり、地域の里山や河川の荒廃など、環境をめぐる状況は急激にかつ大きく変化しています。

こうした中、国は、これまで進めてきた環境保全活動や環境教育を一層推進するため、平成 23年6月に、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律を改正しました。

これを受け、県では、平成25年3月に山形県環境教育行動計画(計画期間:平成25年度~平成32年度)を策定しました。この行動計画では、自然環境の保全の視点に加え、再生可能エネルギー導入するなど創造・活用する視点についても理解を深め、家庭・学校・職場・地域等県民が自ら参加・協働した取組みを進めることとしています。

県教育委員会では、県の行動計画を踏まえ、学校における環境教育の在り方を示した山形県 環境教育指針を改訂(平成26年3月予定)し、学校の教育活動全体を通して、環境教育を推進 することとしています。

【主な取組み】

(1) 山形県環境教育指針による環境教育の推進

山形県環境教育指針に基づき、水資源や森林、生物多様性などの自然環境の「保全」に加え、これらを「活用」する視点、さらには再生可能エネルギーの導入などの視点に立ち、

総合的な学習の時間や、生活科・社会科・理科・家庭科など各教科の学習活動、児童会活動・生徒会活動や学校行事等の特別活動など、学校の教育活動全体を通して実践的・体験的な環境教育を推進します。

なお、環境教育の実施に当たっては、地域の特性を活かして、地域の歴史や風土・文化 との関連付けに留意しながら進めます。

(2) 学校における環境教育の取組みの促進

- ① 環境学習への取組みや各学校が有する太陽光発電等施設設備を活用した取組みなどの学習プログラム例を作成し、実践を促進します。
- ② 環境諸課題に関する情報、環境教育の全体指導計画の作成例、学校の日常的な取組み事例を県教育センターのWeb上で提供します。

また、県・市町村の図書館や視聴覚センター等と連携し、環境教育に関わる図書教材や DVD等の視聴覚教材の整備に努め、各学校の利用を促進します。

- ③ やまがた環境展や高校生環境ものづくり発表会等の様々な環境イベントを学校の環境教育の活動発表や情報交換、連携の場として活用します。
- ④ 効果的な環境教育の実践を促進するため、保護者や地域、NPOの代表者を交えたシンポジウムを開催するなど産・学・官の連携を図るとともに、高等学校の環境教育の実践の場に小・中学校の児童生徒が参加するなど学校間交流を推進します。
- ⑤ 県立高等学校においては、学校裁量予算に特別枠を設け自主的な再生可能エネルギーに関する研究を推進するとともに、学校林を活用した森林環境教育を推進します。

(3) 教員の指導力向上

- ① 国が開催する環境教育に関する研修会に県教育センター職員を計画的・継続的に派遣することにより、県教育センターの研修内容を充実します。
- ② 大学やNPO団体等の協力を得て環境教育指導者養成講座等を開催するとともに、県青年の家や少年自然の家、公民館等社会教育施設において実施している環境教育講座を周知し、教職員の研修機会の拡充を図ります。
- ③ 各市町村教育委員会が開催する研修会や各学校の校内研修会に対して、県環境科学研究 センターや森林研究研修センター、NPO団体等と連携し、講師の派遣や実験機材の貸し 出しを斡旋するなどの支援を実施します。

【目標指標】※目標指数は検討中です。

主要施策12 高等教育機関や地域産業との連携強化等

大学等高等教育機関が有する知的資源を初等中等教育でも活用して、児童生徒の知的関心を 高めることは極めて有意義なことです。その中でも、高校と高等教育機関が連携することは、 高校生の学問に対する興味・関心を喚起し、学習意欲を高めるとともに、目的意識を持って主 体的に進路を選択する能力・態度を育成することにつながります。

また、地域産業との連携を強化していくことは、児童生徒の地域産業への理解を促すとともに、将来の地域産業を担うために必要な能力や気概を育成することにつながります。

高等教育機関には、地域人材育成や地域活性化等の取組みの中核となる「知の拠点」としての期待が高まっています。こうした取組みを通じ、県勢発展の原動力となる若者をより多く育成することができるよう、県内高等教育機関の教育研究の充実を促進します。

1 高等教育機関や地域産業との連携強化等

【現状と課題】

現在、高等学校と大学は、個別に協定を締結し、高校生が大学の科目を履修・聴講できたり、学校外学修の単位認定を行ったりできるようにするなど、高大連携を進めています

また、地域産業と高等学校との技術研究及び商品開発、大学研究所との共同研究も進められ、生徒が将来を見据えた専門的な知識・技能を身に付けることや教員の専門性の向上などに役立っていますが、これらは各学校が個別に取り組んでいるのが実情です。

今後は、各学校の取組みはもとより、県立高校全体として、高等教育機関や地域産業との 連携の強化を図り、高等学校における教育内容を充実させていくことが必要です。

\cap	正成り 4 年度におけ	「る県立高校と県内高等教育機関との交	流火湿
	一丁ルムサータにいい	(3) 宋华同代 (宋代同 表铁 月饭居 (2 0) 文	川.1八 / 川.

1	山形大学	26 校
2	東北芸術工科大学	14 校
3	東北公益文科大学	10 校
4	県立保健医療大学	12 校
5	県立米沢女子短期大学	4 校
6	東北文教大学短期大学部	4 校
7	羽陽学園短期大学	4 校
8	県立産業技術短期大学校	1 校
9	県立農業大学校	4 校
10	慶応大学先端生命科学研究所	1校

【主な取組み】

① 高大連携・高産連携プログラムの支援

学校ごとの高大連携、高産連携の充実を図るため、県内の高校生全体を視野に入れなが ら、各校が策定する高大連携・高産連携プログラムを支援します。

② 高度な内容の授業や研究に触れる機会の提供

各校の特色に応じ、大学や企業等の研究及びイノベーションに触れる機会や、大学の高度な内容の授業を受ける機会を生徒に提供するとともに、学習の成果を適切に評価するシステムを構築します。

③ 高・産学連携による実践的教育の推進

高校側の教育ニーズと大学・企業のシーズ*を踏まえ、高校と大学・企業とを結ぶコーディネーターを配置し、高校と大学・企業との共同研究など実践的な教育を推進します。

※ シーズ:企業が有する事業化、製品化の可能性のある技術やノウハウ、新素材、アイデアのこと。

④ 高大教員の交流促進と教材開発

高校の教員と大学の教員の交流を通して相互理解を図り、高大連携により、高校の授業で活用する教材の開発を支援します。また、高校教員の大学や企業における専門研修の機会を充実します。

2 高等教育の充実

【現状と課題】

本県では、大学が順次整備されてきたことや、生徒・保護者の進学志向によって、短期大学を含めた大学進学率 は順調に伸びており、平成 25 年度は約半数の 44.1%に達しているものの、全国の 55.1%にはまだ及んでいません。

また、大学残留率^{※2}は25.2%に留まり、他県と比較して低い状況にあることに加え、県内の4年制大学卒業者の県内への就職割合も、約3割に留まっている状況にあります。

このため、県内の高等教育機関には、県内高校生の多様な進学ニーズに応えるとともに、卒業後の県内への定着を図る取組みの一層の充実が求められます。

現在、高等教育機関に対しては、地域から信頼される地域コミュニティの中核的存在としての機能強化を図ることが求められていますが、なかでも、地域の課題を直視しその解決への取組みを通じて、地域で活躍できる人材を数多く育成することが重要です。この実現のためには、地元企業や行政、NPO等との連携や高等教育機関の相互連携などにより、学生が地域や高等教育機関の様々な資源を活用しながら、地域課題解決への参画や地域との相互交流に取組むことが有効です。

県では、県内の高等教育機関のこうした取組みの充実・支援を図り、大学残留率の向上と若 者の地域定着を促進します。

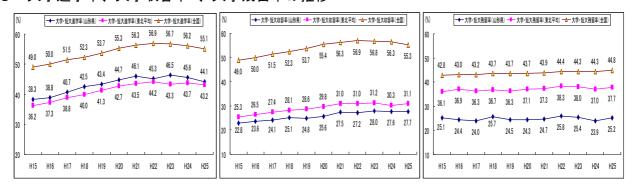
※1 大学進学率

県内18歳人口に対する、県内高校出身の大学及び短期大学の進学者の割合

※2 大学残留率

県内高校出身の大学及び短期大学入学者のうち、県内大学及び短期大学への入学者の割合

○ 大学進学率、大学収容率※、大学残留率の推移



(山形県総務部学事文書課資料)

※ 大学収容率 県内18歳人口に対する、県内大学及び短期大学への入学者の割合

【主な取組み】

- ① 県立高等教育機関における地域のニーズに対応した人材の育成 県立高等教育機関において、保健医療、栄養、農業、ものづくり等の分野で地域のニーズに対応した専門知識と専門技術を有する人材を育成します。
- ② 高等教育機関と地域との連携による人材育成の支援 県内高等教育機関が、地元企業や行政、NPO等との連携や各大学の相互連携などにより、様々な地域資源を活用ながら、地域課題の解決や地域の活性化等の実践を通じて行う人材育成の取組みを支援します。
- ③ 大学等相互の連携による取組みの支援 大学コンソーシアムやまがた**の活動を通じて、県内高等教育機関の連携による人材育成 の取組みを支援します。
 - ※ 大学コンソーシアムやまがた 県内の高等教育機関相互の連携、交流の推進や、各々の特性を活かした地域貢献を行うことを目的に 組織された団体。

【目標指標】※目標指数は検討中です。

主要施策13 社会的自立に向けた勤労観・職業観の育成

子どもたちが、将来、自立して生きていくためには、一人ひとりが自らの生き方や社会との関わり、働くことの意義を適切に考え、理解し、主体的に進路を決定できるようにしていくことが必要です。また、直面する課題に柔軟に、かつ、たくましく対応し、しっかりと自立できる人間を育てる教育の確立は、山形県や日本の将来に関わる重要な課題と言えます。

子どもたちが、将来、よき職業人・社会人として自立するために、幼児期の教育からの組織 的・系統的な、キャリア発達を支援する教育を推進します。

【現状と課題】

若者のフリーター志向の広がり、ニートや早期離職者の増加等、学校から社会にスムーズに 移行できない若者の増加は、今日、深刻な社会問題となっています。

本県においては、高校生の就職内定率は向上傾向にあるものの、全国的な傾向と同様に、希望する職業と実際の就職のミスマッチや高い離職率が課題となっています。小・中学校においても、約30%の児童生徒が、将来の夢や目標を持てないという状況にあり、教科学習が将来社会に出たときに役に立つと思う児童生徒の割合も、中学生になると低くなる傾向にあります。

これらの課題に対応するため、小・中学校では、職業現場の見学や社会人を招聘して行う講演会のほか、地域の協力を得ながら3日~5日程度の職場体験学習を実施するなど、児童生徒の発達の段階を踏まえた、勤労観及び職業観を育む取組みが行われています。

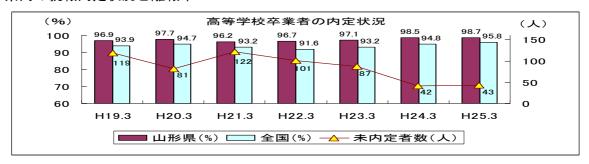
高等学校においても、各学校の特色を活かしたキャリア教育全体計画であるキャリア教育実践プログラムを策定し、インターンシップや社会人による講話、企業・大学等の見学会などを計画的に実践することで、社会的・職業的な自立に必要な基盤となる能力や態度を身に付ける取組みが行われています。

しかし、職場体験に対する事前・事後指導や、実践的な運営の検証が十分に行われていない ため、キャリア教育において身に付けるべき力の育成につながっていない場合もあります。

このため、教員に対するキャリア教育の意義の徹底を図るとともに、小・中・高の各発達の 段階における身に付けさせたい能力や態度を明確にし、計画的・系統的に育んでいけるように する必要があります。

さらに、地域や企業と連携した職場体験やインターンシップ等を推進し、就職指導の充実を 図ることで、生徒の社会的自立に向けた支援が必要です。

〇 県内の就職内定状況と離職率



(山形県教育庁資料)

【離職率】

	山形県	全国
H24 年卒(就職後1年)	19.8%	19.6%
H23 年卒(就職後2年)	30.0%	30.8%
H22 年卒(就職後3年)	37. 3%	39. 2%

(山形労働局調べ)

【主な取組み】

① 各学校段階におけるキャリア教育の在り方等の整理

小・中・高の各学校段階におけるキャリア教育の目標の在り方等を内容とする山形県キャリア教育体系を整備します。

② 県全体で支援する仕組みづくり

小・中学校及び高等学校のキャリア教育について、地域や企業、県民などの協力のもと 県全体で支援する仕組みをつくります。〈詳細は、主要施策 23 参照〉

③ キャリア教育実践プログラムの計画・実践

小・中学校及び高等学校において、それぞれの学校が職場の見学や体験、インターンシップなどの地域社会や産業界と連携した事前・事後指導の充実等を盛り込んだキャリア教育実践プログラムを策定し、実践します。

④ キャリア教育の意義の徹底

キャリア教育の実践的な運営に向け、初任者研修や経験者研修、教務主任会、地域連絡協議会、教育課程協議会において、教員に対してキャリア教育の意義の徹底を図ります。

⑤ 職業教育、就職指導の充実

若者の県内定着率向上を図るため、高校生に県内企業の実績や活動内容等の魅力を教えるとともに、山形県産業教育振興会等と連携して職業教育、就職指導を充実します。

⑥ 特別支援教育の充実

高等学校に在籍するLD、ADHD等特別な支援を要する生徒の社会参加・自立を支援するため、高等学校における特別支援教育を充実します。〈詳細は、主要施策14参照〉

【目標指標】※目標指数は検討中です。

基本方針VI 特別なニーズに対応した教育を推進する

共生社会の形成に向け、インクルーシブ教育システム構築を目指して特別支援教育が推進されています。

障がいのある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けた主体的な取組みを支援するとともに、可能な限り障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒が共に学ぶことができるよう配慮しつつ、相互に人格と個性を尊重し合いながら、様々な人々が活き活きと活躍できる共生社会の形成に向け、第2次山形県特別支援教育推進プラン(平成25年12月策定)に基づき、特別支援教育を充実します。

主要施策14 特別支援教育の充実

【現状と課題】

平成19年4月に特別支援教育制度がスタートしたことを受け、県では、山形県特別支援教育推進プランを策定(平成20年10月)し、研修等を通した障がいや特別支援教育についての理解の推進、障がいのある乳幼児の早期発見と早期対応、幼稚園から高等学校までの指導体制の整備、障がいのある子どもの社会参加の支援など、特別支援教育の充実に向けて取り組んできました。

また、知的障がい特別支援学校在籍児童生徒の増加に伴い、村山・楯岡・酒田の各特別支援学校を整備するとともに、平成25年4月に山形県特別支援学校再編・整備計画を策定し、県内8エリアへの知的障がい特別支援学校の整備に着手したことに加え、小・中学校の特別支援学級に少人数学級編制を導入するなど、障がいのある児童生徒の教育環境の充実に向け取り組んでいるところです。

しかしながら、特別な支援を要する児童生徒は今後も一定程度増加することが見込まれ、また、特別支援学校や特別支援学級だけではなく、通級による指導、小・中学校の通常の学級や高等学校に在籍する発達障がい等特別な教育的支援を要する児童生徒に対する支援の充実も課題となっています。

さらには、医療・保健・福祉等の関係機関と連携して、特別なニーズに応じた適切な教育を 実施するために就学前からの早期支援を図り、また、卒業後の自立と社会参加に向けた支援の 一層の充実を図る必要があります。

こうした中、国においては、平成24年7月、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」と題する中央教育審議会の報告に基づき、施策が展開されており、本県においても、インクルーブ教育システム^{**}の考え方を踏まえて、特別支援教育を推進する必要があります。

こうしたことを踏まえ、県では、平成25年12月に第2次山形県特別支援教育推進プラン (計画期間:平成25年度~平成29年度)を策定し、様々な人々が活き活きと活躍できる共生 社会の形成に向け、特別支援教育を充実していくこととしています。

《参考》第2次山形県特別支援教育推進プランの3つの基本目標

- 障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的取組みを支援する。
- インクルーシブ教育システムの考え方を踏まえて特別支援教育を推進する。
- 障がいの有無やその他個々の違いを認識し、様々な人々が活き活きと活躍できる共生 社会の形成を目指す。

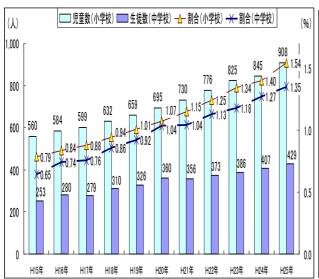
※ インクルーシブ教育システム

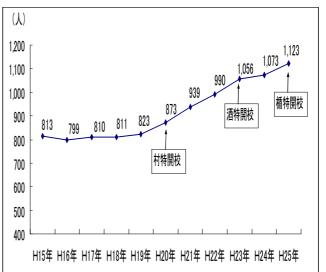
共生社会の形成に向けて、障がいのある者と障がいのない者ができるだけ同じ場で共に学ぶ仕組み。 障がいのある子どもが十分な教育を受けるための多様な教育の場を、教育的ニーズに応じて準備することが大切とされる。

特別支援教育に係る児童生徒数の推移

特別支援学級の児童生徒数の推移(公立)

特別支援学校在籍児童生徒数の推移(国立・公立の計)





(文部科学省「学校基本調査」)

○ 学校における支援体制の整備状況(公立)(平成25年9月1日現在)

	幼 稚 園	小学校	中学校	高等学校
校内委員会、又は同等な機能を持った委員会を設置している学校の割合	77.8%	100.0%	100.0%	100.0%
実態把握を行った学校の割合	100.0%	97.5%	92.3%	89.6%
特別支援教育コーディネーターを指名している学校の割合	94.4%	100.0%	100.0%	100.0%
発達障がいを含む障がいのある幼児・児童・生徒が在籍している学校のうち、個別の指導計画を作成している学校の割合	66. 7%	97. 7%	93. 1%	81.6%
発達障がいを含む障がいのある幼児・児童・生徒が在籍している学校のうち、個別の教育支援計画を作成している学校の割合	33.3%	88.3%	83.3%	65.4%
特別支援教育に関する研修を受講した教員の割合(平成15年4月1日~平成25年9月1日)	82.4%	89.3%	65.3%	81. 5%

- ※ 「校内委員会」とは、学校内に置かれた発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒の実態把握及び支援の在り方等について検討を行う委員会。
- ※ 「実態把握」とは、在籍する幼児児童生徒の実態の把握を行い、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の存在や状態・ニーズを確かめること。
- ※ 「特別支援教育コーディネーター」とは、学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う者。
- ※ 「個別の指導計画」とは、幼児児童生徒一人ひとりの障がいの状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育 課程や指導計画、当該幼児児童生徒の個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズ に対応した指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ指導計画。
- ※ 「個別の教育支援計画」とは、障がいのある幼児児童生徒一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育支援を行うための支援計画。

(文部科学省「平成25年度特別支援教育体制整備状況調査」)

【主な取組み】

(1) インクルーシブ教育システムの考え方を踏まえた特別支援教育の周知・啓発の推進

- ① 医療、保健、福祉、労働等の関係機関や市町村教育委員会等との連携を図りながら、インクルーシブ教育システムの考え方を踏まえた特別支援教育の推進について、障がいのある子どものライフステージに応じて、保護者や広く県民へ周知・啓発を図ります。
- ② 特別支援学級と通常の学級との交流、特別支援学校と地域の小・中学校との学校間交流、特別支援学校に通う子どもたちと居住地の学校との交流など、交流及び共同学習を推進します。

(2) 医療・保健・福祉等と連携した就学前からの支援

- ① 医療、保健、福祉機関との連携のもと、幼稚園・保育所等が幼児及び保護者を適切に支援し、円滑な就学とその後の一貫した支援につなげていく体制を整備します。
- ② 一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場への円滑な就学や継続的な就学支援につながる早期からの相談体制を整備します。

(3) 小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実

- ① 特別支援教育を学校経営の重点に位置づけ、全ての教職員の適切な理解のもと、特別な教育的ニーズに応えるための校内支援体制を強化し、通常の学級及び通級による指導、特別支援学級の充実を図ります。
- ② 特別な教育的支援を必要とする児童生徒について、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成し、次の学びの場に引き継いでいきます。

(4) 特別支援学校における教育の充実

- ① 障がいの重度化・重複化、多様化に対応し、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに 応じた教育課程の工夫・改善、キャリア教育・職業教育の推進、交流及び共同学習の推進 等、自立と社会参加を目指した取組みを一層推進します。
- ② 山形県特別支援学校再編・整備計画(計画期間:平成25年度~平成29年度)を着実に 実施し、特別支援学校の教育環境の改善・充実を図ります。

(5) 社会参加に向けた支援

- ① 共生社会の実現を目指し、障がい者の職業自立・社会参加に向け、小・中学校、高等学校及び特別支援学校におけるキャリア教育や職業教育、進路指導の充実を図り、障がい者の自立・社会参加に向け、一般就労・福祉的就労及び地域社会への移行を推進します。
- ② 学校生活から社会生活への円滑な移行や職場への定着に向け、労働や福祉等の関係機関、地域社会との連携を更に深めます。

(6) 教員の専門性の向上

- ① 多様な学びの場で特別支援教育が充実するよう、全ての教職員に対し、特別支援教育に関する研修の受講を推進します。
- ② 教員の特別支援教育に対する理解の促進と専門性の向上を図るため、管理職、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任など、特別支援教育を推進するうえで重要な担い手となる教職員について、職種や校務分掌に応じた専門性の向上を図ります。

【目標指標】※目標指数は検討中です。

基本方針VII 魅力にあふれ、安心・元気な学校づくりを推進する

教育を取り巻く課題の複雑化・多様化に伴い、学校教育の直接の担い手である教員には、教育に対する使命感や責任感、教育の専門家としての確かな力量、豊かな人間性や社会性など、高い資質能力が求められています。優秀な人材を確保するとともに、研修等の充実により信頼され、尊敬される教員の育成を推進します。

そのような教師一人ひとりの力を結集し、学校組織全体として機能している学校が魅力にあふれた学校づくりを進めます。

また、教職員が持てる能力を十分に発揮していくためには、心身両面からの健康管理対策の充実が欠かせません。

安全安心な学校施設・体制の整備及び、困難を抱えた子どもに対する学びのセーフティネットの整備、私立学校の振興など安心・元気な学校づくりを進めます。

主要施策15 信頼される学校づくりの推進

子どもたちが活き活きと活動し、積極的に学習に取り組む学校には、活き活きと魅力のある 教員の存在があります。教職員一人ひとりの能力向上を図ることはもちろん、教職員が一体と なり、学校組織としての力を発揮することで、児童生徒とじっくり向き合い、児童生徒の能力 を最大限に伸ばすことのできる、保護者や地域から信頼される学校づくりを進めます。

1 子どもとじっくり向き合う学校づくり

【現状と課題】

本県では、教育山形「さんさん」プランにより、義務教育課程全ての段階で、少人数学級編制が実施されています。その利点を活用し、児童生徒一人ひとりへのきめ細かな指導を実施することで、特に、欠席者数や不登校児童生徒数、問題行動数等の発生件数などが、全国に比べても低いなど、学級・学校生活が落ち着き、安定していることがうかがえます。

さらに、学習と生活を一体とした指導を展開し、児童の能力を最大限に伸ばしていくため、 一人ひとりの教員の「担任力」^{**}を向上させる必要があります。

一方で、教員が教育活動に専念し、子どもに向き合う時間を十分に確保できるよう、教育活動の再構築、事務等の見直しや効率化を図ってきましたが、学校をめぐる教育課題は多様化・ 複雑化を増しております。

教員が教育活動に専念できるよう学校のマネジメントを強化する必要があります。

※ 担任力

学習指導力、生徒指導力、特別支援教育力の3つを統合して、授業を核とした学級・学年・教科経営を 行っていく力とする、本県独自で考える力

【主な取組み】

① 教員等の配置の充実

多様化・複雑化している学校の教育課題に対応した、教員等の配置の充実を図ります。

② 教員の指導力の向上

児童生徒一人ひとりに対するきめ細かな指導を行うため、教員のキャリアステージに応じた研修を行い、担任力を高めます。

③ 学校経営の選択と集中

校長のマネジメント力のもと、学校の特色を踏まえ、身の丈に合った学校経営の選択と 集中(業務のスクラップアンドビルド)を進め、学校と家庭・地域の連携強化を図ります。

2 適性のある優れた教員の確保

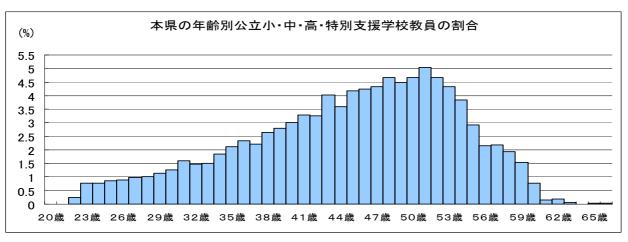
【現状と課題】

学校教育の直接の担い手である教員には、豊かな人間性や社会性、教育に対する使命感や責任感、教育の専門家としての確かな力量など、高い資質能力が求められます。

本県においては、これから教員の大量退職の時代を迎えることも踏まえながら、今後とも計画的に教員を確保していく必要があります。

本県の教員採用試験の状況を10年前と比較すると、平成15年度採用の9.6倍に対し、平成25年度採用は7.1倍と、その倍率は低下傾向にあり、本県が推進する「担任力」等の実践者となる、教員の質の確保が懸念されます。受験者数の確保に向けた広報活動や人物重視の採用への工夫、より高い教科専門性や実践力を持つ教員の積極的採用など、適性のある優れた人材の確保に向けて更なる改善を図っていく必要があります。

〇 教員の年齢別人数



(文部科学省「平成22年度学校教員統計調査」)

【主な取組み】

① 大学と連携した戦略的な教員養成の展開

教員養成段階において身に付けたい資質・能力を示し、大学4年間を見通し、大学の授業と学校現場との往還的な学習により、実践力・指導力の育成を図る、総合的・体系的な教員養成プログラムを検討していきます。

② 計画的な教員確保

今後の大量退職も見据えながら、優れた新規採用教員の確保、教職経験者の活用などにより、今後とも計画的な人材確保に努めます。

③ 教員採用試験による適性のある優れた人材の確保

教員採用試験の筆記試験、実技試験、面接及び模擬授業等の内容を工夫し、現職教員、 社会人、教職大学院修了見込者及び障がい者を対象とした特別選考を実施します。

また、適性のある優れた人材を幅広く採用するため、受験の際、小学校と特別支援学校 小学部、中学校と特別支援学校中学部の併願ができるようにします。

④ 求める教師像の積極的な広報

本県が求める教師像の積極的な広報活動を通して、本県の教育活動を共に推進していく 資質の高い人材の確保に努めます。

〈本県が求める教員の資質〉

- 児童生徒に対する深い教育愛にあふれ、強い使命感を持った人
- ・ 広く豊かな教養と教科等に関する優れた専門性と技能を身につけた人
- 明るく心身ともに健康で、教育公務員にふさわしい高い倫理観を持った人
- ・ コミュニケーションを大切にし、協働してよりよい学校や地域社会を築こうとする人

3 信頼され、尊敬される教員の育成と能力の発揮

【現状と課題】

変化の激しい社会にあって、教育に対する強い使命感や絶えず自己研鑽に努める意欲などを持ちながら、社会や地域における課題を的確にとらえ、それに対応した教育活動を進めていくことができる、専門性と柔軟性を兼ね備えた教員が求められています。

現在、県教育センターを中心に、初任者・5年経験者・10年経験者など経験年数に応じた研修や、校長・教頭など職階に応じた研修、教科・領域別の研修、今日的な教育課題に関する研修などを実施しているほか、山形大学大学院教育実践研究科(教職大学院)や国が行う中央研修に教員を派遣し、教員の指導力向上を図っています。

今後、見込まれるベテラン教員の大量退職、教育を取り巻く課題の複雑化・多様化に的確に 対応するには、教員に対する研修を更に充実していくことが必要不可欠です。 また、学校の組織力を向上させるためにも、組織マネジメントの視点からの学校経営や、O J T (校内研修等)の活性化と意図的・計画的な中堅教員等への次世代リーダーとしての育成が求められます。

【主な取組み】

- ① 研修体系の見直しとキャリアステージに応じた研修体系の構築 教員が高度な専門的知識と実践的指導力を身に付けることができるよう、教員の研修体 系を抜本的に見直し、キャリアステージに応じた教員の学びを支援する体制を充実します。
- ② 教員の指導力の向上 <主要施策 15 の 1 の再掲> 児童生徒一人ひとりに対するきめ細かな指導を行うため、教員のキャリアステージに応じた研修を行い、担任力を高めます。
- ③ マネジメント能力を有する管理職の育成 管理職が学校教育目標の実現に向けた指導力と、家庭・地域との効果的連携を推進する マネジメント力を発揮できるよう、研修を充実します。
- ④ 次世代リーダーの育成 若手教員を教職大学院や長期研修、中央研修に積極的に派遣するとともに、学校マネジ メント研修やミドルリーダー研修を充実することにより、学校の次世代リーダーを育成し
- ⑤ 大学との連携・協働による教員の指導力向上 モデル授業や思考力を高める問題の開発・発信・活用などを、大学との連携・協働で行い、教員研修に反映させることにより教員の指導力の向上を図ります。また、大学の専門的な立場からの教育的課題に対する助言、事業や学校の取組みに対する適切な評価を活用することにより教育活動の充実を図ります。
- ⑥ 退職教員の活用

ます。

教職の場で培ってきた退職教員の豊かな経験や知識を活用し、教育の充実を図るととも に、若手教員の指導力向上を推進します。

- ⑦ 適切な評価制度の構築 教員の資質能力や意欲の向上に結びつく評価制度を構築し、学校の活性化に努めます。
- ⑧ 指導が不適切な教員への対応 指導が不適切な教員について、その原因の把握により問題の解決に努めるとともに、対 象教員を計画的・継続的に指導していきます。

4 体罰根絶に向けた取組みの徹底

【現状と課題】

体罰は、学校教育法で禁止されている行為であり、児童生徒の心と身体を傷つけるだけでなく、その後の行動や成長に悪影響を与えます。

平成24年度に、文部科学省が実施した全ての小・中・高等学校及び特別支援学校を対象とした体罰に係る実態調査の結果、本県においても120件を超える体罰事案が発生し、運動部活動等においても数多くの体罰が発生していたことが判明しました。

これを受け、本県では、平成25年7月に、体罰等の根絶と児童生徒の理解に基づく指導のガイドラインを策定し、教職員一人ひとりに体罰等根絶の徹底を図るとともに、保護者向けのリーフレットを作成・配布したほか、運動部活動等における体罰等によらない適切な指導の在り方について講習するなど、保護者やスポーツ関係団体と連携しながら、体罰等の根絶に向けて取り組んできました。

今後も引き続き、体罰等根絶に向けて、県及び市町村教育委員会、学校、関係団体が一体となって取り組んでいく必要があります。

【主な取組み】

① 学校現場での体罰防止の徹底

個々の教員が、体罰は学校教育法で禁止されていることを再認識し、体罰についての正 しい理解と体罰によらない対話を中心とした指導を身につけるため、体罰等の根絶と児童 生徒理解に基づく指導のガイドラインを活用した校内研修を実施し、体罰防止を徹底しま す。

② スポーツの指導現場からの体罰防止の徹底

スポーツ関係団体と連携・協力し、学校の運動部活動顧問や外部指導者、その他スポーツ指導者を対象として研修を実施することにより、スポーツの指導現場における体罰防止を徹底します。

5 教職員の健康管理

【現状と課題】

教職員の健康管理は、教職員個人の健康問題に留まらず、教育活動全般に関わる重要な課題であり、教職員一人ひとりが安心して職務に専念できる職場環境の形成と、心身両面からの健康管理対策の充実が求められています。

定期健康診断の結果を見ると、生活習慣病に関係の深い検査項目の有所見率が高くなっています。疾病の早期発見及び早期治療につなげるため、定期健康診断・人間ドック・特定健康診

査などの各種健診事業を適切に実施しながら、教職員の自己管理意識を一層高めていく必要があります。さらに、定期健康診断において、精密検査が必要とされた教職員については、検査受診を徹底していく必要があります。

また、長期病休者(1 ヶ月以上)に占める精神疾患を要因とする教職員の割合は、3 割を超える水準で推移しています。メンタルヘルスについても、早期の発見と治療が基本となることから、疾病に対する正しい知識やセルフケア^{*1}の普及とともに、ラインケア^{*2}体制の強化を図る必要があります。さらに、長期病休者が円滑に職場に復帰できるよう、支援策の充実と普及を図っていくことが必要です。

※1 セルフケア

労働者自身がストレスや心の健康について理解し、自らのストレスを予防、軽減するあるいはこれに 対処すること

※2 ラインケア

労働者と日常的に接する管理監督者が、心の健康に関して職場環境等の改善や労働者に対する相談対応を行うこと

教職員の健康診断有所見率の状況

単位(%)

検査項目	血中脂質	肝機能	血圧	血糖	貧血	心電図
平成 24 年度	52.6	27.6	26. 2	17. 1	16. 4	15. 9
平成 23 年度	52.0	28. 2	27. 3	19. 5	17. 1	15. 0

(山形県教育庁資料)

(参考) 常時50人以上を使用する事業場における健康診断有所見率

検査項目	血中脂質	肝機能	血圧	血糖	貧血	心電図
山形県(H24)	38. 3	18.9	17. 3	11.0	10.2	14. 0

出典:「山形県の労働衛生 2013」(山形産業保健推進連絡事務所)

【主な取組み】

① 教職員の心身の健康管理

教職員が心身ともに健康を維持し教育に携わることができるよう、各種健康診断の機会 提供などによる疾病の予防と早期発見・早期治療を推進するほか、精神疾患の予防や休業 者の復職支援などメンタルヘルス対策の充実を図ります。

【目標指標】※目標指数は検討中です。

主要施策16 安全安心な教育環境の整備

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場として、子どもたちが1日の大半を過ごす場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難場所ともなります。学校施設の安全安心を確保するため、耐震化など防災機能の強化と施設の長寿命化を推進します。

また、学校では、児童生徒の安全を確保するともに、児童生徒が自ら安全に行動することができる能力を育成することが求められることから、防災教育等安全教育を推進するほか、安全安心な教育環境の整備に向けて、家庭や地域住民、関係機関と連携した取組みの充実を進めていきます。

【現状と課題】

東日本大震災において、学校施設は児童生徒や地域住民の命を守る砦となるなど、その耐震 化の推進は、より重要性と緊急性を増しています。

県立学校施設については、山形県県有施設耐震改修実施計画に基づいて、計画的に耐震化を推進し、耐震化率(平成25年4月1日現在)は、県立高校が90.6%(公立高校:88.7%、全国:86.2%)、特別支援学校が98.6%となっています。また、公立小中学校の耐震化率は86.8%と、全国平均の88.9%を下回っており、早急かつ計画的な耐震化を促していく必要があります。

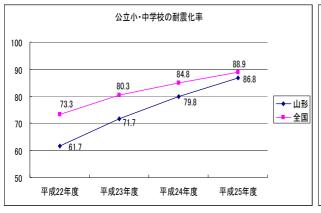
東日本大震災では、天井材の落下など、いわゆる非構造部材の被害が県内の学校でも発生したことを踏まえ、屋内運動場等の天井等落下防止対策を中心に早急に対応していく必要があります。

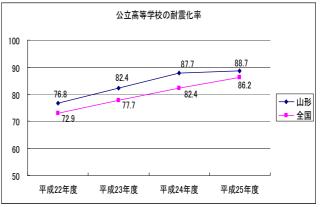
また、県立学校施設の老朽化への対応や、再生可能エネルギーの導入等による環境に配慮した学校施設整備の推進が求められています。

県では、平成22年11月、学校における児童生徒の安全に関する危機に、適切に対応できるよう学校における危機管理の手引き(学校安全編)を策定しました。これに基づき、全ての学校で、学校安全計画及び危機管理マニュアルを整備し、児童生徒が自らの命を守るための安全教育や防災教育、安全管理に関する組織体制の整備に取り組んでいます。

今後とも、児童生徒が危険に際して自らの命を守りぬくための「主体的に行動する態度」を 育成するとともに、学校における安全管理の充実、関係機関や家庭・地域と連携した体制整備 に努める必要があります。取組みに当たっては、自助・共助・公助の視点からの教育内容の充 実や教育方法の改善も検討していく必要があります。

〇 公立学校の耐震化率の状況





(文部科学省「公立学校施設の耐震改修状況調査の結果について」)

〇 学校安全計画の作成と見直しの状況

区分	計画有	(定期的な) 見直し
小 学 校	100.0%	98. 0%
中 学 校	100.0%	95. 3%
高等学校(全日制)	100.0%	95. 8%
高等学校(定時制)	100.0%	100.0%
特別支援学校	100.0%	91. 7%

○危機管理マニュアルの作成と見直しの状況

区分	作成あり	(定期的な) 見直し		
小 学 校	100.0%	95. 9%		
中学校	100.0%	86. 9%		
高等学校(全日制)	100.0%	97. 9%		
高等学校 (定時制)	100.0%	100.0%		
特別支援学校	100.0%	91. 7%		

(山形県教育委員会「平成24年度学校保健関係調査)

【主な取組み】

(1) 安全安心で良好な学校施設の整備

- ① 県立学校について、再編整備計画の動向を踏まえながら、耐震改修が困難な校舎の計画 的改築等を進めるとともに、非構造部材の耐震対策として、屋内運動場等の吊り天井等落 下防止対策の速やかな完了を目指します。
- ② 市町村教育委員会に対し、国庫補助制度の活用を促し、市町村立小・中学校の校舎及び 非構造部材の耐震化を働きかけます。
- ③ 既存の県立学校施設について、長寿命化計画を策定し、計画的な早期保全による施設の 長寿命化を推進します。
- ④ 太陽光や木質バイオマスなど再生可能エネルギーの導入や建物の木造・木質化など、環境に配慮した学校施設整備を推進します。

(2) 安全教育(生活安全・交通安全・災害安全と防災教育)の推進

① 生活安全・交通安全・災害安全の3つの領域を通じた体系的な安全教育の実施により、 児童生徒が危険に際して自らの命を守りぬくための危険予測・回避能力等の「主体的に行動する態度」を育成します。

- ② 防災教育指導の手引き、防災教育用啓発資料、「雪の中の安全」などを活用し、地域の実情に応じた防災教育や地域と連携した防災訓練を推進し、自助・共助・公助の視点から児童生徒の安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めます。
- ③ 「子どものいのちを守る」学校安全教室推進事業による安全教育指導者研修会を開催し、安全教育に係る教職員の資質・能力の向上を図ります。

(3) 学校における安全管理(防災管理)の充実と組織活動の体制整備

- ① 学校における危機管理の手引き(学校安全編)を活用した学校安全計画及び危機管理マニュアルについて随時見直し、改善することにより、学校の安全管理体制の整備・充実を図ります。
- ② 地域学校安全指導員を市町村に配置するとともに、連絡協議会や学校安全ボランティア 養成講習会の開催等により、学校・家庭・地域が連携した地域ぐるみの学校安全体制の充 実を図ります。
- ③ 地域住民との合同の避難訓練や児童等の引渡し訓練、避難所開設訓練等を、警察、消防、市町村防災担当部局等関係機関と連携しながら実施し、減災・防災に向けた組織的対応の整備を充実します。

主要施策17 時代の進展に対応した学校づくりの推進

グローバル化や高度情報化等の社会の変化に対応し、自己実現を図ることができる人材、また、人口減少社会において、地域社会や地域経済の活性化を担う人材の育成が求められています。そのため、様々な分野で高い志をもって活躍したいと願う児童生徒や、特別な支援を必要とする児童生徒など、個々のニーズに応えることができる指導体制の充実が必要です。

児童生徒数の減少に伴い、学校規模の縮小が懸念される中で、時代の進展に対応し、多様な ニーズに応えられる学校づくりをいかに進めていくかが重要になっています。

また、教育委員会制度の改革の動きや、高度化・多様化する教育課題に対し、的確な施策を 企画・立案し、適切に対応していくためのシンクタンク機能を充実させ、時代の進展に対応し た学校づくりを支えていく必要があります。

【現状と課題】

本県の出生数は、第2次ベビーブームによる昭和46年から49年の一時的な増加後、減少の一途をたどっており、高校等進学者数も平成元年の17,903人に対して平成25年は10,991人で、約4割の減少となっています。これに対応して、公立高校の入学定員を、4教振期間中には50学級分、5教振期間中には45学級分削減しました。この間、学校の統合を含む高校の再編整備により、教育の質的向上と学校の活力の保持を図るとともに、新しいタイプの学校づくりに取り組んできましたが、全体的に高校の規模は縮小傾向にあります。

生徒数の減少は今後も続くと見込まれており、さらに学校の規模が縮小した場合、社会の変化や生徒の多様化に対応できる教育課程を編成したり、多様な人間関係の中で切磋琢磨し、社会で活躍できる人材を育成したりすることが難しくなることが懸念されます。そのため、高校として望ましい学校規模の確保を図りながら、時代の進展に対応した新しい学校づくりを進めることが求められています。

一方、小規模校であっても地域の活力の源となっており、また、交通事情等により都市部の高校への通学が困難な生徒もいるなどの声もあり、高校の配置については、地域の実情に応じた柔軟な対応も求められています。

【主な取組み】

(1) 県立高校の将来の在り方

※ 有識者による「県立高校の将来の在り方検討委員会」の意見を反映

① 中学校卒業者数に応じた入学定員の設定

6 教振期間中に中学校卒業者が約 1,800 人減少することに対応するとともに、公私立高校の入学者の比率が県全体でおおむね 7:3 となるよう、公立高校で 35 学級程度を削減します。各地区の公立高校の入学定員については、私立高校の配置状況、充足率が低い公立の小規模高校や定時制の配置状況、地区間の通学の状況等を考慮して設定します。

② 県立高校の再編整備に関する基本方針

- ア 再編整備による新しい学校づくりなどを通して、高校として望ましい学校規模(1学年当たり4~8学級)を確保し、教育の質的な向上と学校の活力の保持を図ることを基本とします。なお、1学年当たり4学級を下回る学校(分校も1つの学校と見なす。)については、キャンパス制*の導入や地域との連携等により、教育環境の改善に努めます。
 - ※ 小規模校が、将来の統合を視野に、近隣の高校と連携・交流することにより、教育環境の改善を図る 本県独自の制度。
- イ 1学年当たり2学級の学校については、入学者数が2年連続して入学定員の3分の2 に満たない場合は、その翌年度から入学定員を1学級分に減じ、さらにその2年後に分校とします。なお、この基準の適用に当たっては、学科等の特殊性や交通事情等の地域の実情に十分に配慮します。
- ウ 1学年当たり1学級の学校については、入学者数が2年連続して入学定員の2分の1 に満たない場合は、交通事情等の地域の実情に配慮しながら、原則としてその2年後に 募集停止とします。

③ 各学科の配置

- ア 普通科及び普通科系の専門学科(理数、体育、音楽)については、県内8地区ごとに、大学等への進学を希望する生徒への指導体制を整えるために望ましい規模を持つ学校を配置できるよう、必要に応じて普通科高校(普通科系の専門学科との併設校を含む。)の再編を検討します。
- イ 職業に関する専門学科(農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報)については、全ての学科の学習の場を確保します。なお、1学年当たり4学級以上の単独校については、原則として単独校として維持します。また、4学級を下回る単独校については、地域産業等のニーズに配慮し、当面は単独校として維持しながらも、更に小規模化が想定される場合には、他学科との再編を検討します。
- ウ 総合学科については、県内8地区に少なくとも1校ずつ配置できるよう検討します。

④ 特色ある学校の配置

- ア 地域の実情に応じ、小規模化する専門高校等を再編し、所属する学科の学習を重点的 に行いながら、学科の枠を越えた学習もできる総合選択制高校の設置を検討します。
- イ 平成 28 年度に東根市に併設型中高一貫教育校を設置します。また、同校の成果を踏ま え、庄内地方への設置について、各自治体の意向を参考としながら検討します。
- ウ 多様な選択科目を開設し、少人数授業等を通して、生徒の多様な進路希望や興味・関心にきめ細かく対応できる普通科単位制高校を、県内8地区に少なくとも1校ずつ配置できるよう検討します。
- エ 多様な生徒が、それぞれの実情に応じて学習の形態や時間帯を選択することができる 定時制・通信制併設高校を、庄内地方に設置することを検討します。また、夜間定時制 は、状況に応じて昼間定時制への移行を検討します。

⑤ 各地区の県立高校の再編整備

ア 地域有識者等による検討委員会報告書等を踏まえて、県立高校再編整備計画を策定した地区(西村山、北村山、最上、西置賜、田川、飽海)については、その計画に基づき、 具体的な検討を進めます。

イ その他の地区(東南村山、東南置賜)については、中学校卒業者の減少及び各学校の 小規模化の状況等を踏まえ、当該地区の県立高校の再編整備に係る検討委員会を設置し ます。

(2) 特色ある学校づくり

県立学校に対する学校裁量予算を導入し、各校の課題解決に向けた特色ある教育活動を 充実させることにより、県立学校の活力あふれる主体的な学校づくりを支援します。

(3) 小規模の小・中学校の在り方の検討

市町村では、少子化による児童生徒数の減少に伴い、学校の小規模化が進行したことを受け、地域住民との話し合いの下、小・中学校の統廃合が進められています。

一方で、統合廃止された学校の所在する地域では活力が減退したとの指摘があります。 学校の活力や児童生徒の学習環境の維持向上に向け、小規模の小・中学校の特色を活か した教育の在り方を検討していきます。

(4) 子どもの成長に応じた柔軟な教育システムの構築への対応

- ① 小学校教育から中学校教育への円滑な接続のために実施している小中連携教育、小中一 貫教育の取組事例を収集し、各市町村教育委員会、各小・中学校に提供します。
- ② 中高一貫教育校については、(1)県立高校の将来の在り方に記載。
- ③ 現在、国において、子どもの成長段階に応じた柔軟な教育システム等の構築に向けて、 6・3・3・4制(学制)の在り方を含め、学校制度やその運用等に関する調査研究を実施す るなど検討を進めています。その検討状況に関する情報収集に努め、国の制度変更に対し 適切かつ円滑に対応できるよう準備をしていきます。

(5) シンクタンク機能の充実

戦略的視点に立った教育政策の企画や展開に資するため、本県における教育に関する研究・研修や教育相談のセンター機能を有している山形県教育センターについて、組織体制等の見直しを検討し、本県教育政策のシンクタンク機能の充実を図ります。

主要施策18 私立学校の振興

私立学校は、建学の精神と独自の伝統や校風に基づき、時代の変化や生徒・保護者の教育 ニーズの多様化に対応した特色ある教育活動を展開するなど、本県における学校教育の発展に 重要な役割を果たしています。

こうした私立学校の果たす役割に鑑み、国においては、平成18年に教育基本法を改正し、「国や地方公共団体は、私立学校教育の振興に努めなければならない」旨を明記したところです。

本県においても、公教育の一翼を担っている私立学校に対して、その自主性を尊重するとと もに、本県教育の質の向上に資することができるよう、引き続き支援していきます。

【現状と課題】

県では、私立学校の振興に資するため、私立高等学校の運営費を助成する一般補助金(全日制)については、標準運営費に対する補助率を段階的に引き上げ、その充実に努めてきました。幼稚園、中学校、高等学校(通信制)、専修学校・各種学校についても、国の標準単価の増額にあわせ、生徒等一人当たりの補助単価を引き上げてきています。

しかしながら、今後、少子化による生徒数の減少など厳しい経営環境を見据え、支援の在り方について検討していく必要があります。

また、私立幼稚園への支援については、平成27年度から本格試行される「子ども・子育て 支援新制度」を踏まえた対応を行っていく必要があります。

私立学校の耐震化率は、平成25年4月1日現在で、59.9%と低い状況にあります。園児生徒の安全・安心の確保のため、速やかに耐震化を進めるよう求めるとともに、県として支援策を講じていく必要があります。

【主な取組み】

① 私立学校の振興・発展に向けた私学助成

私立学校の果たしている役割に鑑み、私立学校の教育条件の維持向上を図り、各学校の特色ある教育を支援するため、少子化による生徒数減少を踏まえた適正な私学助成を行います。

② 保護者の負担軽減を図るための支援

経済的理由により、修学が困難な者の負担を軽減し、教育機会の均等を図るため、国の 就学支援金制度に加え、授業料等の軽減を行う私立高等学校等を支援します。

③ 私立学校の耐震化の促進

園児生徒が安心・安全に学ぶことができる環境を確保するため、私立学校施設の耐震化を促進します。

主要施策19 学びのセーフティネットの整備

様々な困難や課題を抱え、支援を必要としている者に対して、生涯を通じて多様な学習機会 を確保することが求められています。

教育格差の解消に向け、教育費負担の軽減に向けた経済的支援を行うとともに、学習や社会 生活に困難を有する者への学習機会の提供など教育支援を推進します。

また、東日本大震災で被災した児童生徒に対し、実態に応じた支援を引き続き行います。

【現状と課題】

厳しい経済雇用情勢が続き、経済格差や教育格差など、格差の固定化等が指摘されています。 特に、家庭の経済状況の格差が学力に影響を及ぼしているとの指摘もあり、世代を超えた格 差の再生産や固定化を招かないよう、経済的・社会的・自然的条件が不利な状況にある子ども たちに対する学習支援を行うとともに、社会的ひきこもりや高校中退者など困難を有する者へ の支援が求められています。

また、東日本大震災により被災した児童生徒に対し、切れ目のない就学支援を行う必要があります。

【主な取組み】

① 教育費の負担軽減

幼児教育に係る教育費負担の軽減(幼稚園就園奨励費)、義務教育に係る教育費負担の 軽減(要保護児童生徒就学援助費)、特別支援教育に係る教育費負担の軽減(特別支援教 育就学奨励費)、高等学校段階に係る教育費負担の軽減(高等学校等就学支援金、高校生 等奨学給付金、高等学校奨学貸付金)など、経済的困難を抱える家庭等に対する就学支 援・援助を引き続き実施します。

② 地理的条件が不利な児童生徒に対する支援

交通条件に恵まれない山間地等の児童生徒の教育水準の維持向上を図るため、市町村が 実施するスクールバスの購入や遠距離通学費の助成について引き続き支援します。

③ 被災した児童生徒への支援

東日本大震災で被災した児童生徒に対する学習支援や心のケア、経済的支援について、 引き続き実施します。

④ 学習や社会生活に困難を有する者への支援

社会的ひきこもりや高校中退者等の困難を抱えた子ども・若者について、知事部局やNPO団体等と連携し、農業体験等を通じて、社会参加・自立に向けた支援を行います。

⑤ 貧困の状況にある子どもに対する教育支援

子ども貧困対策推進法(平成25年12月公布)を踏まえ、貧困の状況にある子どもに対する教育支援について、関係部局と連携し、実施していきます。

基本方針Ⅷ 学校と家庭・地域が協働し支えあう仕組みを構築する

本県は、教育県山形として、高い評価を得てきました。家庭・地域が学校を支え、地域社会が 一体となって、一人ひとりの子どもたちの教育に関わってきました。

現在のように、学校教育に関する課題や期待が多様化・高度化する中で、学校だけの力で地域に愛着を持ち、人間力に満ちあふれる人を育てていくことは困難です。

学校と家庭・地域が連携・協働する取組みを推進するとともに、社会全体で学校や子どもの教育を支えていく気運を醸成します。

主要施策20 学校と家庭・地域との連携・協働の推進

学校と家庭・地域の連携・協働を実りあるものにするためには、学校と家庭・地域がそれぞれの役割を自覚することが必要です。

学校には、地域の中の学校として地域とともに教育活動を創り出すという意識が、また、家庭・地域には、学校教育に積極的に参加し、家庭・地域自らが主体的に地域の子どもたちを育むという意識の醸成が必要です。

学校と家庭・地域それぞれの役割と責任を自覚しながら、連携・協働していくことにより、 地域全体で子どもを育む環境づくりを推進します。

【現状と課題】

学校に対するニーズが多様化する中、学校教育を学校の力だけで進めていくことには限界があります。このため、学校と家庭・地域が連携・協働し、地域全体で子どもを教育していく体制づくりが求められています。

現在、学校ではそれぞれの地域の実情に応じて、児童生徒が地域行事等に参加するなど、地域との連携を行っています。子どもたちは、自らが地域の大人と触れ合い、地域を知り、地域住民として参画することで、自己有用感を高めることができます。こうした取組みを一層推進する必要があります。

一方で、学校と家庭・地域が効果的に連携・協働を進めていくには、円滑な意思疎通が不可欠です。このため、学校においては、これまでも行われてきている学校評議員や学校関係者評価を充実させ、保護者や地域住民に対して、学校からの情報を発信するとともに、家庭や地域の声を吸い上げる努力が必要です。

また、県内でも、学校支援地域本部のほかコミュニティ・スクールなど、保護者や地域住民の力を学校運営に活かす取組みが進められています。このような形態に関わらず、それぞれの地域の実情に応じて、地域とともにある学校づくりに向けた仕組みづくりを進め、連携・協働の取組みを拡大していく必要があります。

〇 学校関係者評価の実施率

		村山	最 上	置賜	庄 内	合 計
①学校評価にあたって、自己評価を実施し公表している。	小学校	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
②子伙計画にめたりて、自己計画を天地し五衣している。	中学校	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
②自己評価の結果をもとに保護者等学校関係者による評価を行い、結果を公表している。	小学校	79.5%	80.8%	100.0%	69. 1%	80.9%
	中学校	82.2%	83.3%	100.0%	41.7%	76. 9%
③学校評価の結果を市町村教育委員会に報告している。	小学校	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
○子伙計画の相末を申刊行教育委員去に報告している。	中学校	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(義務教育課「平成25年度定期調査結果」)

〇 学校評議員制度の導入状況

	実施校数	(割合)
	小学校	中学校
H25	155 校(56.0%)	60 校(57.7%)
H24	167 校(57.0%)	60 校(56.1%)

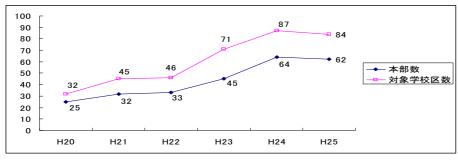
(義務教育課「定期調査結果」)

〇 コミュニティ・スクールの導入状況

市町村	検討校						
111 冊 1 小月	小学校	中学校	子 仪 石				
大石田町	3	1	大石田南小学校、大石田小学校、大石田北小学校、大石田中学校				
川西町	1	0	東沢小学校				
計	4	1					

(義務教育課「平成25年度定期調査結果」)

〇 学校支援地域本部事業の導入状況



(山形県教育庁資料)

【主な取組み】

(1) 児童生徒の地域への参画

- ① 総合的な学習の時間や特別活動等を活用し、児童生徒による地域貢献活動を推進します。
- ② 地域で活躍する大人と触れ合う、地域の伝統芸能や祭りに参加する、農業をはじめとする地域の産業に従事するなど、地域住民として参画し、児童生徒の自己有用感を高める協働体験を推進します。
- ③ 各地域の実情を踏まえ、土曜日を活用した児童生徒の地域への参画について検討を進めていきます。

(2) 連携・協働体制の構築と取組み

① 学校評価の内容公開に留まらず、提供する情報の内容や方法を工夫することにより、保護者や地域住民が学校の情報に触れる機会を充実します。

また、保護者や地域住民からの意見を聴取する場面を増やすとともに、学校評議員や学校評価を有効に活用することなどにより、開かれた学校づくりを進め、学校経営の改善につなげます。

- ② 学校支援地域本部や国が推進しているコミュニティ・スクールに加え、学校と家庭・地域が効果的な連携を行っている事例とその教育効果等について研究し、普及することにより、全ての学校において、それぞれの実情に応じた実効性ある連携・協働体制の構築を推進します。
- ③ コーディネーター養成研修会を実施し、学校と地域をつなぎ、効果的な連携・協働プログラムを企画できるコーディネーターを育成するとともに、幅広い人材による土曜日や長期休業等の教育支援体制の構築を推進します。
- ④ 市町村における学社連携**の充実を図ることにより、学校・家庭・地域の連携・協働の取組みを一層推進するため、社会教育主事を養成するとともに、社会教育主事の資格を有する教員に対する研修や情報提供を行い、学校と家庭・地域の連携協力を効果的に進めるための知識やスキルの向上を図ります。

※ 学社連携 : 学校教育と社会教育とが相互補完的に協力し合う関係のこと。

- ⑤ 地域の人材を活用した体験学習や学習支援などによる学校支援地域本部や放課後子ども 教室などの取組みの充実を支援するとともに、放課後子ども教室と放課後子どもクラブの 活動プログラムの共有など連携・交流を促進し、休日や放課後等の充実した子どもの居場 所づくりを推進します。
- ⑥ 通学路の合同点検や学校安全ボランティアなど、学校・家庭・地域が連携した地域ぐる みの学校安全体制の充実を図ります。

主要施策21 社会全体で教育を支え、教育に取り組む気運の醸成

社会を支えていくのは「人」であり、「人」づくりの根幹は教育です。そして、教育は学校だけではなく、家庭や地域、企業など社会全体で担うべきものです。

教育を巡る環境の変化が激しく、課題が多様化・高度化する現在、改めて、「教育県山形」 として、学校と家庭、地域、企業など社会全体で教育活動を支援していく社会づくり、仕組み づくりを進めます。

【現状と課題】

本県は、教育について、「普及・実践の山形」と称され、高い評価を得てきました。これは、 県民の教育に向けた努力に対する評価です。

本県では、学校教育を家庭・地域が支え、家庭と地域がそれぞれの役割と責任のもと、社会 全体で教育に関わってきた歴史と風土があります。

学校教育を巡る課題が多様化・高度化する中、都市化や核家族化により、地域における地縁的なつながりが希薄化し、家庭の教育力や地域の教育力の低下が指摘されています。

このような状況の中、県民一人ひとりに、教育への関心と理解を深めていただくため、平成 25 年 7 月に、11 月第 2 土曜日をやまがた教育の日*と定め、その普及・定着に努めていますが、 まだ十分浸透しているとは言えません。

県民が社会全体で教育を支えていく気運の醸成に引き続き取組むとともに、子どもたちの教育活動を支援する仕組みを構築していく必要があります。

※ やまがた教育の日

毎年11月第2土曜日をやまがた教育の日、11月をやまがた教育月間と定めている。

県民一人ひとりの教育に対する関心と理解を深め、学校、家庭及び地域の連携・協力の下、本県教育の充実に向けた取組みを推進することにより、教育県山形の歴史を受け継ぎ、「教育を支える文化・風土」を育むとともに、未来の山形を担う心豊かでたくましい子どもを育成するため、平成25年7月に制定。

【主な取組み】

- ① やまがた教育の日を契機とした県民の教育に関する気運の醸成 やまがた教育の日を中心としつつ、やまがた教育月間において、県民の教育に対する関 心と理解を深めるための取組みを行うとともに、知事部局及び市町村の教育関係の取組み を活用しながら、「教育を支える文化・風土」を育んでいきます。
- ② 社会全体で教育を支援する仕組みづくり

家庭や地域、企業・事業所及び関係団体等が連携・協働し、キャリア教育や子どもたちの様々な体験・学習活動を支援するなど、社会全体で子どもの教育活動を支援していく仕組みをつくります。

- ③ "いじめ・非行をなくそう"山形県民運動の展開〈主要施策2の2の再掲〉 山形県青少年育成県民会議や関係部局、関係機関、市町村と連携して"いじめ・非行をなくそう"やまがた県民運動を展開し、学校だけでなく家庭・地域など社会全体で、いじめ・非行を許さない社会づくりに取り組みます。
- ④ 山形県の教育に関する総合的な情報提供 山形県の各種教育データや学校での学習・進路相談に関すること、生涯学習に関するこ と、子どもや保護者、教員、地域等が必要とする山形県の教育に関するあらゆる情報を総 合的・体系的に整理し提供します。

基本方針以 活力あるコミュニティ形成に向け、地域の教育力を高める

本県は、社会教育の先進県として、公民館を地域の核として活発な地域活動が展開されてきましたが、公民館の機能の低下が指摘されています。一方で、現在、都市部では地域住民同士のつながりが希薄化し、地域活動の停滞が指摘されており、農山村地域では人口流出や高齢化の進展により、地域コミュニティの存立自体が危惧されています。

公民館やコミュニティセンター等の機能を強化し、地域の核となる人材を中心に多様な人々の ネットワーク・協働体制を構築します。

特に、地域コミュニティの活性化のためには、青少年の役割が不可欠です。青少年の地域貢献活動を推進するとともに、地域で活躍する青年リーダーの育成を図ります。

さらに、子どもから高齢者まで、一人ひとりが地域の一員として活動できるよう、生涯学習を 充実させ、その学習成果を地域づくりにつなげていけるようにすることで、活力あるコミュニ ティの形成を進めていきます。

主要施策22 公民館等を拠点とした地域コミュニティの再構築

公民館やコミュニティセンターへの学習情報の提供や社会教育関係職員の研修・相談体制を 充実することで、公民館等の機能向上を図るとともに、研修会・交流会の開催等を通して地域 コミュニティの核となる人材を育成することにより、公民館等を拠点に、地域住民が主体的 に、活き活きと活動する地域コミュニティの再構築に取り組みます。

【現状と課題】

新興住宅地では、住民のつながりの希薄化や地域活動の停滞が問題になっています。一方、 農山村では、人口減少や高齢化の進展により、コミュニティの成立そのものが危ぶまれる地域 も見られるようになってきています。

このような状況のもと、活力あるコミュニティを維持するために、中央公民館や地区公民館 等にはこれまで以上に地域の課題に応じた豊かな学びの提供が求められます。

同時に、広域の住民の学びの拠点である公民館等のみならず、地域住民の最も身近な集いの場であり学びの場である自治公民館等の活性化が必要になります。

新興住宅地においては、まず近隣住民同士のつながりを強くし、地域活動を活発にすることが求められます。そのためには、町内会単位の自治公民館等が地域住民の集う場となり、住民同士の学びが広がり、住民自らが積極的に地域活動に関わることが必要です。

また、農山村地域においては、人口減少や高齢化の進展に負けない元気な地域づくりが求められます。そのためには、これまで以上に住民が学び合い、支え合う活発な自治公民館等づくりを推進していかなければなりません。

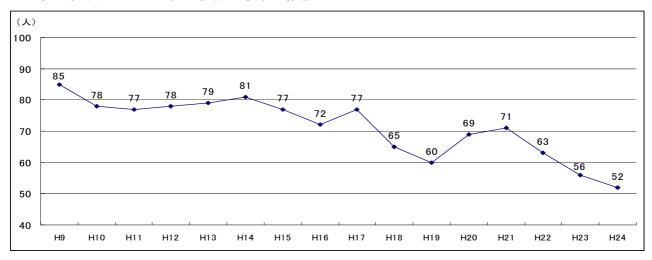
このため、市町村の社会教育主管課や中央公民館、地区公民館等が、地域が抱える課題への対応方法や様々な情報の提供、住民の相談に応じるなどして、それぞれの自治公民館やコミュニティセンターにおいて住民の学びや活動を活発にしていく必要があります。

しかし、社会教育行政の指導や支援が十分ではない指定管理された公民館やコミュニティセ

ンターが増加するとともに、専門性を有する職員や、経験豊かな職員が減少しており、このような機能や役割が十分に果たされていないという課題があります。

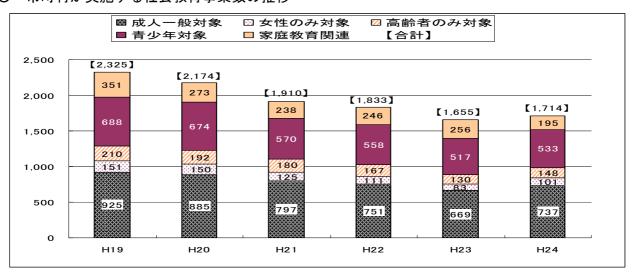
このため、県では市町村の公民館等における社会教育活動が充実するよう、関係職員からの相談に応じるとともに、福祉・まちづくりをはじめとする関係部局や、大学・NPO等の関係機関と連携・協働しながら、専門的な研修の機会を提供したり、人と人とをつなぎ、地域の教育力を維持・向上させ、地域活動の核になる成人が活躍できるよう支援する必要があります。

〇 県内市町村における社会教育主事数の推移



(山形県教育庁資料)

〇 市町村が実施する社会教育事業数の推移



(文化財・生涯学習課「市町村における社会教育等事業調査」)

【主な取組み】

① 県民の学習機会の充実

子どもから高齢者までのあらゆる年齢層の県民が、学習内容に興味を持ち、主体的に学ぶことができるよう、県生涯学習センターにおいて、県民のニーズに応じた講座や研修の機会を充実させるとともに、県や市町村で開催される講座に関する情報の提供や県民の主体的な学習の支援を推進します。

② 講座開催情報等の提供による学習情報センター機能の充実

市町村に、県や他市町村で開催される講座の内容や講師等の情報を提供することにより、 公民館やコミュニティセンター等の学習情報センターとしての機能の充実を支援していき ます。

③ 社会教育関係職員の研修と相談体制の充実

公民館等における住民の学びを地域の活性化に向けた活動につなげていくため、公民館 やコミュニティセンター等の職員が、社会教育の立場から地域の様々な課題を解決するた めの手法を学ぶ研修や相談体制を充実します。また、研修の場を利用して、市町村職員の ネットワークを構築します。

④ 地域コミュニティに学びの循環をつくり出せる人材の育成 地域において主体的・積極的に活動している住民を対象とした研修会や交流会を開催し、 住民が主体となる地域の学びの先進事例や実践事例を学び合うことにより、地域コミュニ

ティに学びの循環をつくり出せる人材を育成します。

⑤ 知事部局等との連携の拡大

県の関係部局で構成する生涯学習推進委員会の機能を活用して県の各部局の学習情報を 収集するとともに、各市町村の公民館で行われている様々な実践事例を収集し、市町村に 提供します。また、知事部局と連携して、社会教育関係職員の研修の充実を図ります。

⑥ 高等教育機関との連携の拡大

大学等高等教育機関と連携を密にして、社会教育関係職員の研修等を充実させるととも に、共同で社会教育調査等を行うなど、地域の教育力向上を図ります。

主要施策23 青少年の地域力の発揮

少年期・青年期における多様な体験活動は、自立心や社会性、創造力を養ううえで、非常に 大切なものです。特に、地域青少年ボランティア活動や地域貢献活動は、サークルの会員や団 体の構成員の自由意志を最大限に尊重した実践活動です。その活動の中で、様々な人々と出会 い、新たな価値観を発見することができ、自己発見のチャンスにもなります。

青少年の自主的・主体的な体験活動、地域貢献活動の取組みを支援し、社会力と自立心の育成を推進します。

1 ジュニア・リーダー活動の活性化

【現状と課題】

(県内の単位子ども会会員数について、今後詳細な状況について調査する予定ですが、県子ども会育成連合会資料から、県内約9割の小学生と約3割の中学生が所属しているものと見込まれます。)

このことから、小学生時代の子ども会活動や地域行事などによる地域との関わりが、中学生になると急激に減少している実態がうかがわれます。背景として、部活動等で多忙な週末を過ごしている中学生が多いことが要因となっているものと推察されます。

単位子ども会においてはリーダーとして期待される中学生会員が少なく、本来の「子ども自身による自発的な活動」が激減しており、主体的に地域と関わる機会が少ないことによって地域に対する関心が低下し、高校進学以降も地域への関心が低いままであることが懸念されています。

豊かな地域社会を形成するためには、青少年も積極的に地域活動に取り組むことが大切であり、集団の一員としての自覚が深まる中学生の時期に地域活動に主体的に取り組みやすい環境を整備することが必要です。

【主な取組み】

① 中学生による地域活動の推進

祭りや伝統芸能などの地域活動において、中学生が創意工夫をこらして主体的に活躍できる機会を増やし、地域社会が一体となって中学生による地域活動を推進していきます。

② 各種社会教育団体との連携

子ども会育成連合会、各種PTA団体、ボーイスカウトやガールスカウト等各種社会教育団体との連携を深めながら、保護者や教師が安心して中学生を地域に任せることができる環境整備に努めます。

2 青少年ボランティア活動の活性化

【現状と課題】

「YYボランティア」^{**}の愛称で親しまれている本県の地域青少年ボランティア活動は、全国的にも知られており、72の青少年サークル(平成25年12月調査)が、近隣福祉施設等への訪問や地域行事への参加、独居老人への年賀状送付など、多様な活動に取り組んでいます。

しかし、近年、活動中のサークル数は横ばいから減少傾向にあり、会員数も平成 15 年度の 1,664 名をピークに減少し、平成 25 年度は 1,144 名となっています。さらに、 Y Y ボランティアの中核である高校生会員は、855 名から 496 名となり 40%以上減少しています。

また、以前は会員の創意工夫による活動が多くありましたが、近年は他の機関・団体が主催 する事業への協力等に留まるなど、内容的にもサークル活動の停滞が見られます。

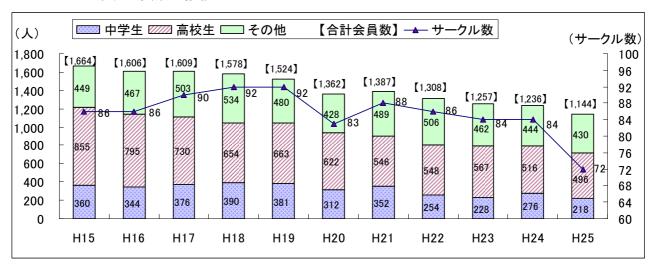
その背景として、公民館の統廃合により活動拠点がなくなったり、行財政改革に伴う人材削減で社会教育担当職員が減少し、サークルの支援に力を入れづらくなったりしていることも挙げられます。

地域青少年ボランティア活動の活性化に向け、会員数の増加を図るとともに、サークル間の 交流拡大、各サークルの活動情報の発信に努める必要があります。同時に、支援者の配置を市 町村に促すとともに、ボランティア活動をコーディネートできる人材の養成や研修機会を整備 していく必要があります。

※ YYボランティア

「やまがたヤング (Yamagata Young) ボランティア」の意味で、中学生・高校生を中心に学校の枠を超えて、地域で行っているボランティア活動のこと。

〇 サークル数、会員数の推移



(山形県教育庁資料)

① 青少年ボランティア活動に関する意識付け

学校等への出前講座や中・高生向けの研修会を開催し、ボランティア活動の楽しさと、ボランティア活動によって自己有用感を高めることができることなどを伝え、活動意欲の向上を図ります。

② ボランティア体験機会の提供・拡充

市町村や県社会福祉協議会、NPO等の関係機関と連携し、ボランティア体験ができる研修会などの参加機会を提供・拡充することにより、ボランティア活動参加へのきっかけづくりを図ります。

- ③ 地域青少年ボランティアサークルの支援者等のスキルアップ 地域青少年ボランティアサークルの支援者や市町村の担当者等が、相互に情報交換し合 える機会を設定し、相互のネットワークを構築するとともに、研修会等の開催により支援 者と担当者のスキルアップを支援します。
- ④ 地域人材の協力による活動支援 退職教員など青少年活動に対する高い支援力を有する人材の協力を得て、地域青少年ボランティア活動を支援します。
- ⑤ 地域青少年ボランティアサークルの支援

YYボランティアビューロー(ホームページ)により、各地域青少年ボランティアサークルの活動状況を発信するとともに、サークルの交流会の開催などを通して、他のサークルの活動から学ぶ機会を充実し、サークル活動の活性化につなげます。

3 青年による地域活動の活性化と青年リーダーの育成

【現状と課題】

地域の活性化を長く担ってきた青年団組織の弱体化が進行している昨今、青年が地域に貢献する機会が大幅に少なくなっています。このような中、同じ趣味や関心事を持つ20歳代を中心とする青年同士によるグループ活動や、地域の活性化に意欲的な青年個人による多様な活動が見られるようになり、地域の活性化に向けた新たな担い手として期待されています。

しかし、自身の趣味や関心事を主題とした活動だけでは地域貢献に対する青年の意欲がなかなか向上しないことや、地域貢献への意欲が高い個人であっても常態化した活動だけでは意欲を持続することが難しいことなどが課題となっています。

本県では、青年交流事業を実施し、意欲ある青年に対して地域づくりやボランティア活動等の手法について学ぶ機会や青年グループの交流機会を提供するなどの支援を行ってきました。 今後は、これらの学びや活動を一層充実させ一人ひとりの力量向上に努めることで、それぞ れの地域で地域活動に取り組む青年の底辺を拡大し、地域活動を活性化できるようにしていく 必要があります。その際、地域において独自の活動を展開している、青年会議所、商工会青年 部、農協青年部、消防団等の協力を得て、共に取り組んでいくことが期待されます。

〇 青年交流事業に参画した青年の数

年 度	H21	H22	H23	H24	H25
事業に参画した青年の数	10名	40名	50名	55名	59名
事業に参画した青年の総数(純計)					

⁽注) 複数回、事業に参画した青年がいるため、各年度の合計と純計は合わない。

(山形県教育庁資料)

【主な取組み】

① 青年グループの交流推進

青年グループが活動状況を発表したり情報交換したりできる交流機会の提供や、知事部局が開設する若者交流ネットワークシステム(ホームページ)を活用した各グループの活動状況、イベント情報等の発信などにより、グループの交流推進を図ります。

② 地域活動に取り組む青年リーダーの育成

地域活動に取り組んでいる青年を対象に県青年の家での研修会や地域別研修会を開催するなど、青年同士が地域課題の解決に向けた活動手法等を学び合う機会を提供し、地域の青年リーダーを育成します。

③ 青年の地域活動の活性化

地域活動について学ぶ機会と内容を充実し、青年たちが地域に根ざした活動ができるようにしていきます。その際、県や市町村のまちづくり担当部局や青年会議所等の組織の協力も得ながら学習内容を充実させ、青年たちがネットワークを築けるようにします。

また、青年の活動を支援し指導できる地域の人材の協力が得られるよう、市町村教育委員会と連携します。

④ 市町村担当職員等のスキルアップ

青年活動を支援する市町村の担当職員等の支援力向上のため、研修を充実します。

⑤ 青年の活動に対する助成・顕彰

青年が企画する地域の元気創出活動などへの助成や、地域活性化に寄与する青年の優れた功績・成果及び地道な取組みへの顕彰など、知事部局の事業へ積極的に推薦することにより、青年を元気付け、青年の地域活動を支援します。

4 青少年教育施設の機能充実と在り方の検討

【現状と課題】

本県では、自立して主体的に社会に参画する青少年の育成を目的とした青年の家、自然体験等を通じた健全な青少年の育成を目的とした少年自然の家(朝日、金峰、飯豊、神室)の5ヶ所6施設を設置し、青少年に対する学びのプログラムを提供しています。

〈青年の家〉

青年の家は、青少年のボランティア活動を支援するとともに、青年による各種地域活動を支援する機能を有し、自立して主体的に社会に参画する青少年を育成しています。また、現代の社会問題ともなっているひきこもりなどの特別な事情を有する青年の社会参加や自立に向けた支援も行っています。

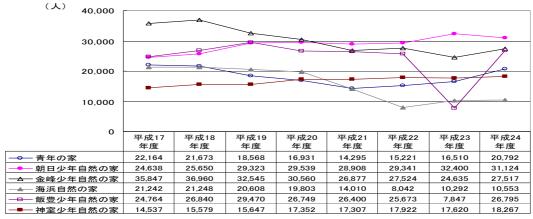
青年の家については、こうした支援を継続するとともに、地域活動などに取り組む青少年の活動拠点としての施設の充実が求められています。青年の家を現在運営している指定管理者は様々な体験活動や異年齢・他世代交流の機会を提供しています。また、学校や関係機関と連携を図りながら、学校教育の支援及び次代を担う人づくりに努めており、利用者の増加やサービスの向上等効果が見られることから、今後も取組みを継続していく必要があります。

〈少年自然の家〉

県内4ヶ所の県少年自然の家は、第2の学校教育の場として、自然体験や集団生活を効果的に提供しており、多くの小・中学校や幼稚園・保育所から利用されています。

少年自然の家については、それぞれの施設が地域の自然や歴史・文化等の特色を活かした多様な体験プログラムを開発し、提供することで、社会力や心身ともにたくましく生きる力を育んでいます。しかし、長期宿泊利用者の減少や未就学児から高齢者まで幅広い年齢層への対応などの課題があるため、引き続き、施設利用の意義についての周知を図りながら、多様化するニーズに対応する魅力ある活動プログラムを開発してくことが求められています。また、利用者の利便性を向上させるための機能の充実を図るとともに、管理運営をはじめ施設の在り方について検討していく必要があります。

〇 青少年教育施設利用状況



※海浜自然の家は、平成20年度までは海浜青年の家。平成22年度より期間限定(5月~10月)の開館。 ※平成23年度は、震災のため青年の家が4月、飯豊少年自然の家が9月まで避難所を運営。

(山形県教育庁資料)

(1) 県青年の家の機能の強化

- ① 地域活動に取り組む青年がより質の高い活動ができるよう、県内外の先進事例を学ぶ機会を提供するとともに利用者のニーズに応じた管理運営を進めるなど、青少年の学びの拠点施設としての機能の強化に努めます。
- ② 課題を抱える若者の社会参加・自立に向けて、福祉関係部局や関係団体と連携しながら、引き続き支援します。

(2) 少年自然の家の機能の充実

- ① これまでの主な利用団体であった小・中学校や幼稚園・保育所に加え、PTAや子ども 会育成会等の社会教育団体に対しても充実した体験活動による学びの機会を提供すること により、利用対象の拡大を図ります。
- ② 利用者の満足度向上や利用者の増加を図るため、豊かな自然や地域の人材等、地域資源を活用しながら引き続き魅力ある活動プログラムや企画事業の開発・提供に努めます。また、地域と一体となって活動プログラム等を開発・運営し、活動エリアを地域全体に広げながら、より地域に根ざした施設として機能充実に努めます。
- ③ 県社会教育委員等の外部有識者の意見を踏まえながら、防災・避難者支援・食育・子育 て・環境・観光の6つを柱に新プログラムを策定し、幅広い年齢層の施設利用やリピー ターの増加を図るとともに、利用者間の交流や地域の他機関との連携を進め、地域の体験 活動拠点施設として機能の充実を図ります。

(3) 施設の在り方の検討

青少年教育施設については、多様化する利用者のニーズへの効率的・効果的な対応、利用者サービスの向上等の観点から、民間の能力・ノウハウも活かした施設の管理運営の在り方について検討します。

また、各施設の老朽化の状況や各種体験活動に対応する施設のニーズの動向などを勘案しながら、今後の施設の在り方について検討します。

主要施策24 生涯学習の充実による社会力の育成

自立した一人の人間としての総合的な力は、生涯にわたって、多様な場で様々な学習体験を 積む中で身に付けられていきます。

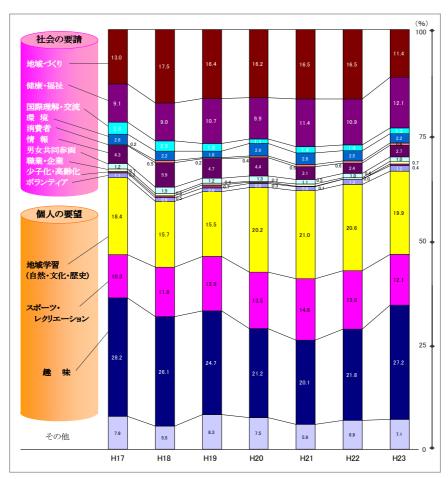
一人ひとりが豊かに生きるための学びの充実とともに、絆づくりやよりよい地域をつくるための学びの充実を図り、個人の要望と社会の要請に応えるバランスの取れた生涯学習を推進することにより、県民が知識や教養等を高め、その成果を社会参画や社会貢献の活動につなげていく好循環をつくります。

1 成人期を対象とする社会教育の充実

【現状と課題】

成人を対象とする学習では、趣味や地域学習、スポーツ・レクリエーション等をテーマとする講座が多数を占めており、平成19年以降、地域づくりや健康・福祉、環境などの現代的課題をテーマにした講座等の「社会の要請」に関する学びの機会が減少しています。

〇 成人を対象とした学習事業(学級・講座)の推移



(文化財・生涯学習課「市町村における社会教育等事業調査」)

- ① 子ども会やPTA活動などにおける学びの支援 多忙な成人期は、学びのタイミングが大切であり、子ども会育成連合会やPTA連合会 と連携し、親の集まりをうまく利用して必要な学びが行えるよう情報を提供します。
- ② 高齢期に向けた地域デビューの準備講座の開催等 退職を控えた年代を対象に、関係部局や市町村と連携し、県内4地区で地域デビュー準 備フォーラム(仮称)を開催し、退職後の地域活動への円滑な移行を促します。

2 高齢期を対象とする社会教育の充実

【現状と課題】

高齢者の知恵や経験を地域づくりに活かすことは、地域の活性化と本人の生きがいづくりにつながります。生きがいを持つことで、心身ともに健康の保持増進が可能となり、介護予防にもつながることが期待されています。要支援・要介護者の方も含め、生きがいを持って社会と関わることができるような環境づくりを行っていくことが求められています。

【主な取組み】

① 高齢者の活躍の場の提供

学校支援ボランティアや放課後子ども教室など、地域ボランティアに興味を持つ高齢者 へ情報を提供するとともに、市町村と連携して研修を行います。

また、家庭教育、学校支援、青少年交流など様々な事業において、高齢者が参画できる場を設け、高齢者の知恵と経験を活かせる機会を増やします。

② 地域住民のコーディネーター

社会教育有資格教員の退職者を、高齢者の活躍の場の提供をコーディネートできる人材として位置付け、協力を得ます。

3 生涯学習推進体制の整備

【現状と課題】

県の生涯学習推進体制を整備し、各組織の連携によって、県民に対し充実した学習の機会を 提供していくことが必要です。また、市町村は、生涯学習振興の中核となる社会教育関係職員 の現状や、社会の要請に応える生涯学習の展開の必要性を踏まえ、担当職員を対象とした「人 づくり」や地域づくりに関わる研修の開催や担当職員に対する相談体制の充実等の支援を希望 しており、県は、これらに対応していく必要があります。

① 県の生涯学習推進体制の整備

県の関係部局で構成する生涯学習推進委員会を設置し、関係部局等が連携し、総合的に 施策を展開することで、県民の学習の場を充実します。

② 市町村の生涯学習の支援

市町村における生涯学習の振興を図るため、社会教育関係職員等を対象とした研修を実施するとともに、相談体制を充実するなど、市町村の取組みを支援します。

また、市町村からの要請に応じ、研修会の開催や学習プログラムの開発を支援します。

③ 社会教育主事の養成と有資格教員のスキルアップ

社会教育主事を養成するとともに、社会教育主事の資格を有する教員に対する研修や情報 提供を行い、学校と家庭・地域の連携協力を効果的に進めるための知識やスキルの向上を図 り、市町村における学社連携を一層推進します。

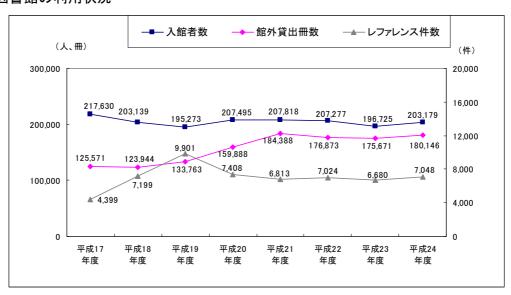
4 県立図書館の充実

【現状と課題】

県立図書館は、資料の収集、整理、保存のみならず、地域の情報拠点、県民の生涯学習を支援する施設として、幼児から高齢者に至るあらゆるライフステージにある人々に対し、学習に役立つ資料・情報の提供を行うとともに、学習の機会や場を提供しています。

年々、図書館が担うべき機能が高度化・多様化しているため、県外も含め他の図書館、大学 等との連携やネットワークの充実により、サービスの一層の充実を図っていく必要があります。

〇 県立図書館の利用状況



(山形県教育庁資料)

① 県立図書館が担うべき機能の充実

県民の学習活動を支援する情報拠点として、他県の図書館、市町村立図書館、学校図書館とのネットワークを構築し、連携を強化することにより、調査相談や相互貸借等の充実を図っていきます。

企画運営面における専門能力を強化し、資料や展示の充実を図ることにより、生涯学習情報センター的機能や県内公共図書館の中心的機能など県立図書館が担うべき基本的な機能を高めていきます。

また、他県において「公文書館」を併設している事例もあることから、その設置の在り 方について担当部局と検討します。

② 子どもの読書活動等の推進

家庭における親子の読み聞かせ等の読書体験の普及啓発や学校図書館・市町村立図書館 の読書活動推進への取組みに対する支援を行います。

県民の読書に親しむ環境を醸成するため、他の生涯学習施設とも連携し、企画展やテーマ別展示の充実、各種イベントの開催などを行います。

③ 魅力ある図書館づくりの推進

山形らしい特色ある図書館を目指し、山形ゆかりの作家や農業・工業・観光など地域産業に関する資料及び展示等の充実を図り、地域の情報拠点としての機能を強化します。

郷土資料や貴重な県政資料のデジタル化を進めるとともに、利用に向けての情報発信を強化します。

また、開館日等や館内空間、展示環境の整備などについて、県民が利用しやすい施設づくりを進めます。

④ 適切な運営の確保

収蔵スペースの拡大などのハード面の整備、民間企業との連携やNPO、ボランティアとの協働、歳入の確保等に努め、効率的な施設運営を図っていきます。

5 県立博物館の機能強化

【現状と課題】

県立博物館は、植物、動物、地学、考古、歴史、民俗、教育の7部門に関する多くの貴重な 資料を収蔵展示し、本県の自然や歴史、文化等の情報センターとしての役割を果たすとともに、 生涯学習や社会教育の中核施設として様々な交流の場を提供し、県内外の利用者に親しまれて きました。

博物館の役割である資料の収集、整理・保管、調査・研究、展示、教育の活動を一層推進し、

博物館の魅力の向上を図っていくとともに、本県の自然、文化等の保全・創造に貢献していく 必要があります。

また、施設の老朽化が進んでいること、現在地は史跡としての整備が進められていることから、新たな博物館の在り方について検討を進める必要があります。

【主な取組み】

① 本県の魅力を県内外に発信

自然や歴史、文化など本県の魅力を県内外に発信し、学びと交流の拡大につなげていきます。このため、常設展示されている国宝「縄文の女神」を最大限活用するとともに、本県の資源を活用した魅力ある企画展等を開催します。

各分野における学芸員の資質向上や解説員・案内ボランティアの協力により、収蔵品等を活かした企画運営体制の充実を図るとともに、ソーシャルネットワークなども活用し、情報発信を強化します。

② 子どもたちへの教育の場

県内の小・中学生が博物館で行うことのできる学習・活動の紹介や子ども向けのホームページの充実などにより、子どもたちに郷土のことを知ってもらうための環境を整備します。また、学校と博物館を結ぶという視点で、教育に活用できる企画展示やプログラム開発、体験型展示を推進します。

③ 学術研究の強化

県内の高等教育機関等との連携を推進し、学芸員や教員の相互派遣、学生の博物館活動 への参加などに取り組み、教育研究の活性化や博物館事業の活性化を図ります。

県内の他の博物館・美術館・資料館等との連携を強化し、地域文化・社会教育の中核拠点としての役割を果たします。

④ 県立博物館の在り方の検討

施設設備の老朽化の進行を踏まえ、新しい博物館の在り方について、山形県立博物館協議会などを活用しながら、基本理念や対象領域などについて体系的に検討を進めます。

基本方針 X 県民に元気と活力を与えるスポーツを推進する

スポーツは、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造等、国民生活において多面にわたる役割を担うとされています。

このようなスポーツの果たす役割を踏まえ、平成25年3月に策定した「山形県スポーツ推進計画」に基づき、自らが行う「する」スポーツの推進とともに、スポーツの観戦やスポーツボランティア、スポーツイベントへの参加等、「支えあう=みる・支える・交流する」という多様なスポーツとの関わりも促進し、県民の誰もが、生涯にわたり、いつでも、どこでもスポーツに親しめる環境の創出に向け、スポーツ推進施策を展開します。

主要施策25 生涯スポーツの推進

県民がライフステージに応じてスポーツ活動に取り組むことは、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むために不可欠なものです。

このような観点から、県民誰もが、興味・関心・適性等に応じて、日常的にスポーツに親しめる環境とともに、地域住民の結びつきを強め、地域の一体感を生み出し、地域コミュニティの形成を図るため、県民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備を推進します。

この取組みを通じて、地域スポーツで育ったトップスポーツ選手が、その経験を地域スポーツに還元していくという、スポーツ界における好循環を創出し、本県スポーツ界全体の活性化を図っていきます。

【現状と課題】

健康志向の高まりなどから、スポーツに関心を持つ人は増えてきており、多種多様なスポーツに親しんでいます。しかし、定期的・継続的にスポーツを実施している人は、まだ多いとは言えません。

このため、各年齢層や性別等、ライフステージに応じた多様なスポーツ活動の実態を把握するとともに、本県の人口構造・家族形態、地域性を考慮したスポーツ文化の醸成を図り、地域内の様々な団体と連携したスポーツの推進を図る必要があります。

子どもを取り巻く地域のスポーツ環境としては、スポーツ少年団活動がその役を担ってきましたが、これからは、総合型地域スポーツクラブや放課後子ども教室等におけるスポーツ環境も、スポーツ指導者の派遣や学校における体育に関する活動との連携を図るなどしながら充実させていくことが必要です。

県民が主体的に参画するスポーツ環境を整備するため、市町村の実態に応じた総合型地域スポーツクラブの創設・育成や、スポーツ指導者・スポーツ施設の充実等を図ることが必要です。総合型地域スポーツクラブは、地域の人々の年齢、興味、関心、技術、技能レベルに応じた様々なスポーツ機会を提供することができる、多種目、多世代、多志向のスポーツクラブとして、現在、34 市町村に62 クラブが設立または準備中となっています。

住民同士が連携・協働して運営する総合型地域スポーツクラブなどが、「新しい公共」^{**}の担い手としての重要な役割を果たしていけるよう、更なる育成とその活動の充実を図ることが求められます。

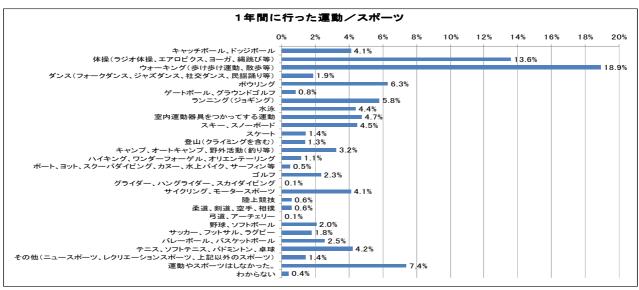
全国大会で活躍するトップアスリートは、地域スポーツや学校の体育に関する活動等、地域におけるスポーツの中で育まれ、スポーツ団体と連携して長時間にわたるたゆまぬ努力により、その才能を開花させた人たちです。その技術や経験、人間的な魅力などを、地域スポーツに還元させることは、本県スポーツ界の競技力向上と裾野の拡大につながるとともに、次世代のアスリートの発掘・育成等、本県スポーツ界全体の活性化につながります。

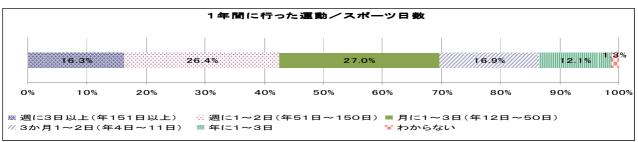
このような「スポーツ界における好循環」を創出し、本県の新たなスポーツ推進システムを 構築していく必要があります。

※ 新しい公共

行政だけでなく、教育や子育て、街づくり、防犯や防災、医療や福祉等、公益に係る活動について、 地域住民一人ひとりが参加しあって、それを社会全体として支え合うという新しい価値観のこと。

〇 県民のスポーツ実施状況





(山形県広域スポーツセンター「県民のスポーツ実施率等アンケート調査 (H25.3)」)

○ 県内の総合型スポーツクラブの状況

平成25年7月1日現在

地区					十成25年7万	
(ほなみふれあいスポーツクラブ 平25.4.28) 世25.4.28	地区	クラブ名称	設立年月日	地区	クラブ名称	設立年月日
ほなみふれあいスポーツクラブ		NP0法人生涯スポーツ振興会	昭52.9.1		新庄21地域スポーツクラブ	平18.2.18
山形市体育協会スポーツクラブ 平18.2.19 下では、						平14. 4. 11
上						
実河江市総合スポーツクラブ 平18.2.19 地				, -		,
下の法人かみのやまスポーツクラブ 平19、2.18 では内ふれあいスポーツクラブ 平14、4.1 おかねエンジョイクラブ 平16、10.2 平17、3.16 平18、2.18 平18、2.25 平21、2.27 平21、2.25 平21 × 2.25 × 21 × 21 × 21 × 21 × 21 × 21 × 21 ×		寒河江市総合スポーツクラブ				平21 2 22
NPO法人かみのやまスポーツクラブ 平19.2.18 十折 十						
徳内ふれあいスポーツクラブ 平19.2.18 設立クラブ数 6				•		
村山アスレチッククラブ 平14.4.1 地の						
あかねエンジョイクラブ 平21.3.1	++	Y-1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1				7
地区					I	TF0 4 45
NPO法人尾花沢総合スポーツクラブ 平16. 10.2 山辺の里スポーツクラブ 平21. 2. 28 平17. 3. 26 平1 2. 28 平1 2. 28 平1 2. 28 平1 2. 28 平2 2. 24 平2 平2 2. 24 平2 2. 24						
山辺の里スポーツクラブ						
中山総合スポーツクラブ 平21. 2.28 河北スポーツクラブ 平21. 2.27 スポーツサポート西川 平22. 2.24 朝日ふれあいスポーツクラブ 平21. 12.12 大江スポーツクラブ 0-STEP 平24. 3.10 (仮) 大石田町総合型スポーツクラブ 平14. 3.14 アルカディアスポーツクラブ 平18. 5.6 表記・カンタスポーツクラブ 平14. 9. 7 本望からでは、アルカディアスポーツクラブ 平18. 5.6 スポーツクラブ のMONO 平20. 5. 3 西根ときめきスポーツクラブ 平24. 3. 10 西根ときめきスポーツクラブ 平24. 3. 11 西根ときめきスポーツクラブ 平25. 2. 23 本がのようスポーツクラブ 平26. 2. 23 沖郷スポーツクラブ 平25. 2. 23 沖郷スポーツクラブ 平25. 2. 23 本がたアーアクラブ 平26. 2. 25 南陽市四道会スポーツクラブ 平16. 6. 1 スポーツクラブ 平16. 6. 1 スポーツクラブ 平16. 2. 27 マイマイスポーツクラブ 平16. 6. 27 はかめスポーシクラブキララ☆ 平23. 2. 19 設立クラブ数 14 14 14						
河北スポーツクラブ						•
スポーツサポート西川						
朝日ふれあいスポーツクラブ 平21. 12. 12 大江スポーツクラブ 0-STEP						
大江スポーツクラブ O-STEP						
(仮) 大石田町総合型スポーツクラブ設立準備委員会 設立クラブ数 18 19 19 作権のラブ数 1 19 作性 内外のアビーカ米沢スポーツクラブ 平14.3.14 アルカディアスポーツクラブ 平18.5.6 スポーツクラブ のMONO 平20.5.3 スポーツクラブ ※沢 平24.3.31 西根ときめきスポーツクラブ 平19.2.25 技井花のまちスポーツクラブ 平18.2.25 中間陽市四道会スポーツクラブ 平18.2.25 中間陽市四道会スポーツクラブ 平18.2.25 中間陽市四道会スポーツクラブ 平18.2.25 マイマイスポーツクラブ 平16.6.1 スポーツかわにし 平21.6.27 おぐにスポーツクラブYui 平22.2.14 いいでスポーツクラブキララ☆ 平23.2.19 設立クラブ数 14 14 14 おつまた アクラブ 数 合 計 59			平21. 12. 12			
設立クラブ数 18 19			平24.3.10			平21.9.26
 準備クラブ数 1 NPOアビーカ米沢スポーツクラブ 平14.3.14 内 アルカディアスポーツクラブ 平18.5.6 スポーツクラブ 0MONO 平20.5.3 区 東禅寺スポーツクラブ 平15.3.15 NPO法人元気王国 平18.4.24 をわた Y - Y クラブ 平18.3.4 をわた Y - Y クラブ 平18.3.4 をわた Y - Y クラブ 平18.3.4 をわた Y - Y クラブ 平18.3.5 いかなスポーツクラブ 平18.2.25 内 南陽市四道会スポーツクラブ 平18.2.25 下 市陽市四道会スポーツクラブ 平16.6.1 スポーツかわにし 平21.6.27 マイマイスポーツクラブ 平16.6.1 スポーツかわにし 平21.6.27 おぐにスポーツクラブYui 中めスポしらたか「R O * KU」 いいでスポーツクラブキララ☆ 平23.2.19 設立クラブ数 14 正井宿地区スポーツクラブキララ☆ 平23.2.19 で22.2.14 いいでスポーツクラブキララ☆ 平23.2.19 設立クラブ数 合 計 59 						平19.2.18
中価クラノ数			10		希望ヶ丘体育文化振興会	平12.11.25
アルカディアスポーツクラブ 平18.5.6 スポーツクラブ OMONO 平20.5.3 東禅寺スポーツクラブ 平15.3.15 東禅寺スポーツクラブ 平15.3.15 下0法人元気王国 平18.4.24 下0まちスポーツクラブ 平19.2.25 東井花のまちスポーツクラブ 平25.2.23 中郷スポーツクラブ 平18.2.25 南陽市四道会スポーツクラブ 平18.2.25 下16.6.1 スポーツかわにし 平21.6.27 おぐにスポーツクラブYui 平22.2.21 中めスポしらたか「RO*KU」 下22.2.14 いいでスポーツクラブキララ☆ 平23.2.19 設立クラブ数 14 14 14 日本 14 日本 14 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日		準備クラブ数 1	19	庄	鳥海ふれあいスポーツクラブ	平14.9.7
アルカディアスポーツクラブ 平18.5.6 スポーツクラブ OMONO 平20.5.3 東禅寺スポーツクラブ 平15.3.15 東禅寺スポーツクラブ 平15.3.15 下0法人元気王国 平18.4.24 下0まちスポーツクラブ 平19.2.25 東井花のまちスポーツクラブ 平25.2.23 中郷スポーツクラブ 平18.2.25 南陽市四道会スポーツクラブ 平18.2.25 下16.6.1 スポーツかわにし 平21.6.27 おぐにスポーツクラブYui 平22.2.21 中めスポしらたか「RO*KU」 下22.2.14 いいでスポーツクラブキララ☆ 平23.2.19 設立クラブ数 14 14 14 日本 14 日本 14 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日		NPOアビーカ米沢スポーツクラブ	平14.3.14	内	六華スポーツクラブ	平14. 9. 28
スポーツクラブ OMONO 平20.5.3 区 東禅寺スポーツクラブ P15.3.15 NPO法人元気王国 P18.4.24 でわた Y - Y クラブ P18.3.4 でわた Y - Y クラブ P18.3.4 でわた Y - Y クラブ P18.3.4 でわた Y - Y クラブ P18.3.5 かた Y - Y クラブ P18.3.5 かた B 中郷スポーツクラブ P18.2.25 南陽市四道会スポーツクラブ P15.2.27 マイマイスポーツクラブ P16.6.1 スポーツかわにし P21.6.27 スポーツかわにし P21.6.27 おぐにスポーツクラブYui P22.2.21 ゆめスポしらたか「R O * KU」 P22.2.14 いいでスポーツクラブキララ☆ P23.2.19 設立クラブ数 P43.2.19 ア22.2.14 いいでスポーツクラブキララ☆ P23.2.19 かカスポーツクラブキララ☆ P23.2.19 かカスポーツクラブオクラブ P23.2.19 かりスポしらたか「R O * KU」 P22.2.14 いいでスポーツクラブキララ☆ P23.2.19 かり かり P16.6.1 P22.2.14 かり P22.2.14 ア22.2.14		アルカディアスポーツクラブ	平18.5.6	地		平14. 12. 26
スポーツクラブ米沢 西根ときめきスポーツクラブ 平19.2.25 長井花のまちスポーツクラブ 平25.2.23 沖郷スポーツクラブ 平18.2.25 南陽市四道会スポーツクラブ 平19.2.25 立井宿地区スポーツクラブ 平15.2.27 マイマイスポーツクラブ 平16.6.1 スポーツかわにし 平21.6.27 スポーツかわにし 平21.6.27 おぐにスポーツクラブYui 平22.2.21 ゆめスポしらたか「RO*KU」 平22.2.14 いいでスポーツクラブキララ☆ 平23.2.19 設立クラブ数 14 14 14						平15. 3. 15
 西根ときめきスポーツクラブ 長井花のまちスポーツクラブ 中25.2.23 地地 下3.2.25 中3.2.25 中4.2.25 中4.2.25 中4.2.25 中5.2.27 中4.6.6.1 中4.2.2.2.1 中4.2.2.2 						
世 長井花のまちスポーツクラブ						平18. 3. 4
期 沖郷スポーツクラブ	置					
地区						
区 二井宿地区スポーツクラブ						
マイマオスポーツクラブ 平16.6.1 遊佐町総合型スポーツクラブ設立準備委員会						
スポーツかわにし 平21.6.27 設立クラブ数 21 22 おぐにスポーツクラブYui 平22.2.21 準備クラブ数 1 22 ゆめスポしらたか「RO*KU」 平22.2.14 いいでスポーツクラブキララ☆ 平23.2.19 設立クラブ数 14 14 設立クラブ数合計 59						1 20. 2. 20
おぐにスポーツクラブYui						
ゆめスポしらたか「RO*KU」 平22.2.14 いいでスポーツクラブキララ☆ 平23.2.19 設立クラブ数 14 設立クラブ数合計 59						22
いいでスポーツクラブキララ☆ 平23.2.19 設立クラブ数 14 ₁₄ 設立 ク ラ ブ 数 合 計 59					十畑ノノノ奴	
設立クラブ数 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 15 20 30 31 32 32 33 43 44 59 46 47 47 48 49 40 40 40 40 40 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 40 40 40 40 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 40 40 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 40 40 40 40 41 41 42 43 44 45 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>						
		-H 1 > - 2 M/	+23.2.19			50
準備クラブ数 0 準備クラブ数合計 3			14			
		準備クラブ数 0			準 備 ク フ ブ 数 合 計	3

(山形県教育庁資料)

【主な取組み】

① ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

県スポーツ・レクリエーション祭の開催などを通じて、県民のスポーツに親しむ気運の 醸成を図るとともに、べにばな国体を契機に地域に根ざした「わがまちのスポーツ」など 地域性を活かしたスポーツの促進、安心安全なスポーツ環境の整備を促進することなどに より、県民一人ひとり、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じたスポーツ活動 を推進します。

② 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実 総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団活動、放課後子ども教室等における地域の スポーツ環境を充実させ、子どものスポーツ機会の充実を図ります。 ③ 県民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

県民が主体的に参画するスポーツ環境を整備するため、市町村の実態に応じて総合型地域スポーツクラブを創設・育成、地域のスポーツ指導者等の充実、学校体育施設の有効活用などによるスポーツ施設の充実を図ります。

④ 県スポーツ界における好循環の創出に向けたスポーツの推進

地域においてスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が育まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与するという、県スポーツ界の好循環を創出するため、スポーツ界と地域とが一体となって「支えあう」スポーツの基盤整備、トップスポーツと地域スポーツとの好循環システムの構築、スポーツにおける環境活動の取組み等を総合的に推進します。

※ 「支えあう」スポーツ

スポーツ活動において、支える側の主体と支えられる側の主体は表裏の関係にあり、互いに恩恵を与え、享受する関係にあると言えます。山形県スポーツ推進計画では、「みる・支える・交流する」を「支えあう」というフレーズに収斂(しゅうれん)し、本県スポーツ界のキーワードとして掲げ、スポーツを推進しています。

主要施策26 競技スポーツの推進

本県のチームや選手が、全国や世界のひのき舞台で活躍することは、県民に明るい話題を提供し、夢や希望を与え、自信や誇り、郷土愛を育み、活力ある県政発展に大きく寄与するものです。2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催が決定し、本県関係者の活躍への期待とともに、競技スポーツを身近に感じることができる機会となります。

また、スポーツには、勝ち負けの要素だけではなく、競技力を向上させていく過程の中に、 人間形成に必要な成功、失敗、挫折、試行錯誤などの体験を重ねていくことができる要素があ ります。このような数多くの体験をくぐりぬけてきた選手から学ぶべきことは多いはずです。

トップスポーツにより培われるアスリートの技術や経験、人間的な魅力は社会的な財産であり、それらを地域におけるスポーツに還元することは、本県スポーツ界の競技力と裾野の拡大につながります。スポーツ界における好循環を創出し、本県スポーツ界全体の活性化を図っていきます。

【現状と課題】

本県では、全国トップレベルで活躍する選手・チームを育成・強化し、各種全国大会での活躍に向けた競技力向上の取組みを行ってきました。その結果、オリンピック競技大会において、多くの本県関係者が出場し、冬季オリンピックバンクーバー大会(2010年)では、冬季大会初のメダリストが誕生しています。また、パラリンピック競技大会でも、冬季トリノ大会(2006年)、冬季バンクーバー大会(2010年)において、2大会連続となるメダリストを輩出しています。

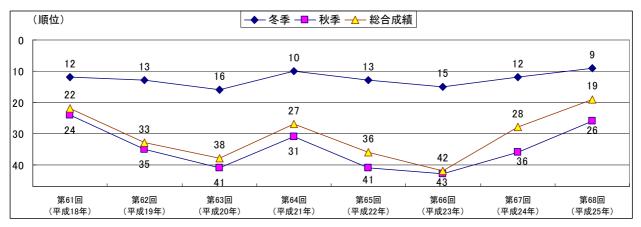
べにばな国体開催を契機に強化されたカヌー、スケート、フェンシング競技等は、各種全国 大会において、トップレベルで活躍するなど、本県の得意競技に育ち、オリンピック競技大会 等、国際舞台で活躍する選手も育成されています。これら選手の活躍は、本県スポーツ界を牽 引するとともに、県民に大きな感動と活力を与え、児童生徒に大きな夢と希望を与えています。

県ではこれまでも、優れた素質を持つジュニア選手の発掘と、トップ選手に至るまでのプログラムを組織的に展開するとともに、将来、リーダーとして社会に貢献する人材を養成してきています。今後は、これまで本県のお家芸としてきた競技の再構築や新たな得意競技の育成を図るなど、競技力向上に向けた強化策を講じていく必要があります。

また、スポーツ指導者については、県体育協会及び県内競技団体や中央競技団体が開催する研修会へ参加することで指導者の養成と資質の向上を図ってきました。しかし、これまで本県の競技力を支えてきた指導者は徐々に高齢化し、さらに、世代交代がスムーズに進んでいない状況にあります。それに加え、国内における競技水準は年々向上しており、全国を勝ちぬくための高度な専門的知識と高い指導力を持つ指導者の養成・確保が求められています。

本県の競技スポーツを支えてきた土壌として、地域と競技団体との密接な連携があります。 先述した本県の得意競技も、地域に根ざし競技力を付けてきた代表的な競技です。これらに続 く競技を更に育成・拡大するためには、市町村や競技団体、関係機関が更なる連携を図り、活動を支えるスポーツ環境を整備することが必要です。同時に、全国規模の大会開催の機会を捉え、大会の準備や競技運営等を通して、競技力向上のための選手強化だけでなく、地域の活性化や高い資質を持つ審判員の育成等、競技団体の組織力を充実させていくことも求められています。

〇 国体における順位の推移



(山形県教育庁資料)

○ 本県関係選手のオリンピック競技大会出場の状況

【夏季:	大会】						【冬季:	大会】					
回数	開催年		開催国		選手数		回数	開催年		開催国		選手数	
				男	女	合計					男	女	合計
1	1896	アテネ	ギリシャ	_	_	_	1	1924	シャモニー・モンブラン	フランス	_	_	
2	1900	パリ	フランス	_	_	_	2	1928	サン・モリッツ	スイス	0	0	0
3	1904	セントルイス	アメリカ		_	_	3	1932	レークプラシッド	アメリカ	0	0	0
4	1908	ロンドン	イギリス	_	_	_	4	1936	ガルミッシュ・バルテンキルヘン	ドイツ	1	0	1
5	1912	ストックホルム	スウェーデン	0	0	0	5	1948	サン・モリッツ	スイス	-	_	_
6	1916	中止 。	2 . 18	-	_		6	1952	オスロ	ノルウェー	0	0	0
7	1920	アントワープ	ベルギー	1	0	1	7	1956	コルティナ・ダンペッツォ	イタリア	0	0	0
8	1924	パリ	フランス	0	0	0	8	1960	スコー・バレー	アメリカ	1	0	1
9	1928	アムステルダム	オランダ	0	0	0	9	1964	インスブルック	オーストリア	0	0	0
10	1932	ロサンゼルス	アメリカ	0	1	11	10	1968	グルノーブル	フランス	0	0	0
11	1936	ベルリン	ドイツ	0	0	0	11	1972	札幌	日本	1	0	1
12	1940	中止		-	_	_	12	1976	インスブルック	オーストリア	1	0	1
13	1944	中止		-	_	_	13	1980	レークプラシッド	アメリカ	2	0	2
14	1948	ロンドン	イギリス	_	-	_	14	1984	サラエボ	ユーゴスラビア	2	0	2
15	1952	ヘルシンキ	フィンランド	0	0	0	15	1988	カルガリー	カナダ	1	0	1
16	1956	メルボルン	オーストラリア	3	0	3	16	1992	アルベールビル	フランス	0	2	2
10	1000	ストックホルム	スウェーデン	0	0	0	17	1994	リレハンメル	ノルウェー	0	1	1
17	1960	ローマ	イタリア	3	0	3	18	1998	長野	日本	1	3	4
18	1964	東京	日本	3	2	5	19	2002	ソルトレイクシティ	アメリカ	0	2	2
19	1968	メキシコシティ	メキシコ	0	1	1	20	2006	トリノ	イタリア	2	1	3
20	1972	ミュンヘン	西ドイツ	3	1	4	21	2010	バンクーバー	カナダ	2	0	2
21	1976	モントリオール	カナダ	3	0	3	22	2014	ソチ	ロシア	2	0	2
22	1980	モスクワ	ソビエト	1	-	1			合 計		16	9	25
23	1984	ロサンゼルス	アメリカ	2	0	2							
24	1988	ソウル	韓国	3	0	3							
25	1992	バルセロナ	スペイン	3	1	4							
26	1996	アトランタ	アメリカ	0	0	0							
27	2000	シドニー	オーストラリア	1	0	1							
28	2004	アテネ	ギリシャ	0	7	7							
29	2008	北京	中国	2	7	9							
30	2012	ロンドン	イギリス	0	0	0							
		合 計		27	20	47							

(山形県教育庁資料)

① ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の充実

全国や世界のひのき舞台で活躍できるトップアスリートを発掘・育成・強化するため、 スポーツ団体や地域等との連携により、ジュニア期からトップレベルに至る体系的かつ戦 略的な支援を強化します。

さらに、2020年に開催が決定したオリンピック・パラリンピック東京大会への出場を目指す本県関係選手の競技力強化に向けた取組みを支援します。

② 競技力向上に向けたスポーツ環境の整備

トップアスリートを育成できる高度な専門的能力を有する指導者と各競技団体における 質の高い審判員等を養成・確保することで競技力の向上を図ります。

また、スポーツ医・科学的サポートを充実させるとともに、各競技団体や関係機関との 密接な連携を図り、トップアスリートの活動を支える環境づくりを推進します。

③ 全国規模の大会開催の推進

平成29年度南東北インターハイをはじめとする全国的な大会を計画的に開催し、選手の強化・育成を図ることにより、競技水準の更なる向上に取り組むとともに、開催地域の人々と大会に参加する選手・関係者、観戦者との交流等を通して、地域の活性化を推進します。

- ④ 県スポーツ界における好循環の創出に向けたスポーツの推進 <主要施策 25 の再掲> 地域においてスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が育まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与するという、県スポーツ界の好循環を創出するため、スポーツ界と地域とが一体となって「支えあう」スポーツの基盤整備、トップスポーツと地域スポーツとの好循環システムの構築、スポーツにおける環境活動の取組み等を総合的に推進します。
- ⑤ スポーツを通した交流の促進

競技スポーツの全国大会や国際大会が本県で開催される機会を活用し、国内外のスポーツ 選手と地域の交流を促進します。



国宝「縄文の女神」